

平成24年度事業仕分け会議録

7月21日(土) A会場

事業番号	事業名	担当課	ページ数
-	開会式	-	1
1-1 1-2	地域福祉センター建設事業 福祉の拠点づくり事業	社会福祉課	4
2	ねたきり高齢者等支援事業	社会福祉課	22
3	障害者通所支援事業	障害福祉課	40
4	プラネタリウム投映事業	生涯学習課	58
5	体育館施設管理事業	スポーツ課	72
6	図書館資料貸出事業	中央図書館	91

(開会式)

○司会者（荻須 篤）

皆様、おはようございます。暑い中、またそれぞれ御多用の中、多数の御参加をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、ただいまより平成24年度安城市事業仕分けの開会式を開催いたします。

私、進行役を務めさせていただきます企画部経営管理課長の荻須と申します。どうかよろしく申し上げます。

開会に当たりまして、初めに、安城市長、神谷学よりごあいさつを申し上げます。

○市長（神谷 学）

どうも、皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、平成24年度安城市事業仕分けにお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、事業仕分けを実施するに当たりまして、市民仕分け人の皆様の初め、市民判定人、また構想日本といった多くの方々の御協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げたいと思います。皆様方、大変どうも御苦労さまでございます。

本市におきましては、昨年度、皆様の御協力のもと、初めてとなりました事業仕分けを実施いたしました。これは、事業の必要性や事業自体が適切かどうかを一般市民の皆さんと一緒に考えるために実施をしたものでございます。事業仕分けという手法によりまして、市民の皆さんに本市の事業評価にかかわっていただいたことは、市民参加、市民協働の大きな成果であったと思っております。そして、今年度もさらなる成果を得るために、第2回目となる事業仕分けをこれから実施していただきます。

昨年度は、事業仕分けの対象事業の選定を外部の委員会にゆだねておりましたけれども、さまざまな反省の結果、私ども安城市としましても、一層の問題意識を持ち、積極的に事業を選定する必要があると考えまして、今年度は11事業を私どもで選定をいたしまして、13事業を市民の皆さんからの投票をもとに委員会で御選定いただきました。また、事前に仕分け人及び市民判定人の方に関連施設の現場見学を行っていただきまして、対象事業に対しての理解をより深めていただいております。

このような私たちなりの改善を加えて行います今回の事業仕分けで、より活発で有意義な議論が交わされ、適正な御判定をいただけますことを御期待申し上げます。この事業仕分けに参加されます皆様方からの貴重な御意見を参考にさせていただきます。諸事業の見直しを図り、持続可能な都市経営に努めてまいりたいと思っております。私どもの意思を御理解いただきまして、本年度も事業仕分けに御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げ、私からのごあいさつとさせていただきます。2日間どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○司会者（荻須 篤）

続きまして、安城市事業仕分け委員会委員長でもございます荒井英明様よりごあいさつをちょうだいいたします。

○事業仕分け委員長（荒井英明）

皆様、おはようございます。事業仕分け委員会の委員長を仰せつかっております荒井でございます。どうぞよろしく願いいたします。きょうは朝早くから大勢の方に傍聴にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

安城市では、先ほど市長さんからもお話がございましたが、昨年につき2年目ということでございます。昨年の事業仕分けの作業を傍聴された、ごらんになられた方もたくさんいらっしゃるのではないかとというふうに思いますけれども、事業仕分けというのは、ごらんになっていただいてもわかったかと思えますけれども、コストカットを大きな目的にしたツールではないということを御理解いただきたいというふうに思います。

公開の場所で大勢の方がごらんになっている場所で、税金の使い方、使われ方について議論をし、もっと効果的で効率的な方法はないのかと。同じ税金を納めるのであれば、もっと住民の役に立つ使い方はないのかという、こういう観点で議論をする作業が事業仕分けということでございます。特にこちら安城市さんにおかれましては、事業の選定から、それから事業仕分けを実施した後、その結果をどう使うかというところまで、外部の事業仕分け委員会というところでさまざまな議論、意見を申し上げるといふ、こういう方式もとっておりまして、いわば最先端の手法かなというふうにも考えているところでございます。また、本日は市民判定人の皆様に議論を聞いた上で御判断をいただくという、こういう方式もとらせていただいております。これも事業仕分けの手法の中では非常に開かれた、住民参加型の方式だというふうに考えております。ぜひ判定人の皆様におかれましては、1日大変かと思えますけれども、こちらのテーブルでの議論を聞いていただいて、その議論を判断の材料に御判断をいただきたいというふうに思います。

もう既に今の時点で、この事業はこうしたほうがいいんじゃないかというような、若干の先入観をもしかしたらお持ちなのかもわかりませんが、事業仕分けというのは当日の議論で、もっとここのテーブルで皆さんの判定の参考になるような、そういう深掘りをいたしますので、その議論をお聞きになって御判断をいただきたいというふうに思います。そうした意味からは、仕分け人の皆様におかれましては、御自分自身の御判断をいただくということはもちろんですが、市民判定人の皆さんとか、この議論を聞いていらっしゃる市民の皆さんが、この事業についての問題はどこなのか、課題は何なのかということがわかるように浮き彫りされるような、そんな議論に努めていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、この事業仕分けによりまして、行政と住民の皆さんの距離が縮まること、そして職員の皆さんの資質が向上すること、これが大きく期待されるところでございます。2日間、非常に長い作業になりますが、どうぞしっかりと御注視をいただきまして、皆さんの納めた税金が効果的、効率的に使われるように御期待を申し上げたいというふうに思います。2日間長くなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○司会者（荻須 篤）

ありがとうございました。

本日のコーディネーター、そして仕分け人の方々につきましては、受付にて配布させて

いただきましたこちらの資料、こちらの10ページに名簿を掲載させていただいております。本来でございますれば、お一人ずつ御紹介させていただくところですが、時間の都合もございますので、この掲載をもって御紹介とかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

また、判定におきましては、より市民目線を大切にするため、先ほどお話がございましたように、市民判定人による判定方式を採用しております。2日間で80名ほどの市民の方々にも御協力をいただきます。どうかよろしくお願いたします。

この後、事業仕分けに入ると思いますが、その前に2点だけ、事務局のほうからお願いがございます。

まず、1点目は、傍聴の方々へのお願いでございます。資料の1ページをごらんください。注意事項がございます。

1番、会場への出入りは自由となっておりますが、仕分け作業の妨げにならないようお願いたします。3番のほうで、傍聴者の方からの御意見や御質問は、直接は受け付けいたしかねます。もしおありになりましたら、最寄りの係員までお申しつけください。4番、作業内容、仕分け作業に対しましては、直接発言なさったり、拍手などの方法で意見を表明することは御遠慮いただきたいと思います。5番、同様に、横断幕やプラカードなど、意思表示するような行為は御遠慮いただきます。6番、携帯電話につきましては、マナーモードあるいは電源をお切りいただきますよう御協力をお願いたします。また、仕分けの様子は、報道機関による撮影、あるいはインターネットによる生中継もございません。お顔が映る場合があるということで御承知おきいただきたいと思います。

2点目は、スケジュールについてでございます。

仕分け作業については、資料の2ページ、3ページに時間割が振ってございます。順次進行してまいります。議論の進行状況によっては時刻が前後することがありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上をもちまして、開会式を閉じさせていただきます。

それでは、コーディネーター、上久保様と小村様との進行により事業仕分けに入りたいと思っております。仕分け会場でございますが、Aチームについてはこちらの会場になります。Bチームにつきましては、隣の展示室が会場となりますので、Bチームの事業の傍聴を御希望の方、あるいは仕分け人、判定人の方々には御移動をお願いたします。それぞれ準備が整い次第、開始となりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

こちらA会場にお残りの市民判定人、仕分け人の方に御連絡申し上げます。本日、机の上に差しかえの資料を置いてございます。あらかじめ配布させていただいた資料の後に若干修正が発生いたしましたので、恐縮ですが、お手元の資料の差しかえをお願いたします。本日お配りした傍聴人の方々につきましては訂正済みでございますので結構でございます。よろしくお願いたします。

(事業番号1-1 地域福祉センター建設事業、1-2 福祉の拠点づくり事業)

○コーディネーター（上久保明治）

では、早速作業のほうに入りたいと思います。

事業番号1-1、それから1-2、地域福祉センター建設事業並びに福祉の拠点づくり事業、これについて作業に入らせていただきます。

では、事業内容につきまして、5分程度で簡単に所管から御説明をお願いします。ではよろしく願いいたします。

○担当課（清水信行）

皆様、おはようございます。福祉部社会福祉課長の清水でございます。よろしく願いいたします。

事業番号1-1、地域福祉センター建設事業と1-2、福祉の拠点づくり事業をあわせて説明をさせていただきます。

まず、資料の説明に入ります前に、この2つの事業の違いにつきまして御説明を申し上げます。地域福祉センター建設事業につきましては、安城市では中学校区単位に福祉センターの整備を進めておりまして、現在、8つの中学校区のうち6地区が完成し、現時点では7地区目の安祥地区の福祉センターを建設中でございます。一方、福祉の拠点づくり事業でございますが、完成をしました福祉センターの管理運営の事業ございまして、社会福祉法人安城市社会福祉協議会に指定管理者として福祉の拠点施設となるように管理運営をいただいております。

それでは、初めに、地域福祉センター建設事業の内容を説明させていただきます。15ページをごらんいただきたいと思います。

まず、事業の実施の背景でございますが、先ほど言いましたように、安城市におきましては、地域福祉活動を推進するため、拠点施設といたしまして地域福祉センターの建設を各中学校区に進めております。総合計画におきましても、また高齢者福祉計画におきましても、福祉センターを整備することとしておりまして、安城市は特に中学校区を、住みなれた地域で生活を継続することができる日常生活圏域と位置づけて整備をしております。

次に、事業の目的でございますが、高齢者、障害者、母子、児童などに対しまして、各種の福祉サービスを提供するとともに、市民の主体的な福祉活動を推進することによりまして、福祉の向上を図るため地域福祉の拠点施設として設置するものでございます。

次に、事業内容でございますが、記載のとおり平成3年から平成20年までに6中学校区の福祉センターを設置いたしまして、現在は7地区目となります安祥地区の福祉センターを建設中でございます。

続きまして、次のページをごらんください。

各年度のコスト、総事業費、財源内訳でございますが、安祥地区の福祉センターの建設でございますが、平成21年度は職員の人件費のみ、そして本年度末までで完成の予定でございますが、金額は記載のとおりでございます。

次に、事業成果でございますが、目標は8中学校区すべてに福祉センターを設置するこ

とでございまして、成果指標としまして、現在の設置箇所数を記載しております。

事業の自己評価、今後の方向性につきましては、既に整備済みの福祉センターにつきましては、老人福祉センターを中心に検討し、地域の実情に合わせてデイサービスセンターや児童センターを併設してまいりました。現在建設中の安祥地区の福祉センターにおきましては、この地区に児童センターがないため、児童センターもあわせて整備しているところでございます。今後は8カ所目となりますが、明祥中学校区においても地域の実情に合わせて施設の整備を検討する必要があると考えております。

次に、福祉の拠点づくり事業の概要を説明させていただきます。

資料19ページをごらんください。

事業実施の背景、目的でございますが、この事業は設置をされました福祉センターを管理運営する事業でございますが、各種の福祉サービスを提供するとともに、市民の主体的な福祉活動を推進することによりまして、地域福祉活動や介護予防事業などの拠点として福祉センターを一体的に管理運営し、拠点づくりを推進するものでございます。

次に、実施方法、事業内容でございますが、指定管理によるものと市が直接実施するものと区分けしております。

まず、指定管理によるものとしましては、指定管理者として社会福祉法人安城市社会福祉協議会に委託をしておりますのは、施設の利用に関する業務や施設整備の維持管理に関する業務、またそれらに対する業務として場の提供、活動を担う人材の育成及びボランティア活動の推進、各種団体の活動支援などを行っていただいております。

さらに、地域福祉委員会が行うサロン活動や介護者の集い、高齢者の見守り活動など、地域福祉活動への支援や地区社会福祉協議会、これを設置しております地区社会福祉会が行う勉強会、講座、講演会、高齢者の安否確認情報の連絡調整、地域全体での交流事業など、福祉センターに配置されております地区社会福祉協議会を担当する職員と施設の管理運営を担当する社協の職員が連携して事業を推進しております。なお、市が直接実施するものとしましては、100万円以上の施設修繕や備品購入ですとか、駐車場の借り上げ、火災保険の加入など、その内容は指定管理の基本協定で定めております。

続きまして、次のページ、20ページをごらんください。

各年度のコスト、総事業費、財源内訳でございますが、金額の変動は、市が直接実施する施設の修繕の内容などにより、大きな変動があるものでございます。事業実績の単位当たりのコストにつきましては、1施設当たりの指定管理料を記載させていただいております。

次に、事業成果でございますが、目標は、市民や各福祉団体の活動や交流の場としての利用の増加でございまして、成果指標としましては、施設の年間利用人数を記載させていただいております。年々増加しておるところでございます。

次に、事業の自己評価、今後の事業の方向性でございますが、福祉センターは高齢や障害のある方、子どもなど、各福祉団体の活動拠点であると同時に、世代交流の場としての機能も持っております。また、地域福祉や介護予防の拠点としての機能と各町内に設置し

ております福祉委員会など、地域福祉活動を支援する地区社会福祉協議会の活動拠点としての機能も有しております、安城市社会福祉協議会に指定管理をお願いすることによりまして、一体的な管理運営ができております。今後、さらに福祉の拠点としての機能を充実するため、引き続き安城市社会福祉協議会に指定管理をお願いすることによりまして、一層の推進が図られるものと考えております。

なお、社会福祉協議会の概要につきましては、21ページに委託指定管理・補助の団体シート、それから社協の組織と事務分掌につきましては、23、24ページのほうに記載をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、地域福祉センター建設事業と福祉の拠点づくり事業の説明を終わります。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。

それでは、御質問に入る前に、少し私のほうから確認をさせていただきたいと思います。

まず、地域福祉センターの建設事業、これにつきましては、安城市としましては地域福祉の活動拠点として中学校単位に、8つ整備する予定の7つ目が今まさにこの事業として出ていると。そうすると、この事業が終了すれば、8つ目が始まるまでは、次は展開されない可能性はあると。それらを運営するための事業として、1-2の福祉拠点づくり事業というのがありまして、本来、これ市が施設を整備した事業ですので、市が直接管理するのが本来なんでしょうけれども、どういう観点からか、指定管理者という形で社会福祉協議会が管理をしていただく、こういう事業なんですね。

そこで、指定管理者として社会福祉協議会を選定していくということになったわけですが、これに当たって、直接実施するよりもいいという、何か根拠があったのでしょうか。

○担当課（清水信行）

事業主体の問題の御質問だと思いますけれども、市が直接実施するよりも社協のほうがいいという根拠の御質問で、経費と効果の2つからお答えしたいと思いますけれども、まず経費につきましては、市と社協の比較は一部行っておりまして、市のほうよりも社協のほう有利という結果でございます。また、効果につきましては、そもそも社会福祉協議会というのは、社会福祉法におきまして、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体というふうに規定されておりまして、安城市社協もスローガンとして住民一人一人が主役の福祉のまちづくりを基本理念に置いていただいております、だれもが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らしていける社会づくりの推進をしていただいております。したがって、安城市としては、社協に指定管理をしていただくのが一番効果的だという判断をしております。

○コーディネーター（上久保明治）

市が行うよりも費用面、それから効果から見ても、社協のほう有利であると、そういう判定をした上で、こういう形をとったということですね。そのようにして事業が展開されていきますので、皆さんのほうから御質問があればお願したいと思います。どうぞ。

○仕分け人（河合宏人）

市民仕分け人の河合です。お願いします。

先ほどのことなんですけど、実際、私の市民の視点から意見を言わせていただきますと、私の祖父が福祉センターを検討していたときに、民間と検討していたんですけれども、やはり民間のほうがどちらかというとサービス面ですぐれているということで民間を選んでいて、私の身の回りの方々もそういった方々が結構いらしたんですね。そうしたところから、先ほど社協を選択する理由として、経費と効果のことをおっしゃられていたんですけれども、民間と比べるとどうかということについて教えていただきたいです。

○担当課（清水信行）

実施主体が民間と比べてどうかという御質問だと思いますけども、民間のほうの社会福祉法人というのは非常に多くの団体ができております。例えば高齢者の施設を管理している団体、障害者の施設を管理している団体、児童の施設を管理している団体、それぞれありますけれども、基本的にはまだ、例えば高齢者の施設ですと介護保険の事業所としての団体ですとか、障害者の施設ですと障害者自立支援法の関係、児童の関係ですと児童養護施設等々、そうしたものでそういった個々のサービスの団体が多く、地域福祉を担っていただくという団体としては社会福祉協議会が一番望ましいという判断をしておるところでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

今の話に関連して、少しよくわからないので、これは市民の皆さんも聞かれていますのでぜひ教えていただきたいんですけれども、もし同じお金があるんだとしたら、地域福祉を担う人たちもいるかもしれないけれども、ここに実際にサービスを受ける施設というのがあるわけですよね。そこを重点化して、そこに補助をすることによって、結果的に市民の皆さんの負担を小さくすることのほうが、結果的に市民の満足度が高まるということもあり得るかと思うんですけれども、そういったことをされない理由というのはなぜなのでしょう。

○担当課（清水信行）

今、サービスの関係でのことでそういった事業者に補助をして、もっと切り分けたほうがいいんじゃないかという御質問だと思いますけれども、そもそも地域福祉というのは、それぞれの地域で安心して暮らせるように、地域の住民や福祉団体がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むというのが地域福祉でございます。そういったサービスは個々のニーズに応じてそれぞれの事業所がやっていただくんですけれども、本来はそういったサービスを受ける前に、地域の中で問題が解決できる、地域の中で暮らしていけるというのが一番望ましい形だと思います。現在、高齢化が進んでおりますし、核家族化が進んでおる、それから隣近所とのつき合いが希薄化されておりますので、なかなか自助ですとか、共助の力が落ちてきているというふうに考えております。

そこで、安城市では、隣近所、近所づき合いによる気軽な手助けを、そういう身近な福祉圏域と位置づけておりまして、そういった部分で地域福祉を担っていただくところを主眼に福祉センターを設置しておるということで、事業所とはまたちょっと違う観点での施

設でございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

続けてすみません。別の角度から聞かせていただくと、こういった地域の拠点をつくり、その上でそれを安城市社会福祉協議会に委託をしているということの是非についてお伺いをしたいんですけども、ここでよく見させていただくと、社会福祉協議会って、一見民間の施設の民間の協議会のように見えて、市の職員が14名入っていらっしゃるんですよ。これ結局、市と一体じゃないかというのが、まずこういう外見的なところから見てもそうですし、恐らくこれは全国そうなんですけれども、住民の皆さん、市民の皆さんから見ても、これは何か市と一体のように見える。そういう中で、指定管理料として2億3,300万払われているんですけども、この金額の根拠というのはどういうふうに見積もられているのでしょうか。

○担当課（清水信行）

社協自体が市と一体化しているんじゃないかということで、確かに社会福祉協議会という組織自体が市の、公共の補完をしていただく部分もあるものですから、市と一体的な事業運営をしていただいている面もあります。ですから、市が担う部分と社協が担う部分は、これは切り分けて考えておまして、市が担う部分は当然公助の部分、それから社協が担う部分は公助を補完する部分と、それから共助の部分ということでございます。

それから、もう1点……

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい、お話中。公助とか共助とか、多分市民の皆さんが聞いていてもわからないと思うんです。僕もわかりません。ぜひそこを具体的にお話をさせていただけますか。

○担当課（清水信行）

公助、共助、自助という言葉でございますけれども、まず自助からいきますけれども、自助につきましては個人や家族の助け合い、共助は地域の助け合い、公助は行政が行う、例えば生活保護だとか手当の支給だとか、そういった部分でございます。

それから、先ほど金額の根拠というお話でしたけれども……

○仕分け人（亀井善太郎）

実態的にはさっきの続きで構わないですけど。

○担当課（清水信行）

自助、共助、公助は、そういう個人、家族の助け合いと地域の助け合いと、公共で行うことという、行政が行うことという、その3つでございます、そもそも地域福祉というのは、身の回りの問題はまずは個人や家族が解決をして、個人や家族で解決できない問題は地域で解決をして、それでもできない問題は行政が解決するという、そういった自助、共助、公助の考えでもって市のほうは進めておるところでございます。

それから、もう1点、先ほどの金額の根拠ということでございますが、この指定管理料の根拠につきましては、主なものとしては、内訳としては職員の人件費、それから施設の維持管理の部分で光熱水費、それから100万以上の修繕につきましては市が直接実施しま

すけれども、それ以下の簡易な修繕等の施設修繕費等々が根拠になっております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。聞きたいのは、これを妥当だと検証されている理由は何ですか。

○担当課（清水信行）

その金額ということでございますでしょうか。

○コーディネーター（上久保明治）

先ほど、説明の中で費用的に有利ですよというお話がありましたよね。そこを具体的に証明していただければいいと思うんです。

○担当課（清水信行）

はい、わかりました。先ほど実施主体、市と社協で比較しているかという中で私が、経費の部分では一部比較しておりますよというお話をさせていただきました。その具体的内容をお話をさせていただきますけれども、まず社会福祉協議会の給与関係、人件費につきましては、多くの市町村にある社会福祉協議会は大体、市とこの近辺でございますけれども、市の職員と給与制度が同じところが多いものでございますが、安城市では社会福祉協議会の職員給与が初任給決定基準ですとか、昇給・昇格基準の運用、また退職手当を含む手当の基準におきまして、市の職員より金額が若干低い金額になっておりますので、経費の面から見て、同じ人数でやれば効果があるというふうに判断をしておるところでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。これ市の職員の給料よりも社協の給料のほうが安いから、社協のほうが安いと、そういう理解をされているということですのでよろしいですね。

○担当課（清水信行）

経費としてはそうでございますが、目的として地域福祉を推進する団体でございますので、社協に委託を指定管理をしているということでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

これ例えば、各地域ありますよね。ほかの地域なんかではよくある話なんですけれども地域ごとに分けて、民間にお願いする場合というのもあるんですね。そうすると、民間で実際に事業を回していらっしゃるから、当然そういう社会福祉の問題については現場でやっっているから、大変失礼ながら社協の方よりも詳しい。その上で人件費も、民間で経営としてされますから、安く済む場合が多いということで、そういう選択をされる市町村もあるんだと思うんですけれども、そういう中で、これ全市まとめて引き受けてくれる人といったらなかなかないかもしれないかもしれません。けれども、個別の拠点ごとに分けて行ったほうが、もしかすると市民にとってはよりサービスがいい形になるかもしれないし、もしかすると税金の投入がここで減らすことができ、結果的にはほかの事業に回して、先ほどお話があった個別の事業に回すことができ、より市民の皆さんにとって満足度が高い結論を得ることができるかもしれないと思うんですけれども、そういったことについての御検討というのはされているんでしょうか。

○担当課（清水信行）

先ほどちょっとお話ししましたけれども、自助・公助・共助の中で、安城市では、まず町内会単位に福祉委員会というのを組織いただいております。これは町内会、安城市は自治会を町内会と呼んでおりますけれども、町内会は町内会活動をやっていただきますけれども、地域の課題を解決するために福祉委員会というのを組織いただいております。この組織をするのに社協の職員が組織化してくださいねということでお願いして、安城市ではほとんど、まだ一部できていないところがありますけれども、ほとんどの町内会に福祉委員会ができておると。その福祉委員会の活動をしていただくのに当たって、やはり地域の方の中でも福祉に造詣の深い方の中にはおみえになりますけれども、社会福祉協議会の職員がバックアップをしながら進めていくということで地域福祉を担っておる。

それから、施設管理の面での先ほどの御質問だったと思いますけれども、施設管理ということで、社協でなくて民間の団体の検討を、そういうこともできるんじゃないかという御質問だったと思いますが、今のところそういう検討はしてなくて、まず地域福祉をしっかりしていただくために社協のほうでやっていただいているということでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。僕しゃべり過ぎちゃいけない。一つだけ、これ最後に申し上げると、社協初めにありきの印象を強く受けます。私は、これは今民間でいろんな工夫をされている方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々に税金の資金が入れば、より住民にとっての意義深い仕事というのができるかもしれないということは、これは行政が仕事を手放さないこの部分というのはなかなか広がらない部分というのがございますので、結果的に住民の皆さんにとっての使い勝手だとか、あるいは意味があるということで、そこは御検討されたらいいのではないかなということ、今話を聞いて感じさせていただきました。

すみません、以上です。

○コーディネーター（上久保明治）

ほかにいかがですか。

○仕分け人（稲垣礼子）

稲垣です。よろしく申し上げます。

先ほどから地域福祉を担うのには社協が一番適切だということでお話しされているんですけども、前提問題としてなんですけれども、地域福祉というのは、具体的に一体どういことをやるのか、そしてそのことをやるのに、まさに社協が適切だということも根拠として、理由というのを知りたいんですけれども。

○担当課（清水信行）

先ほど若干説明させていただきました地域福祉という言葉が耳なれない言葉ということでの御質問かなと思いますけれども、福祉という言葉は非常に概念的に広い。例えば高齢者福祉だとか、障害者福祉というと、先ほど言いましたようにそういったサービスを直接実施する。地域福祉とは何ぞやという御質問なんですけれども、社会福祉法の中で地域福祉という言葉が定義づけをされておまして、地域の問題は地域の方々で解決しようとい

うことで、これも具体的に何をやるかというのが、例えば介護保険のサービスを受けてみえる、デイサービスを受けてみえる、施設に入らずに在宅でデイサービスに通ってみえる、それからヘルパーに来ていただいてお手伝いをしていただく。そして、それだけで済まない。やはりサービスを受けていても、ごみ出しの問題だとか、買い物の問題とか、いろいろ困ったことがあると思います。すべてサービスでできればいいんですが、そういったのが地域の中で、お隣にそういった困ったおじいちゃん、おばあちゃんがいるから手伝いましょうねという、そういう力が伸びていくことが地域福祉の推進だというふうに私どもは考えております。

○仕分け人（稲垣礼子）

そうすると、今の地域福祉というのは、社協の方々というのは、具体的にその地域に入り込んで作業をされているということなんですか。

○担当課（清水信行）

先ほど言いましたように、福祉委員会を設置いただいておりますけれども、その福祉委員会だけではやっぱりどうやって動いていいかがよくわからないということで、地区社協の職員がそこへ出向いて、いろんなアドバイスをしながら、例えば安城市では地域見守りモデル事業というのを今やっておりますけれども、地域の中で問題を抱えている人がどこにいて、そういう人にどういう支援ができるかというのを具体的に検討をして、地域で助け合いが進んでおるという状況でございます。

○仕分け人（稲垣礼子）

もう少しいいですか。自己評価のところ、今回、安祥福祉センターをつくるということで、地域の実情に合わせて福祉センターをつくることにしたということなんですかけれども、地域の実情というのはどのようにして把握されているのでしょうか。

○担当課（清水信行）

まず、建設場所ですとか、そういうこともあるんですけども、そういった地域の高齢者がどれぐらいいるかとか、障害者がどれぐらいいるかという、そういった数字的なもの、それから安城市では児童センターを中学校区単位に設置しておるんですけども、この地域におきましては、児童センターがまだなかったということがあって、先ほども説明いたしましたけれども、老人福祉センターとあわせて児童センターも、地域の実情に合わせて設置をしていくという、そういった内容でございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。住民の方の声はどのような形で聞かれたんですかというような御質問だと思うんですが。

○担当課（清水信行）

住民の方の声をどういう集約しているかと御質問でございますが、安祥福祉センターにおきましては、地区社協、先ほど町内福祉委員会があって、地区社協が支援しているというお話をしましたが、地区社協も職員だけではなくて、地域の方が代表で入っていただいております。地区社協も、職員だけではなくて、地域の方が代表で入っていただいております。

ます。地区社協の役員さん等に説明会を申し上げて、そこで意見を集約して、例えばこういったものがあつたほうがいいということを議論いただいて、施設設計に反映をしておるといふところでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。だとすると、ふだんいつも一緒にやっている人とだけ話をしたようにしか私には今聞こえないんですけれども、むしろあれですよ、高齢者の皆さんとか、お子さんを育てていらっしゃる方だとか、そういう方々というのはなかなかこういうところに声出しにくいから、そこを多分、せつかくこれ多分40年、50年使うわけですよ。そこはそれだけでつくるんだとしたら、そういう意見というのはもっと広く聞かないといけないんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○担当課（清水信行）

地区社協の役員さん、地区社協のメンバーというのが、町内会、それから児童民生委員、民生児童委員ですか、それから老人クラブ、子ども会、それから町内会に女性部があれば女性部の方、それから小・中学校等々、いろんな地域の方がメンバーに入っておりますので、そういった方の代表の方から意見を聞いておるといふことでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。何度も言うけど、その代表の人たちはふだんから行政に加わっている人たちで、でも使う人はそうじゃないですよ、多分。ふだんから多分きょうの判定人の方々がどれぐらいそこにかかわられているか私は承知しておらんのですけれども、そういう地区の役員さんだけの意見が市民の意見そのものなんではなかろうか。そこは皆さんどうお考えですか。

○担当課（清水信行）

広く意見をいただくということでは、その地区の住民全員の方の意見をいただくというのが一番望ましいと思いますけれども、その手間とってはあれですけども、役員の方から意見をいただくことによって広く意見が聞かれておるといふふうに思っております。

それから、もう1点、ここの安祥の1個前の桜井福祉センターを建設するときでございますが、こちらは区画整理で移転をして建設を、保育園が移転をしたときにあわせて福祉センターを建設したものでございまして、そのときはまちづくり委員会ということで、本当に広く、桜井区画整理全体のまちづくりを考える委員会を立ち上げていただきまして、その中で福祉バリアフリー部会というものを組織いただきまして、その中で施設でこういったものがあつたほうがいいんじゃないかという、そういった議論の中でつくってきたという経緯がございます。

○仕分け人（河合宏人）

先ほどの地域の実情に合わせてということに関して、やっぱりどうしても中学校地区ごとに児童センターをつくらなきゃいけないということであつたり、地区ごとにつくことで市民の人に対していかにも平等にやっていることをアピールするようなふうになってしまっているようなことになっているんですけど、先ほど言っていた、本当に必要なところ

に、ここにつくらなければサービスを受けられないような方たちが出てしまうというところをつくることが大事なんですよね。そう考えると、先ほどのこともそうなんですけど、それ以外でやっぱり、そのすぐ近くに民間が同じようなサービスを提供できる施設があるかどうかということとかも大事になってくるんだと思うんですけど、そういった民間の兼ね合いということについては考えられて場所を決められているのでしょうか。

○担当課（清水信行）

民間との兼ね合いでございますけれども、そもそも安城市社協といいますか、安城市が福祉センターをつくる中で、以前は老人デイサービスもつくっておりましたけれども、現在はそういったデイサービスというのはつくっておりませんので、そういった事業系のもものは現在はつくっていないということです。

○仕分け人（亀井善太郎）

じゃなくて、検討しましたかということです。

○担当課（清水信行）

ですから、そもそも事業系の施設ではない、事業系の施設ではない……

○コーディネーター（上久保明治）

民間で事業、民間が行っている事業とは重複していないということですね、このについては。

○担当課（清水信行）

そうです。

○コーディネーター（上久保明治）

という内容なんですか。

○担当課（清水信行）

はい。

○仕分け人（小森義史）

今の議論を聞いていて思うんですけど、多分そもそも論だと思うんです。要は市がやるべきことと、社協なりということと、それから民間ということと、それともう一つの視点として、一般市民なり、いわゆる協働の考え方でその辺どういうふうに取り入れられているかという話と、そのそもそも論のところを要はきちっとされているのかなというところだと思うんですね。その辺をどういうふうにお考えかなというところを少しお話しただけるといいかなというふうに思います。

○担当課（清水信行）

そもそも論からいって、市がやるべきか、社協がやるべきか、民間がやるべきかということなんですけれども、市と社協のお話は経費の比較等、それから社協の目的とあって先ほど何回もお話ししてはいますが、民間につきましては、事業を主体にする、介護保険を主体にする、それから障害者自立支援のサービスを主体にするという、そうした部分とは相入れない部分といいますか、ダブらない部分が多くありますので、特に最初から違うものだというところで、そこでやっていただくということは考えていないです。

○仕分け人（小森義史）

多分その辺が、行政の方と一般市民の間の方でちょっと乖離があるんじゃないかなと。私、ちょっと中間的な立場にいるので、少し行政の方もわかるんですけども、多分行政の方が思っているほど市民の方がその辺理解できていないというところが少し問題じゃないのかという、その辺を……。

○仕分け人（亀井善太郎）

もう一言いうと、現にそこを民間に任せている地域があるわけですよ。こういう部分で、さすがに丸ごと市全部はお願いできません。だけれども、個別の地域ごとに分けると、ここの部分はじゃそこの地域でいろいろと社会福祉事業をやっている民間さんがやった結果、よりそこの利用者との関係も含めてうまくいったねという地域もある中で、なぜこの福祉の拠点、9つこれからできるんだと思うんですけども、そこを社協という市職員が14名も入っていて、多分恐らくこの方々は管理職をされているんだと思うんですけども、市のマネージのもとを、かつ直接社協で任用している、費用が安いからとはいえ、彼らがやる必要があるのかどうかというところが、多分、市民の感覚と行政の皆さんの感覚がずれているというのが小森さんの御意見だと思います。

○コーディネーター（上久保明治）

指定管理者の制度を導入するに当たって、指定管理者制度というのは公募という手もございませぬ。そういう手法の検討とあって、安城市の中でもいろんな今団体が多分、地域福祉を担う団体はあると思うんです。そういうような方々が応募できるような状況をつくり上げたらどうかということを確認したいんです。

○担当課（清水信行）

公募ということは考えずに、そもそも、何回も申し上げておりますように、町内福祉委員会を立ち上げてきたのが地区社協、社協が立ち上げてきているものですから、社協のほうでやっていただくのが一番いいという判断を現時点ではしておるところでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

観点変わっても、多分ずっと平行線だと思うのもういいので、一つぜひ聞きたいのは、この拠点ができたことで、住民の皆さんの満足度ってどう上がっているんでしょう。そこをぜひお伺いさせていただきたいんですけども。あるいは住民の皆さんから見た使い勝手だとか。というのは、こういう施設ってもちろんこういう社会福祉に使われることもありますが、結構公民館と重複しているサービス等もありますよね。

これは2つ聞いているんですけど、一つは満足度ということからどう変化したのかというのが一つ。もう一つは、これに関連しての話なんですけれども、使い勝手というふうに見たときには、住民の皆さんから見てどう見えているのか。皆さんはどう御理解されているのか、そこをぜひお伺いしたいんです。

○担当課（清水信行）

2点御質問いただきました。満足度でございますが、安城市の場合、中学校区単位につくって、順番につくってきているものですから、できたところの地域の方は当然そこへ利

用されて、ない地域の方は自分の地域にないからそこへ、できたところへ、近いところへ無理して通ってみえるということで、早くつくってほしいという御意見は非常に多くいただいているということで、利用人数も、20ページのほうを見ていただきますと、福祉センター利用者数、21年度からの人数を載せさせていただいておりますけれども、最後にできたのが……

○コーディネーター（上久保明治）

人数とかではないんですね。ここで行われている事業で、市民の満足度がどう変わったり、例えばこの中で介護予防なり相談とか支援業務もありますよね。そこら辺の数字を具体的に説明しながら、こうやって変化しましたという説明はできますか。

○担当課（清水信行）

利用人数の数字はここにありますが……

○コーディネーター（上久保明治）

利用人数はわかりますよ。ただ、そういうのはサービス内容ではないわけですね、利用者というのは。そこを何とか、ここでやっているサービスに対してどのように市民の満足度が変わっていったかというのを説明していただきたいんです。

○仕分け人（亀井善太郎）

もう少しうと、できたから人が来るようになったというのは当然のことです。むしろここを、逆に社協の方がやられていて、よりじゃ来年度、サービスの内容をよくしようと思うとしたら、そこはどういうふうに判断されてやっていたらいいのか。そしてその根拠というのはどこにあるのかということも含めてお伺いしたいんです。

○担当課（清水信行）

例えば介護予防事業で説明いたしますと、介護予防事業、各福祉センターですっきりタイム、しゃっきりタイムという事業をやっていただくようにしておりますが、それをやり始めたのが平成22年ぐらいから順次始めておまして、そこでやはり要介護にならないように、そこで体操等をやることによって、介護にいかないような形での、人数がふえておるとのことですが……

○コーディネーター（上久保明治）

そういう事業を展開することによって、介護予防というか、判断して、介護の状態にならない方がどのぐらい効果があったという判断できますか。具体的に数字で説明できますか。

○仕分け人（亀井善太郎）

例えばあるまちでは介護予防、介護状態になるのって脳梗塞とかが多いんですよ。だから、高血圧の人がリスクとしては大きい。だから、高血圧の人を市民健診をやったときにピックアップして、この人たちに運動療法をやってもらうと血圧が下がるんです。こういう形で具体的にやっている市町村があります。例えば皆さんは、そういうことについて具体的にどうやっていたらいいですか。例えば介護予防を勘違いするのは、元気な人がまた元気になるだけの事業というのも結構あります。そこら辺は皆さんいかがでしょうか。

○担当課（清水信行）

福祉センターでやっていただいているのは一般高齢者向けの介護予防で、特定高齢者向けのものはまた保健部局のほうがやっておるという状況でございます。

○仕分け人（谷口功）

私も言いたいことはたくさんあるんですが、基本的に私は社会福祉協議会の存在意義、理念というのには賛同しているものですから、ぜひとも社会福祉協議会の独立性というものをきちんと持つべきだと。であるならば、最初の話にもありました人事の問題、やはり課長、事務局長が市からの職員だといったときに、建前としては独立であるということはあるんですが、実質的に他の市町村で内部のたたき上げの職員が課長、局長になっていくことに、今非常に大きいといったように、そういったまず人事に関しては実質的に検討の余地があるのかということがまず1点と、もう一つ、先ほど福祉ということの理念の話がありました。確かに福祉といったときに、そこに住んでいる人たちが生活の幸せをいかに獲得していくのか、そして地域の課題をとということにあるかどうか。

ただ、社会福祉協議会の役割が、これはもう介護保険法の導入以後、広い意味での福祉、今言われた生活の課題、地域の課題を解決していくための広い意味での広義の福祉と、一方で障害者、高齢者といったような狭い意味での福祉というような、狭い意味での福祉というふうに、多分二本柱に理解がされるようになってきたと思うんですが、社会福祉協議会のスタンスも、全国いろいろ見ていると、狭い意味での事業体、サービスの提供団体になっていく。そうなった場合には、先ほどから議論があるように、民間団体との競争というものも出てくる可能性が出てきます。ただ一方で、その折り返いをどうつけるのかということもありますし、逆に広い意味で福祉というものをとらえるならば、中学校区を拠点にこういう活動拠点を設けるのであるならば、余り福祉という狭い意味に限定せずに、それこそ災害ボランティアであったり、学校との連携であったり、企業との連携であったりといったような広い意味でやる必要があると思います。その辺の整理が果たしてできているのかどうかということが一つです。

○担当課（清水信行）

まず、社協に市の職員が出向しているという問題でございますが、こちらのほうは、やはり社協の自立ということを考えますと、市の職員は早く引き揚げるべきだというふうに考えております。そこで、社協のほうでも基盤強化計画というものをつくっておりますし、市と社協でもまた別に中長期計画というのをつくっておりますし、段階的に引き上げていきたいということで現在その辺を模索しておるところでございます。ただ、社協の職員も、若い職員がまだ多いものですから、年齢構成上で段階的になるのかなというふうに思っております。

それから、もう1点、社協の目指す姿ということで、事業を展開していく社協と、もっと広い意味、広義の福祉を担う、どちらを目指すかという、その辺がどうなっているかという御質問だと思いますけれども、確かに民間事業者が少ない地域ですと、社協がそういった介護のサービスをメインでやったり、障害者のサービスをメインでやるという、そう

いった地域もあるのは承知しておりますが、安城市におきましては、民間事業者もある程度育ってきておりますので、そういった事業に特化するのではなくて、広い意味での地域福祉を、広義での福祉を推進する団体として社協が育っていただくように考えているところでございます。

○コーディネーター（上久保明治）

じゃ、そろそろ時間も来ていますので、評価シートのほうを記入しながら……

○仕分け人（亀井善太郎）

事業番号1-1のほうなんですけど、これ結構大きな金額が支出されておるんですけども、この金額について、これ多分、発注されて受注されている方がいらっしゃると思うんですけども、これは入札プロセス等々の妥当性というところについてはどういうプロセスを経たのか、教えていただけますでしょうか。

○担当課（清水信行）

今現在、本体工事に着手しておりますけれども、入札につきましては指名競争入札で入札をして、業者を決定しておるところでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

何社入札。

○担当課（清水信行）

制限付きの一般競争入札ですので、入札者はその制限に合うところなら何社でも結構です。

○仕分け人（亀井善太郎）

実際に何社応札されたんですか。

○担当課（清水信行）

今資料を持ってきておりませんので。

○仕分け人（亀井善太郎）

わかりました。これ入札で複数参入したというのはよろしいですよ。

○担当課（清水信行）

はい、そうです。

○仕分け人（亀井善太郎）

じゃ、その費用の妥当性等々については皆さんはどう検証されたんでしょうか。

○担当課（清水信行）

設計の段階で、当然市のほうの設計金額を持っておりますので、その設計金額以下が一番安いところということでございますので、あと余り低過ぎるのというのはありますので、最低入札価格等も定めてやっております。

○コーディネーター（上久保明治）

では、市民判定人の皆さんもシートのほうに記入していただきながら、少し私のほうから確認をさせていただきたいと思います。

まず、この事業、今までの議論を整理してきますと、地域福祉の拠点である地域福祉セ

ンターの管理のあり方について議論があったと思います。管理のあり方として、指定管理者という手法をとっている中で、例えばこれが箱だけの管理であるならば、箱を管理する事業であるとするかどうかという議論がまずあります。それ以外に、例えば指定管理者として社協がここで自主事業というのを何か展開していらっしゃるでしょうか。

○担当課（清水信行）

指定管理者として自主事業という御質問ですね。要は管理としては……

○コーディネーター（上久保明治）

指定管理者の意味として、要は市がやるよりも効果があるという言い方をされてきましたよね。その検証なんですけど、市がやるとできない事業もあるわけなんです。それを社協、いわゆる指定管理者だからできるという事業もあると思うんです。その辺の説明をしていただければと思います。

○担当課（清水信行）

2つの観点かなと思いますけれども、まず社協のほうが地域福祉の専門集団であるということと、それからもう1点、管理だけではなくて、地区社協、地域のお世話をするというのも管理の中でやっていただいておりますものですから、例えば建物管理だけだったら、地域の方が来て、地域福祉をどういうふうに進めたらいいのかという御質問があっても、それに対してはお答えができない、指導できないということ……

○コーディネーター（上久保明治）

というのは、箱を用意してまでやっていく必要性なんですよね。例えばそういうことだったら、地域にある公民館でもできるんじゃないかという議論もあると思うんです。そうすると、この建設事業自体がどうかという話になっていってしまうんですがね。箱を用意してもやっていく必要があって、なおかつそこに社協が指定管理者として関与していく必要性というのは、もう少しきちんとしないと……。

○担当課（清水信行）

公民館の話が出ましたけれども、福祉センター、老人福祉センターという機能を持っておりますので、老人の福祉、健康増進を図るということで、機能回復訓練室ですとか、浴室等を備えておまして、そこでは老人の方の健康管理に努めていただくという、そういった事業もしていただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ほかに1点だけすみません。ちょっと私、聞き落としちゃったかもしれないんですが、市から派遣されている14名の給与というのは、指定管理料に含んでいるんですか。それとも、含んでいないのでしょうか。

○担当課（清水信行）

市から派遣しております職員の給与は市が直接払っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

指定管理料には払っていないと。

○担当課（清水信行）

はい、そうです。

○仕分け人（亀井善太郎）

わかりました。ありがとうございます。

○コーディネーター（上久保明治）

そうすると、全体の事業費とすると、その費用がここに乘っかってくるということですよ。

○担当課（清水信行）

はい、そうです。ただ、この14名がすべて福祉の拠点づくり事業ではないので、ここで福祉の拠点づくりで支出しておりますのは福祉センターだけの職員数です。

○コーディネーター（上久保明治）

それでもなおかつほかの民間がやるよりも安いんですね。

○担当課（清水信行）

ほかの民間との比較はしておりませんが、効果の面として……

○コーディネーター（上久保明治）

市と比較した場合ということで考えるわけですね。

○担当課（清水信行）

そうです。

○コーディネーター（上久保明治）

じゃ、民間との比較というのは全然されていないということですか。

○担当課（清水信行）

民間の事業者がそもそも地域福祉を担っていただけるかということから入って、民間の事業者では難しいという……

○コーディネーター（上久保明治）

地域福祉の担い手は社協以外にないと。

○担当課（清水信行）

ないとは言っておりませんが、一番望ましいということで市は判断しているところでございます。

○コーディネーター（上久保明治）

そのような説明ですが、いいですか、その辺で。

○仕分け人（小森義史）

いいということじゃなくて、それが、説明はそうですねという。

○担当課（清水信行）

説明はそうですねというより、もう事実です。そのとおりです。

○コーディネーター（上久保明治）

シートのほうの回収を。

○コーディネーター（上久保明治）

やっぱりいろいろ考えたんですけど、地域福祉の担い手というのはやっぱり多様化して

いると思うんです。先ほど谷口先生のほうからもちょっとあったように、福祉ってやっぱりいろいろ変化している中で、どういう人が何を担うかというのはやっぱりしっかり検証させてもらったと思うんです。昭和の時代といいますか、社協が立ち上がったころというのは、やっぱり社協しかなかった。その場合、市と一体的にいろいろな事業を展開すると。これはもう紛れもない事実だと思うんですが、時代が変化する中で、いわゆる福祉の観点という、外部の価値観だと思うんですね。それに対応した形でやっぱりきちっと担い手を決めていくべきだと私は思うんです。

指定管理者の選定、どうしても私もこだわっちゃったんですけど、やっぱり公募、非公募という制度が本当にいい施設もあるんですけど、やっぱりこういう施設は公募というのものもあるかなと。より地域に根づいた管理者といいますか、団体というものがやっぱりあるんじゃないかなと思うんです。ですので、町内会に福祉委員会をつくって一体的にやっていますよという説明もあったので、安城市としてはこれが最適なのかもしれませんが、それをきちっと説明できるような形で御意見いただけるとよかったなと思っています。

○コーディネーター（上久保明治）

よろしいですか。

○仕分け人（亀井善太郎）

これ民間委託するときのやり方は、これありましたね。さっきのまさに自助、共助、公助の順番のはずなんですよ。自助できないものを共助にする、共助できないものを公助にするという順番なんだと思うんですけれども、家族でできないものを地域に持っていき、地域で持っていけないものを行政に持っていくという話なんだと思うんですが、その順番が今の御説明を伺っていると逆なんですよ。公助が初めにありきで、共助といっていながら公助みたいな感じになっていて、最後残ったのが自助でやってくださいという形にあっていて、あと市民がどう決めるかは勝手ですよというのは、多分ちょっと何か矢印の方向が、先ほど谷口さんのお話のとおりで、やっぱり逆なんじゃないかなと。かつ多様化していて、社協は大事だと思うんです。大事だと思うんだけど、もっと社協がやるべきところに集中しないと、本当の意味での市民の皆さんの福祉のニーズに。答えられない可能性があるんじゃないかなという気がしています。

○仕分け人（谷口 功）

1点だけ補足といいますか、意見といいますか、実際、本当に災害が起こったときにボランティアセンターを立ち上げるとなったときに、社会福祉協議会の本体ではなくて、こういった地区社協といいますか、福祉センターが拠点になっていくときに、果たしてその職員がどう担えるのか。実際にいろんな自治体であるが、ボランティアの担当をしているのが例えば社会福祉協議会だと。でも、それを管轄しているのが市民活動センターだと。そして、防災のことをやっているのが防災課だといったように、ネットワークをどうするんだといったようなときに、例えばこういった拠点がどこまで実質化、担えるのかということを考えないと、本当の広い意味での福祉の拠点にはなり得ないんじゃないかなということだけはお伝えしておきます。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。

では、市民判定人さんの結果が出ておりますので、その前に、仕分け人の皆さんの御意見をお伺いいたしたいと思います。仕分け人の皆様、挙手をお願いいたします。

この事業について、不要だと思われる方。

ゼロベースの見直しが必要。

実施主体の見直し。これは広域とかも含んでいるんですが、実施主体の見直しが必要だと思う方。

安城市、実施主体とも改善が必要だ。

ありがとうございます。

では、仕分け人の意見としましては、5名全員が要改善ということになりました。

それでは、判定人の皆様の御意見もいただいておりますので、ここで公表いたしたいと思います。

1-1、地域福祉センター建設事業、1-2、福祉拠点づくり事業についていただいております。不要だとおっしゃられる方が2名いらっしゃいました。ゼロベースの見直しが2名。実施主体の見直しがゼロ。要改善は14。現行どおりはありませんでした。ということで、このA班の結論としましては、要改善ということになります。

それでは、市民判定人の皆様の中で御意見のある方がいらっしゃいましたらお願いしおたいと思うんですが。

○市民判定人

この6軒のセンターができてくるまでの間、そして7軒目ができるまでの間、私たち一体いつこれが協議されてできていたかというのが全然見えていないんです。新たに今度、明祥地区をつくるというお話ですけれども、明祥地区といっても小学校は3つあります。それぞれの地区によって必要なものというのは絶対に違うはずなんですよ。それをその場で見えるような検討をしてもらって、実際にその場へ行ってこういった計画をしています。その意見を集約して、その結果がまた見えるようにしていただきたいというのと、あとそのセンターをそれで建設するという話になった場合、その必要な部署によっては、例えば民間さんを社協の中に派遣してもらって運営をしていくという手もあると思うんですよ。そういうことをしていただきたいなというふうなことをお願いしたいと思います。

以上です。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。どうぞ。

○市民判定人

身体障害者の福祉もこの福祉の中に含まれるのかなと思うんですが、先ほどのいろいろな段階で担当が分かれていて、福祉センターに訴えに行っても、そこで本当に受付でとまってしまって、上まで上げていただけなかった経験があります。それで、豊田のほうに福

祉事業をしている事業主のほうなんですけれども、その方も重度の障害があつて、そして多額、金額は知りませんが、いろんなことから想像すると、結構な支給を受けてみえるみたいで、その支給を受けているのをもとに事業をしているというか、人の手をかりて事業をしている。余り悪質なので、豊田のほうから補助の打ち切りを受けて、安城市に今度は変わって、それを受けているということがありました。

ですから、余り段階的に市が、そういう民間が何がというと、つながっていかなくて、どこでくみ上げてそういう人たちを断ち切ることができるかと思いました。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。貴重な御意見をいただいたと思います。

それでは、この事業、市民判定人の皆さんからいただいた議論を少し紹介したいと思います。

ここのセンターを利用していましたけれども、利用者に偏りがあつたり、広く認知がされていないんじゃないかという、こういう御意見があります。実際に福祉センターにして、もう少し一人一人に対するケアを充実してほしいというような御意見もありました。

そこで、やっぱり設置の話では社協ありきではなくて、地域の民間事業等の実施主体も含めて討議して、市民の意向を反映した上で見直しをしていただきたいと、このような御意見がございました。

このような仕分け人のいろんな議論のプロセス、それから市民判定人の御意見をもとに、またこの事業、ぜひよい事業になるように見直しをしていただいたらと思います。

では、この事業を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

（事業番号2 ねたきり高齢者等支援事業）

○コーディネーター（上久保明治）

では、次の事業に入っていきたいと思います。

事業番号2番、ねたきり高齢者等支援事業、これについて作業に入らせていただきます。

では、事業内容につきまして、5分程度で要点を簡潔に、担当課から説明をお願いします。よろしく願いいたします。

○担当課（清水信行）

社会福祉課長の清水でございます。引き続きまして、ねたきり高齢者等支援事業の説明をさせていただきます。

資料25ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、事業の実施の背景でございますが、この事業は、昭和54年に愛知県が、在宅でねたきりの状態が続き、日常生活の介護を受けている高齢者に対しまして、在宅ねたきり老人手当の支給を開始したことを受けまして、安城市としましては、自宅で介護をされている家族、介護人の御苦勞に着目をして、在宅ねたきり高齢者等介護人手当を支給する事業を開始いたしました。その後、愛知県では高齢者本人への手当の支給を廃止されましたけれども、安城市では引き続き家族への手当は継続して、平成15年度からは訪問理容

サービスを追加して、事業の拡大を図っておるところでございます。

なお、平成22年度に実施をしました高齢者等実態調査では、まだ介護を受けていない高齢者への調査で、自宅や住みなれた地域で暮らし続けるためにも、介護をしている家族への経済的支援が重要という意見も多くいただいております、有効的な事業と考えております。

次に、事業の目的でございますが、在宅でねたきりの高齢者などを介護している介護人、家族の労をねぎらうとともに、経済的負担の軽減を行い、福祉の増進を図ることを目的としております

次に、実施方法と事業内容でございますが、市が直接する事業としましては、市内に居住する65歳以上のねたきりまたは同程度の認知症の高齢者を自宅で3カ月以上介護している介護人に、1月当たり5,000円を手当として支給しております。なお、高齢者本人の所得が200万円を超える場合は支給の対象外となっております。

また、業務委託をしております事業としましては、在宅ねたきり高齢者と介護人手当の支給の対象となる方が介護をしている高齢者のうち、希望される方については市内の理容業者が自宅を訪問して散髪を受ける訪問理容サービスを行っております。

次に、関連事業としまして、この手当の支給を受ける方で、おむつの必要な高齢者を介護している方に対しまして、おむつ費用助成としまして、一般世帯で3,000円、非課税世帯で4,500円分の利用券を交付して、経済的負担を図っております。

続きまして、26ページをごらんください。

コスト、事業費でございますが、新たに支給の対象となる方もあり、増加をしますが、病院に入院される方、施設へ入所される方など、自宅からではなくなる方も多く、年度により余り大きな変動はございません。

次に、事業実績、事業成果でございますが、手当の支給対象人数に大きな変動がないため、単位当たりコストも変動は余り大きくなっていない状況でございます。ねたきり高齢者や認知症高齢者を在宅、自宅で介護するということは、家族にとって大変な御苦労がありますので、介護人家族の労をねぎらう意味も含め、成果目標としては在宅でねたきり高齢者等を介護しており経済的援助を希望する介護人が手当を受給できるようにしてまいれたらと考えております。

なお、訪問理容サービスにつきましては、最近ではショートステイですとかデイサービス利用時に、その施設の中で理容サービスを利用される方がありますので利用人数はふえておりませんが、そういったサービスを利用されない、ずっと在宅にみえる方もおみえになりますので、そういった方にとっては必要な事業であるというふうに考えております、またそれは介護人の負担軽減にもなるというふうに考えております。

次に、事業の自己評価、今後の事業の方向性、課題等でございますが、さきに実施をしました高齢者等実態調査のうち、既に要支援・要介護認定を受けている方への調査、そういった方々の調査では、今後の住まいとして自宅で家族などを中心に介護してほしいという希望が多いこと、また一般高齢者、まだ介護の状態になっていない方ですが、一般高齢

者への調査では、今後の高齢社会のために市が力を入れるべきこととして、高齢者を自宅で介護する家族に対する支援を希望する意見が多くありました。

したがって、今後の事業の方向性としては、市長マニフェストで手当の引き上げ、所得制限の緩和を掲げてございますので、厳しい財政状況ではございますが、事業の拡大をしてまいりたいというふうに考えております。事業拡大の具体的な内容としては、この手当の金額につきましては、近隣市の手当の金額と比較して低い金額ではありませんので、まずは所得制限の廃止を含めた制限の緩和によりまして、労をねぎらう対象者の範囲を拡大していきたいというふうに考えております。

以上で、ねたきり高齢者等支援事業の説明を終わります。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきますけども、少し事業の確認をいたします。

この事業、昭和54年スタートということですのでよろしいですね。

○担当課（清水信行）

はい、そうです。

○コーディネーター（上久保明治）

平成元年からは8,000円の金額が支給されていて、それが平成12年ですか、この関連事業であるおむつの助成が始まったことによって5,000円に減額されたと。

○担当課（清水信行）

はい。おむつのほうに一部切りかえたという、そういう。

○コーディネーター（上久保明治）

ですので、手当としては5,000円に下げて、おむつとの、2つの事業となっておりますけど、こういう事業が展開されてきたと。将来の見通しとしては、自己評価にあるように、経済的な支援がやっぱり必要だということで、まずは所得制限の緩和をしていきたいと、こういう事業の方向性ということですね。

○担当課（清水信行）

はい、そうです。

○コーディネーター（上久保明治）

この事業の目的は、あくまでも介護人の経済負担の軽減をねらったものだと、これは間違いはないですか。

○担当課（清水信行）

労をねぎらうのがメインで、その結果、負担の軽減にもつながるということでございます。

○コーディネーター（上久保明治）

労をねぎらうのがメインで、その結果として経済的負担の軽減につながっていますということですね。わかりました。そのような事業展開だそうですが、御質問がある方いらっしゃいましたら。はい、どうぞ。

○仕分け人（谷口 功）

少し事実確認といいますか、実質的なことなんですけども、本人所得の200万円というのは、介護を受ける側の方が200万円の所得制限ということですかね。その後、月額5,000円が払われるのは、介護人の通帳に振り込まれるわけですか。

○担当課（清水信行）

はい、そうです。

○仕分け人（谷口 功）

何となく、誰のためのといいますか、何となくそこに……。じゃ逆にいうと、200万円以上であるならば、高齢者、介護を受ける側が200万円以上であるならば、その方が直接5,000円でも払えよというような、労をねぎらえというような感覚でいいんですか。

○担当課（清水信行）

そもそも所得制限につきましては、本来でいくと家族、所得制限をつけるとしたら家族の所得なんですけれども、そうすると、家族の中でだれが介護しているかという問題と、それから所得も家族の中で金額が違うものですから、あくまでも所得制限の歯どめとしては高齢者御本人でさせていただいておるという状況でございまして、ただそれだと労をねぎらうという意味では、やはり労をねぎらうことは、所得に関係なくねぎらっていきたいという思いもありますので、所得制限は緩和していきたいというふうに考えておるところでございまして。

○仕分け人（亀井善太郎）

今のに関連して少しお伺いしたいんですけれども、この200万円以下、本人、おじいちゃん、おばあちゃんが200万円以下ですよ。ということは、国民年金だと、これは200万円以下になりますと。でも、厚生年金だと200万円超えますと、大体こういうイメージでよろしいんですよね、まず事実としては。その上でお伺いしたいんですけれども、これは200万円以下をもし撤廃すると、255人が何人になるんですか。

○担当課（清水信行）

所得の200万円ということでございますので、当然収入によって、収入の種別によって収入金額が違ってきますが、結果として所得でやっておりますが、これを撤廃をすると、私どもの試算だと、1割から2割ぐらいの増加かなというふうに考えております。

○仕分け人（亀井善太郎）

例えばこれで預金、現預金を1億円持っている人は、じゃそういう対象としては、今、200万円のところがあくまでも所得だから、あえてこれ議論のためにオーバーな話しますけれども、物すごい現預金を持っている人は、それは関係ないんですね。でも、現実、今国民年金だから、多分、本人の所得は小さいから、それは支払いますと、そういうことなんですよね。

○担当課（清水信行）

はい、そうです。あくまでも介護人の御苦勞に対する手当ですので、所得は撤廃したほうがいいんじゃないかという考えを持っております。それから、資産があろうがなかろう

が、介護人の御苦勞ということに着目しておる事業です。

○仕分け人（稲垣礼子）

先ほど、介護人の方の御苦勞をねぎらうということなんですけれども、5,000円を支給するというのが、仮にお金がたくさん、貯金がある方の介護人の方だったら、お金を5,000円もらうことで、一体どれだけ労がねぎられるのかなという疑問があるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○担当課（清水信行）

ごもっともな御質問だと思いますけれども、労をねぎらうということで、安城市としては金銭を給付することが労をねぎらうというふうに考えておりますので、この金額でございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

ちょっと関連して伺いたいですけれども、22年度に安城市、26ページの事業の自己評価のところに書いてあるんですけれども、安城市高齢者等実態調査報告をして、そこで調査をしたということなんですけれども、要支援・要介護認定者への調査というのはどのぐらいされて、その中で在宅介護の希望が多くと書いてありますが、これはどのぐらいのパーセントで、その中で行政に求める支援というのはどんなことが順番に多かったのか。このアンケート調査の総数等々、具体的な数字を教えてくださいませんか。多分これからの議論のベースとなると思いますので。

○担当課（清水信行）

こちらのほうの調査につきましては、高齢者福祉計画を策定するに当たっての調査でございます。全調査数、介護保険の認定を受けた方での調査数としては3,442人の方に調査をしまして、回収数は2,497名でございました。どういった意見が多かったかということなんですけれども、一番多かったのが、自宅で家族などを中心に介護してほしいというのが34%、その次に、自宅で介護保険や介護サービスや生活支援サービスを活用しながら介護してほしいということで31.5%、その次が施設等に入ってという、そういう順番でございますが、要は自宅で家族が中心ということと、自宅でサービスを受けながらということで、合わせると65%ぐらいの方がそういう希望を持っていらっしゃるということでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。もうちょっとお伺いします。その中で、経済的支援が上位にあるというのは、具体的にいうと、私もそういう経験がないわけではないので、お金よりも具体的にそういうサービスのサポート、専門家のサポートを、5,000円かけてもらうならそっちをしてもらったほうが、多分介護を1日休んでいいですよというほうがありがたいというふうに考える人もいるんだと思うんですが、それに比べてお金というのは、この判断した理由とある、内訳として経済的な支援が上位にあることからということの具体的なところを教えてくださいたいんです。

○担当課（清水信行）

自宅で住み続けるためにどのようなことが重要かという中で、介護をしている家族が経済的支援を受けられることというのが上位にあるということは、これは33%の方にそのようにお答えをいただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ほかの例えば支援等々については、どうお話なんですか。私自身、いろんな人たち、こういう介護をする人たちも、私の友達、知り合い、たくさんいるんですが、いろいろとお話をお伺いさせていただくと、正直お金より1日休みもらえとか、あるいは専門家の人が来てくれて、なかなかおじいちゃん重たくなっちゃって、そこを寝床の中で返すのを手伝ってくれる人が1日1回来てくれるとか、そのほうがいいんだけどねという方は、私は感覚的には多いような気がするんですけども、経済的支援で、それはもらえないよりもらえるほうがいいに決まっているんですけども、そこはどういう聞き方をされて、どういうアンケートの結果だったのかというのを具体的に教えていただきたいんです。

○担当課（清水信行）

設問の内容ですけれども、「自宅や住みなれた地域で暮らし続けるためにどのようなことが重要と考えるか」という質問なんですけれども、一番多かったのが、今、先生がおっしゃられたように介護サービスの部分で、自宅で十分な時間、介護サービスを受けられることというのが37%でございますので、家族が経済的支援を受けられるというのは33%で2位だったということでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

それ以外のはほかに、3番目、4番目はどんな話がありますか。

○担当課（清水信行）

あと、往診や訪問介護など、自宅で医療が受けられることとか、緊急時に……

○仕分け人（亀井善太郎）

具体的に数字を含めて教えてください。

○担当課（清水信行）

往診や訪問看護など自宅で医療が受けられることというのが、ごめんなさい、これが2位で37%、3位が先ほど言いました介護している家族が経済的支援を受けられること、それから4位が、緊急時や夜間にこまめに介護サービスが受けられること、27%、それから心配になったときに専門的な相談が受けられることというのが、これは重複回答ですので25%。

○仕分け人（亀井善太郎）

足して100にならないということですよ。

○担当課（清水信行）

そうです。

○仕分け人（亀井善太郎）

重複回答ですよ。これだけサービスの、このサービスに対する満足度はいかがなんでしょうか。

○担当課（清水信行）

現在受けているサービスへの満足度……

○仕分け人（亀井善太郎）

いえ、つまりサービスは十分に来てくれているのか、あるいはサービスは来たけれども、ああもう帰っちゃうんだとか。

○担当課（清水信行）

今その数字がすぐ出ないんですけれども、一般的に介護保険のサービスにつきましては、要介護度によってサービスの支給量が決まっておりますので、その範囲内で皆さん考えていらっしゃるものですから、もっとサービスを受けたいという方もおみえになるでしょうし、十分だということもおみえになるというふうに思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

例えば、だとするならば、そのサービスを1人当たり5,000円のお金でもっと充実させるほうの判断もあるわけですよ。同じ住民の皆さんから税金をお預かりしているのであれば。そこを、そっちへ判断しないで、とりあえず5,000円を個々に労をねぎらうという意味でお渡しをされるという御判断に至った経緯をお伺いしたいんです。

○担当課（清水信行）

介護保険制度ができて、その方に応じたサービス支給が法的にはできるようになっておりまして、その中でやっておりますけれども、それ以外のことは当然本人が希望しても、それ以上のことはなかなか、自主的にじゃないとできないという状況でございます。それは市として、新たなサービスということを考えるのではなくて、あくまでも介護保険のサービスで受けていただいて、あと当然夜間ですとか、早朝ですとか、家族の方が介護しているわけですので、それは精神的、肉体的御負担があるという中での労をねぎらうという趣旨の手当でございます。

○コーディネーター（上久保明治）

今、亀井さんの質問で出たのは、今お答えになってもいい、法律の中で決まった制度というのは当然ありますよねと。それはそれでしょうがないですね。そこに今おっしゃったように、上乘せしたり、横に出したりする制度を市として、この手当にかえて考えられませんかという質問だったと思うんですが、その答えになっていないような気がするんです。

○担当課（清水信行）

そもそもそういった上乘せ、横出しのサービスということは、この事業としては考えてえないということでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

いや、多分もっとそもそもなんですけど、そもそも考えていないんじゃないくて、実際に経済的支援が上位にあることからではなくて、大半を占めるのはサービスをしてほしいというふうに、私がこのアンケートを見たらそう思います。サービスをもっと、サービスの充実を求める37%、往診・訪問の37%、やっぱりサービスの話が27%、相談等々が24%で、お金、経済的な支援が33%。私は順位を高いか低いかを見るか、この数字をどう見

るかわからないですけれども、よりサービスの充実があったほうが、お金よりも多分人の手間だったり、言い方は悪いけれども愚痴を聞いてくれる人だったり、多分そういう相談事業だったり、そういういろんなやり方は、私は市としては工夫ができるんじゃないかなと思うんです。5,000円もらうのはいいけど、1人の5,000円じゃできないことがたくさんあります。じゃ相談室を設けてよといっても、いやいやあなたしか、亀井さんしか言ってこないからそれはできませんという話なんだけれども、みんなの要望が集まれば、そういう例えば介護の、例えば言い方は悪いけれども、愚痴を聞いてもらう場というのをつくるということも、このお金ならできるのかもしれない。

例えばそういったことをそもそも考えていらっしゃるのか、この事業としてではないです。全体としてこのまちの社会福祉をより高めるために、皆さんがどう考えたのか、そもそもお伺いしたいんです。

○担当課（清水信行）

この事業以外のことでお答えをいたしますと、市のほうでもさまざまな事業をやっております。例えば1日解放されたいという、そういったことは、先ほどの社協の話の中ではお話ししましたけれども、社協のほうで介護者の集い、リフレッシュツアー等をやっております。そういったところに自宅で介護している方を集めて、リフレッシュしていただく。そのときにボランティアさんをつけていただくだとか、そういうことはやっております。

ですから、この事業以外ではそういったサービスはしておりますけれども、この事業としては介護人の労をねぎらうという、そういった事業でございます。

○仕分け人（谷口 功）

そもそもの話が出ていますので、少し確認なんですけれども、安城市ならではの事業だと思うんです。先ほど介護保険もありましたけれども、介護は社会で、地域もそうです、社会でというような流れの中で、やはり安城はまだまだ家族でというような土地柄だというふうに認識できると思うんです。ということは、大きな国の流れ、また社会の流れの中で介護社会化というような流れの中で、こういった一方では家族の労をねぎらう、ねぎらわれるのはうれしいことではあるんですけれども、そことの制度の折り合いと申しますか、社会の流れに対して安城市自身は今後、これを続けるということはやはり家族でというようなことを前提とした福祉制度を今後も検討しようとしているのか、その辺の折り合いをどのように考えておられますでしょうか、教えてください。

○担当課（清水信行）

この手当を支給することによって、家族で介護するのがますますふえる方とか、そういったことはこの手当としては考えておりませんが、市の福祉としてはやはり地域で、家族でということは基本に考えております。

○仕分け人（谷口 功）

5,000円支給する、労をねぎらうというところが、一方では行政のアリバイにもなるというのかな。ちょっとその気持ち悪さというのがどうしてもあるんですね。本当に65歳

以上の介護しなきゃいけない介護人というのは、5,000円程度でどうにかなるものではないと思うんですよ。仕事をやめなきゃいけなかったりですね。そういった中で、何となく行政としては家族でというようなことを前提に出しながら5,000円払っているじゃないですか、労をねぎらっていますよというようなことに対する、一方で気持ち悪さもあるものですから、本当に必要であるならば、介護人として必要であるならばそれを支援する仕組みを考える必要もあるだろうし、逆に必要でないならば、これはやめるということがあってもいいかもしれない。だから、本当に介護をするために必要な人に十分に回っていないんじゃないかなという疑問があったものですから、意見です。

○仕分け人（河合宏人）

ちょっと気になっていたことなんですけど、私が最初に実施の背景のところを読んでいたときに、昭和54年に愛知県が在宅ねたきり老人手当を支給したのに伴い安城市でも同時に始めた。でも、途中から愛知県のほうは廃止されてしまったということなんですけど、このときって、やっぱり愛知県が廃止した理由が何かあると思うんです。それってやっぱりどこかで無駄、やっぱりお金での支給は無駄だと考えたからか、もしくはお金とはまた別の形で何らかの、先ほど亀井さんがおっしゃっていたような、サービスを拡充するような形でそれを実現できると思ったんじゃないかなと思うんですけど、そういったところで愛知県在宅ねたきり老人手当が何でなくなったのか。そして、じゃ何で安城市のところでは残さないといけないのかということをお教えいただきたいです。

○担当課（清水信行）

県の手当と市の手当ではそもそも趣旨が違いまして、県の手当は老人御本人に払うというもので、それは例えば、当時のことは私もわかりませんが、介護するのに当たって費用がかかるから、その費用の一部負担という考えもあったのかもしれないんですけど、それは介護保険法が施行されて、介護保険による公的サービスができるようになったということで県は撤退をされたと思いますけれども、安城市のほうはそういう趣旨ではなくて、そのお金を介護に使っていただくんじゃないでなくて、労をねぎらうという、何度も申しておりますけれども、そういう趣旨ですので、廃止はしてありません。

○仕分け人（河合宏人）

わかりました。

○仕分け人（稲垣礼子）

先ほどの話の説明の中でちらっと出てきたのでちょっと気になったんですけども、この事業に関してではない部分で、社協なりが介護者に対するねぎらいとして何かやっているものがあるのであれば、御存じの範囲内でいいんですけども、何かあれば教えていただきたいんですけども。

○担当課（清水信行）

まず、社協本体として、介護者を集めて日帰りでバス旅行をしていただいております。これは希望者ですけども。それから、地区社協のほう、各福祉センターのほうでは介護者同士の悩みだとか相談だとか、そういう介護者が一堂に会してそういった悩みを打ち明

けるだとか、交流を図ること、それから体操教室ですとか、介護者のリフレッシュをしていただく事業、そういうのを各福祉センターのほうでさまざまな事業展開をしていただいておりますということと、あともう1点、市のほうでも先ほどの上乘せ、横出しということで、住宅リフォーム、家庭で介護するためには当然バリアフリーにする必要がありますので、そういった費用は助成をしておるということでは、上乘せ、横出しという事業をやっております。

○仕分け人（稲垣礼子）

前者のほうの相談会とか旅行とかというのは、どれぐらいの頻度でやられていて、どれぐらい参加しているのかというのは……。

○担当課（清水信行）

社協全体でやる日帰りバス旅行は年1回で、大型バス、たしか2台ぐらいだったと思います。それから、地区のほう……

○仕分け人（稲垣礼子）

すみません。参加している方はどれぐらいいらっしゃるんですか。

○担当課（清水信行）

ですから、大型バス2台ですので、80人ぐらいかなというふうに思っております。23年度は、すみません、59人でした。

○仕分け人（亀井善太郎）

先ほどの谷口さんがお話しされた話題に関連してなんですけれども、これ、介護された経験の方もいらっしゃるし、されていない方もいらっしゃるので、ぜひお伺いしたいんですけれども、家庭で介護をした場合、もちろん先ほど谷口さんの御指摘があったとおりお仕事をやめなければいけないとか、もろもろの犠牲があるということはさておいて、それはもちろんあった上での話なんですけど、実際に家族として、自分自身の労働時間は別にして、どのぐらいの費用がかかっているというふうに市としては把握されていらっしゃいますでしょうか。

○担当課（清水信行）

在宅で介護している方の介護保険の利用の平均の数字でお答え申し上げますと、おおむね月額11万6,000円か……

○仕分け人（亀井善太郎）

11万6,000円というのは、これはでも介護保険で賄われているから……

○担当課（清水信行）

ですから、個人負担は1割です。

○仕分け人（亀井善太郎）

とすると1万円ちょっと。

○担当課（清水信行）

1万1,000円から2,000円ぐらいで……

○仕分け人（亀井善太郎）

一方では、その金額、あとそれ以外におむつを買ったりとか、これも介護保険で算入されるから大体1割の、そこに入っているという理解でいいですね。だから、1万6,000円ぐらいが大体……

○担当課（清水信行）

おむつは別で、ヘルパーさんに自宅に来ていただくとか、それからデイサービスで……

○仕分け人（亀井善太郎）

そうすると、自己負担は幾らなんですか。

○担当課（清水信行）

ですから、今言いました11万8,000円ぐらいで……

○仕分け人（亀井善太郎）

その1割ですよ。

○担当課（清水信行）

1万1,000円ちょっと、1万1,000円か

○仕分け人（亀井善太郎）

これ以外に、じゃ例えば介護をされる方が奥様だったり、旦那さんだったり、お嫁さんだったり、息子さんだったり、お嬢さんだったり、いろんな形があるんだと思うんですが、彼らがその介護に従事している時間というのはどのぐらいかかっているんですか。

○担当課（清水信行）

要介護状態によって当然違うと思いますけれども、ヘルパーさんですと1日例えば1時間半入れたとすると、残りの昼間の時間ですと数時間はありますが、朝昼晩の食事ですとか、それからねたきりですので体位変換をしなければいけないとか、体を拭いてあげるといことも当然、お風呂に入る日以外には体を拭いてあげるといことも必要ですし、おむつの交換も必要ですので、非常に多くの時間を割かれているというふうに思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

逆に伺いたいのは、5,000円で何なんですかという話で、つまり彼らはその時間を費やしているわけですよ。そういう中から5,000円という、言葉は悪いけどスズメの涙、そっちから見れば多分スズメの涙、もしかしたら5,000円は、一人一人の5,000円じゃなくて、違うのであればもっと自分自身の何か違う形に使いたいという可能性がある中で、先ほどバス旅行を1年に1回やって、五十何人だったらせいぜい20%しか参加していない中で、さっきの谷口さんの言葉をかりればアリバイづくりにしか私には見えません。これはあえて私の意見を申し上げますけれども、これを判定人さんがどう判断されるか、それはわかりませんが、私はアリバイづくりにしか見えません。

本来、本当に介護をされている方にとって、ほかの事業もいろいろあるかと思いますが、これをやっています、あれをやっています、先ほどお話があった。だけれども、本当に介護されている方によって、意味のあるお金が使われているのかどうかというのが、先ほど

から御説明としては理解できないし、一方で5,000円という金額がそれだけの時間をかけて、もちろん愛する家族のためとはいえ、もちろんそこは家族なんだからやるんだということで、それは当然のこととして考えていらっしゃるのかもしれないけれども、それでそういう中で5,000円という金額をどう見るのかというのは、これは皆さんが考えられる話なので、私はそこは意見としては申し上げませんが、市としては5,000円という金額をどう位置づけていらっしゃるのか。先ほどからねざらい、ねざらいという言葉があるんですが、これはどう使われるのがいいお金なんだと思っていらいいますか。

○担当課（清水信行）

5,000円の根拠とその使われ道、それがどういうふうに使われていくかという、そういった御質問かなというふうに思いますけれども、この金額につきましては、当初8,000円だったものをおむつのほうに一部シフトしたことによって5,000円になっておりますけれども、そもそも8,000円というものも、根拠があるのではなくて、多分積み上げたものではなくて、近隣市との比較の中で定めてきたものかなというふうに思っております。

それがどういうふうに使われるかというのは、これは介護人、介護している方が受け取ったお金を実際、要は自己負担がサービスで1万1,000円から1万2,000円ぐらいかかっているから、その一部に充てていただいてもそれは結構ですし、それからまた別に、自分のために使っていただいてもそれは結構なお金だというふうに思っております。あくまでも介護人さんが御自由に使える金額だというふうに考えております。

○コーディネーター（上久保明治）

そもそもこの制度の起りが54年で、いろんな変遷を経て、平成元年から8,000円だったものを、介護保険制度ができたときに5,000円に減らしているじゃないですか。これは3,000円のおむつの制度ができたためだと思うんですけど、そこで8,000円から減らしていく。制度が変わったから、おむつの手当をするためにということだと思んですけども、それが労をねざらう趣旨からいくと、減らすということは、本当にこれが妥当だったかどうかというのはどのように検証されますか。

○担当課（清水信行）

現実的に、高齢者実態調査の中で、おむつ費用をふやしてほしいというような御意見もあるものですから、労をねざらうという部分よりも、おむつのほうにシフトしてほしいという意見もあるという中で、今後その辺も含めて検討していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

○コーディネーター（上久保明治）

先ほどの議論だと思んですけど、本当に労をねざらうための5,000円が妥当なのか、ほかのサービスにこの財源を充てるのが妥当なのか、この辺のやっぱり判断だと思っですね。

他いかがですか。

○仕分け人（谷口 功）

今、5,000円が妥当かという話でしたけれども、255人の方から5,000円を取り上げる

という話ではなくて、本当に必要であるならば、5,000円ではなくてもっと上げるということも考えなきゃいけないなというようなことは、ほかの判定人の方も理解していただけるとと思います。

○仕分け人（亀井善太郎）

まさに同じことで、現金の5,000円が本当にいいのか、5,000円をみんなで集めてみんなが望むサービスを市として責任を持って行うのか。多分そこを検討していただきたいのと、ちょっとすみません。念のためなんですけれども、255人は全員ちゃんともらっているんですか。

○担当課（清水信行）

申請によって支給をしておりますので、全員の方に……

○仕分け人（亀井善太郎）

申請によってというのは、例えばよくあるのは、高齢者の介護をしているけれども、申請がなかったら払っていないとか、そういうことはありますか。

○担当課（清水信行）

現実的に要らないという方がいるかどうかわかりませんが、そこまでの検証はできていないです。PRは十分しておりますが。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。だから、高齢者を介護していて、もらっていない人っているんですか。

○担当課（清水信行）

申請がなければもらっていないということです。

○仕分け人（亀井善太郎）

みんな知っているんですか、これ。

○担当課（清水信行）

PRしていますので……

○仕分け人（亀井善太郎）

PRしているんじゃないかと、この制度は市民の皆さん御存じなんですか、高齢者介護というのは。高齢者介護者大変ですよ。

○担当課（清水信行）

まず、安城市の場合は民生児童委員さんにねたきりの方を定期的に訪問いただいておりますので、そのときにこういう制度がありますということは周知させていただいておりますので、皆さん御承知だと思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。ここで聞きたいのは、じゃねたきりの高齢者の介護をする家族というのは何世帯あるんですか、そもそも安城としては。

○担当課（清水信行）

要介護4、5が該当するというふうに考えておまして、要介護4が172、それから要介護5が184ですので、合わせて350ぐらいになります。

○仕分け人（亀井善太郎）

350から255を引いた95というのはどうなっているんですか。これは施設に入っている……

○担当課（清水信行）

現実的に受けない方も中にはおみえになりますので、全員の方が受けているわけではないという……

○仕分け人（亀井善太郎）

じゃ、具体的な数字を教えてください。350いて、そのうち施設で介護を受けている、これ350は全部自宅の人ですか。自宅の4、5の人ですか、介護度。

○担当課（清水信行）

これをしてある数字は当然手当をもらっている人で……

○仕分け人（亀井善太郎）

255はわかりました。350というのは、これは施設に入っている方も含んでいるんですか。今、4と5の合計をおっしゃいました。

○コーディネーター（上久保明治）

全体像の把握ができていないということですか。

○担当課（清水信行）

全体像の把握はできておりますけれども、受けていない人がどういうふうな状況かという御質問……

○仕分け人（亀井善太郎）

いや、そうじゃなくて、まず事実として、これ全体の要介護度4と5の方が350人なんですよね。

○担当課（清水信行）

はい。

○仕分け人（亀井善太郎）

安城市としては。施設に入っているが入っている。これは350の定義をまず教えてください。

○担当課（清水信行）

ちょっとごめんなさい。今350と言いましたのは、資料の間違いで、施設に入っている方が350です。

○仕分け人（亀井善太郎）

じゃ、この母数じゃないですよ。

○担当課（清水信行）

はい。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると……

○担当課（清水信行）

実際、4、5の全体で約1,000名です。

○仕分け人（亀井善太郎）

1,000名いますと。1,000いて、今入れている人が350人だから、650人が自宅にいますと、そういうことですね。でも、255人しか受けないのはなぜですか。

○担当課（清水信行）

ただ、施設、これは入所ですので、老健施設ですとか入院ですとか、そういった部分で受けられない方も中にはおみえになります。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、1,000人のうち350人が施設に入っていて、どこかの間が入院していたり、あるいはいろんな人がいるんでしょうけれども、要は自宅の介護の必要が、自宅にいる要介護度4、5、介護が非常に必要な思い介護度の人というのは何人いるんですか。

○担当課（清水信行）

老健施設のほうに短期的でも、3カ月とか4カ月とか、そういうことで入ってみえる方が310人ぐらいおみえになりますので、そうすると1,000の中から施設入所が350、老健施設に310、あと入院してみえる方はちょっと数字は把握しておりませんが、そういう方もおみえになりますので……

○仕分け人（ ）

これ、でもいいんですか。労をねぎらうのに、申請してこなかったら払わないんですか。

○担当課（清水信行）

申請してこなかったら払わないかと言われれば、まさにそのとおりでございますが、そういうことがないように、民生委員さんに今していただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

でも、現にありますよね。現にあるのはどういうことなんですか。

○担当課（清水信行）

現にあるのは、例えばそういうお金は要らないという方は中にはおみえになるのかもしれないというふうに理解しております。

○仕分け人（亀井善太郎）

そこをどう市として把握されているんですか。

○担当課（清水信行）

労をねぎらうということで、それはこちらからお渡しするお金ですけども、こちらのほうから周知はいろいろさせていただいておりますが、そこで申請がなければ、特にどうですかということは言うておりません。民生委員さんのほうですべて回っていただいておりますので、特に問題なというふうに思っております。

○仕分け人（谷口 功）

先ほど民生委員さんがいろいろ回っておられて苦労されていると思うんですけども、そうなってくると、さっきの福祉の拠点づくりというのがすごく形骸化しているように思うんですがね。まさに福祉の拠点づくりは各中学校区で、まさに生活圏で、そして介護者の

集いがあり、町内福祉委員会がというような中で、なぜこういった問題が、周知もそうだし、地域の必要性というものに対応していないのかというところが、今後福祉の拠点を考える上でももう少し精緻にしていく必要があるなというふうに思っています。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございます。

じゃ、シートの記入をお願いしたいと思います。引き続き質問等あれば。

じゃ、私のほうから、この事業の有効性をもう少し突き詰めたいと思うんですけど、労をねぎらう、目的として載っている中で、実際これによって、5,000円の支給することによって労がねぎらわれたという判定といいますか、効果の測定というか、それはどのようにされてきたんですか。

○担当課（清水信行）

今すぐアンケートの詳細すべて見ていないんですけども、もらえばうれしいということは当然そうだと思いますけど、それが労をねぎらうことになっているのかということのほうで、市としては労をねぎらうためには金銭が一番いいということを考えております。

あともう1点、先ほど説明を1点漏らしましたが、アンケートの中で、この手当自体は利用しないという方も10%ぐらいの方がおみえになりましたので、いいですという、そういう方も中にはおみえになるということです。

○コーディネーター（上久保明治）

その辺の原因というか、なぜその手当が不要なのか。

○担当課（清水信行）

そこまでの理由については検証はしてございません。

○仕分け人（亀井善太郎）

私はその声が大事ななだと思いますよ。大変失礼ながら、5,000円程度で労をねぎらったなんて言われたくないですよ、大変申しわけないけれども。だって、介護やっている人は、本当に1日じゅう、24時間、誠意込めてやっているわけですよ。その中でそこをサポートするのが、家族でできないことをサポートするのが、本来、先ほどから谷口さんが何度も繰り返されている地域の拠点の仕事であって、そこをもっときちんとサポートしてくれるならばそこにお金を回してくださいという意味なんではないかなと私は思います。その10%の意味というのはぜひ、市としてもよく検討していただきたいと思います。

○コーディネーター（上久保明治）

それでは、そろそろ時間も来ておりますので、ここで仕分け人の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

まず、いろいろ御意見ありましたけれども、事業番号2番、ねたきり高齢者等支援事業について御意見を伺います。

この事業について不要だと思われる方。

ゼロベースで見直しが必要。

実施主体の見直しが必要。

要改善。

現行どおりで可。

分かれましては、仕分け人の意見としてはゼロベースでの見直しという結論になります。

ちょっと分かれておりますので、まず不要の亀井さんからいかがですか。

○仕分け人（亀井善太郎）

これはこのお金をもっと介護している方のために使ってくださいという意味です。場合によれば、このお金で足りなければ、介護されている方に充てることも必要だと思います。先ほどおっしゃった谷口さんの社会の中で、一たん今社会にいますけれども、今後、高齢者社会を迎えていくと、家族でやらざるを得ない時代を迎えます。これはこの20年を考えれば、まさにその流れになります。そういう中では、家族で介護をとということをどう地域が、あるいは行政がどうサポートしていくかというのは非常に大事な中で、5,000円のお金を渡して終わりというのは、私はちょっと違うのではないかなと思います。そういう意味でも、これは発展的不要だと思っておりまして、これをやめてほかの事業を何ができるのか。介護されている方の御意見もよく踏まえて検討されるべきではないかなと思います。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。じゃ、ゼロベースで見直しで河合さん。

○仕分け人（河合宏人）

私もどちらかというと、亀井さんのおっしゃっているような意見と近いんですけども、ゼロベースで見直しということにさせていただいたんですけども、やはり5,000円という値段もちょっとよくわからないですし、それで労をねぎらえるかということもちょっとわからない。それが必要性が感じられなかったですね。よりもうちょっといろんな、本当に介護している方々の立場になって効果的なサービスを実施できるのではないかとということで、こういった考えをさせていただきました。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございます。

じゃ、実施主体の見直し。

○仕分け人（谷口 功）

労をねぎらってもらえるならばねぎらってもらったほうがいいなと思うんですけども、それは自治体単位ではなくて、もっと広域な単位で、安城に住めば労をねぎらってもらえるけれども、隣の自治体だと労をねぎらってもらえないというのに少しアンバランスを感じましたので、実施主体の見直しということで。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。

じゃ、現行どおり拡充で。

○仕分け人（小森義史）

とりあえずは現行どおりの内容で実施を、これをとりあえず継続してほしい。ただ、地域福祉全体の中で在宅介護をどうするのかということが、この見直しは、それはそれで別に進めてほしい。その上で、そちらの結論が出たときに、じゃ現行制度をどうするかということにしてほしいという、ちょっと逆の発想なわけです。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。

いろいろ判定は分かれましたが、議論の内容としては多分一つの方向性を向いていたと思います。

それでは、市民判定人の結果が出ましたので、ここで公表したいと思います。事業番号2番、ねたきり高齢者等支援事業について発表いたします。

不要という意見の方はありませんでした。ゼロベースでの見直しが7名、実施主体の見直しが1名、要改善が11名、現行どおり拡充が1名ということで、判定人の御意見としましては要改善という結論になりました。

じゃ、判定人の方で御意見のある方いらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○市民判定人

市長のところのマニフェスト、これ該当すると書いてあるんですけど、ここら辺のトップの考え方というのはどういうふうになっているか、ちょっと教えていただきたい。

○担当課（清水信行）

市長マニフェストでございしますが、市長マニフェストではこの手当につきましては手当額の増額と、それから所得制限の緩和ということでございしますので、私どものほうとしましては、まずは所得制限の緩和をしていきたいということでございます。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

○市民判定人

すみません。ちょっと残念だったのは、事業シートの中にねたきり高齢者支援事業という部分が命題で、先ほどからずっと介護人の労をねぎらう介護人手当についての議論が進んでいて、そのわきにある在宅ねたきり高齢者の訪問理容扶助、これについては全く触れられてこなかったんですが、そもそも訪問理容扶助、私個人の意見としては、もっと積極的にやっていただくべきものだと思います。希望者にサービスが受けられる券を年6回交付するというので、そもそも間口が狭いです。私、何でこれをやってほしいかといいますと、ねたきりの方というのは外になかなか出られません。理容介護、髪を切るということは、身だしなみを整えるということで、その方の尊厳に非常に大切なことです。あれをやることで、人間としての心が開けるといいますか、全くずっと家から動けない人が外の人と触れ合う機会を提供してくれて、しかも個人の尊厳が保たれる。家族の人も喜ぶし、交流が生まれる。非常にこれは利用者が、間口が非常に、申請があった人に券を配ってということで間口が狭いですし、そもそも券を配るだけであれば費用は発生しないはずで、

実際利用するというをしなければ費用は発生しないわけですから、そういった中で、利用券の交付対象の方が非常に少なく、実施されている金額も非常に小さいというのは問題だと思います。

これいろんな意見が出て、介護人の労をねぎらうということと、在宅においたときの介護扶助とを一緒に事業シートの中に入れて議論をしようということ自体がちょっと乱暴じゃないかというふうに思いますので、ちょっとその点は分けて、今後市政のほうに還元していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。確かに今いただきましたように、本当に貴重な御意見で、限られた中で一つの事業に集中してしまいました。少し進行のほうも悪かったと思います。ですので、今のような御意見、貴重な御意見ですので、参考にさせていただこうと思います。

いただいたシートの中で少し御意見を紹介していきますと、やはり金額のことよりも、ほかの施策を推進すべきではないかという意見が多く出ております。それから、やはりお金よりも時間じゃないかという意見も結構ございます。ですので、このような今までの仕分け人の議論のプロセス、それから市民判定人の御意見を踏まえる中で、今後よりよい事業になるように見直しを進めていただきたいと思います。

それでは、事業番号2番、ねたきり高齢者等支援事業についてはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、ここで25分まで休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（事業番号3 障害者通所支援事業）

○コーディネーター（上久保明治）

それでは、事業番号3番になります。障害者通所支援事業について、作業に入らせていただきます。

では、事業概要につきまして、5分程度で要点を簡潔に説明をお願いいたします。

○担当課（鈴木公伸）

障害福祉課長、鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、事業番号3の資料の差しかえについて、おわびと訂正をさせていただきます。別紙に作成いたしました資料30ページのほうをごらんください。

事業シート上段にありますコスト、事業費の内訳、その他金額のところ、261万3,493円というのがございましたが、6,212円に訂正をいたしました。このことに伴いまして関連して訂正した箇所もございますが、御容赦いただきたくお願ひいたします。

それでは、資料29ページ、事務事業名、障害者通所支援事業について、概要を説明させていただきます。

この事業は、障害者自立支援法の前身法である支援費制度の改正に伴って創設されたも

ので、事業開始は平成15年になります。現在は障害者自立支援法を根拠法令としており、自治事務に該当します。実施の背景と目的は、障害者自立支援法が目指す障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために通所による訓練や介護を提供することです。対象者は原則としまして、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で6,492名、安城市全人口の3.6%となっております。ただし、発達障害のある方などは、手帳がなくても診断書があればサービスを利用することができます。

実施方法といたしましては、直接実施します給付事務と障害者支援施設である虹の家の指定管理、そして社会福祉法人ぶなの木福祉会と社会福祉法人ポテト福祉会に対する運営費補助があります。

事業内容としましては、生活介護、就労継続支援のA型とB型、就労移行支援の給付と、指定管理で虹の家を運営しております。関連事業として、障害の程度を認定する障害程度区分認定事業と、サービスの利用計画を作成する相談支援事業がございます。

事業費のほうは年々増加しております、20%程度の増加となっております。平成23年度事業費の内訳としましては、虹の家の委託料が約2,000万円、ぶなの木福祉会とポテト福祉会への運営費補助が約543万円、民間施設を利用した場合の介護報酬としての扶助費が約6億7,117万円、その他としまして、火災保険料が6,212円ございます。

人件費は約0.4人で300万円程度であります、事業費は利用者の増加から年々増加しております、平成23年度は6億9,969万7,000円でした。

扶助費の財源内訳は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担しますので、国、県を合わせまして5億338万4,000円に対して、市が1億9,631万3,000円を負担しております。

次の事業実績ですが、利用延べ人数、平成22年度は12.7%増、平成23年度は21.1%増と大幅に伸びております。その理由としましては、単純な利用増と旧体系から新体系への意向による増加があります。この部分につきまして、ちょっとわかりにくい部分ですので少し説明をさせていただきます。

資料36ページのほうをごらんください。

障害者の施策としまして、旧体系では施設は、見ていただくとおり、3障害別になっておりました。それをまたさらに通所と入所に分けるという形の事業体系になっておりましたが、障害者自立支援法のもとでは、日中活動サービスと夜間のサービスに再編されました。さらに、介護を中心とした生活介護と就労系の事業所に分かれました。また、入所につきましては、同一の施設であっても、日中のサービスと夜間のサービスに分かれました。そのため、平成18年度から23年度まで、移行が23年度末で終了しておりますので、18年度から23年度までは年度実績を大きく増減しており、前年度比較が難しくなっております。

資料戻っていただきまして、事業シートの単位当たりコストですが、1人の方が施設を利用した場合の月額約15万円余りとなっております。成果指標につきましては、定員数の増加で、通所希望者の増加を賄っておりますので、達成率は100%です。

本事業は、障害福祉計画でも拡充となっておりますので、今後も施設の開設と定員数の増加により、養護学校卒業生で通所施設の利用を希望される方の要望にこたえてまいります。なお、本事業は障害者自立支援法に基づき全国で一律的に実施されておるものです。

事業の概要につきましては以上のとおりです。指定管理補助金の対象となる団体として、安城市社会福祉協議会と社会福祉法人ぶなの木福祉会、社会福祉法人ポテト福祉会の対象団体シートを添付させていただきました。

説明は以上です。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました。

それでは、質問に入る前に、少し事業の確認だけさせていただきます。

今御説明ありましたように、これ3つの事業がありますと。直接実施している事業と指定管理が行っている事業と、補助金の事業と、大きくいえば3つありますねと。これで間違いないですね。

○担当課（鈴木公伸）

はい。

○コーディネーター（上久保明治）

その中の一番金額の大きな扶助費というのが6億7,000万出ているんですけども、これ説明があったように、国の補助、県の補助が入って、市の持ち出しは一応9,000万程度ですねと、こういうお話でしたよね。この扶助費というのは、先ほど御説明あったとおり、使用料でしたか、利用料と言っていましたか。

○担当課（鈴木公伸）

.....

○仕分け人（亀井善太郎）

だれにいつているのか。

○担当課（鈴木公伸）

施設のほうに支払われる報酬となります。

○コーディネーター（上久保明治）

そうしますと、これはこのシートの中の事業内容のところの一番下のところに書かれた内容のものなんでしょうか。要は、利用者はサービス費用の1割を負担して、残りを、ほかの9割を国、県、市が支払いますと書いてありますね。

○担当課（鈴木公伸）

そうです。その部分を2分の1、4分の1、4分の1で負担するという。

○コーディネーター（上久保明治）

この部分、いわゆる通常サービスにかかった費用の9割を負担しているものが6億7,000万ですと、こういう説明なんですか。

○担当課（鈴木公伸）

おおむねそうですが、ただ利用者負担が1割といいつつも、所得に分かれ軽減がござい

ますので、もう少し多くなります。

○コーディネーター（上久保明治）

そういう内容ですので、例えばこの利用料といいますか、扶助費の部分というのは、市の裁量といいますか、市の工夫の余地というのはあるものなのでしょうか。

○担当課（鈴木公伸）

単価設定は国が行っておりますので、市の裁量の入る部分はございません。

○コーディネーター（上久保明治）

そうすると、なかなかここは工夫が難しい。一番大きな支出根拠であるんですけども、工夫が難しい部分だよと、そういう事業だってことですか。

○担当課（鈴木公伸）

そうです。

○コーディネーター（上久保明治）

そういう事業構成だそうです。いかがでしょうか。どうぞ。

○仕分け人（亀井善太郎）

すみません、少し教えていただきたいんですが、6,492人のがいわゆる障害を伴っている方として安城市にいらっしゃるということなんですが、6,492人のうち、一般企業に就労されている方がどのぐらいで、一方で一般企業の就労はなかなかできないので、いわゆる就労施設、ここに通われている方がどのぐらいで、本当はそこに希望しているんだけどなかなか行けない人というのはどのぐらいいらっしゃるのか、その概要を教えてくださいませんか。

○担当課（早藤正樹）

手帳をお持ちの方で、一般企業に就労されている人数は、資料がありませんので、この場ではわかりません。それから、実際に施設利用をされている方ですが、23年度末で436名となっております。

それから、あと行きたくても行けない方が何人いるかということかと思うんですけども、基本的に行きたくても行けずに家にいるという方はゼロで、何らかの施設を利用されております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。だとすると、6,492人のうち、今436名はわかったんですが、それ以外の6,000名強はどこにいるんですか。

○担当課（早藤正樹）

施設へ入所されている方ですとか、在宅でサービスを受けない方、それからよく軽度な障害ですので普通に生活ができる方等々あります。

○仕分け人（亀井善太郎）

そこを教えていただきたい。というのは、市民の皆さんは、判定人の方もそうですし、傍聴者もそうですけれども、この事業は何をしているのかということに対して、対象者が6,492人に対して、今お話が具体的に出たのは436名の話だけなんですけど、ほかの人たち

は大丈夫なのかなという、まず疑問が浮かぶんだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○担当課（早藤正樹）

通所等希望がある方につきましては、市のほうに申請なり、相談していただいて、それで希望に合ったところを使用、社会福祉協議会の中にありますふれあいサービスセンターと協働して、利用者のニーズに合ったところを紹介なりするように努めておりますので、その辺で六千何人の中で行きたくても行けない人とか、そういうのはないです。

○仕分け人（亀井善太郎）

いや、そこを聞いているのではなくて、ごめんなさい。まず、先ほどからずっと、朝からそうなんですけれども、申請があった方のうちでということは、申請していなかったら認定認識していないんですねという話は、もうずっと安城市の特徴だということはよくわかったんですけども、ここら辺の市民の方が大変御不満に思っているのを、先ほどの休憩時間によく伺ったんですけども、そうではなくて、まず6,492人がどういう形で社会参加されているということを障害福祉課としてはどう理解しているのかということを知っているだけです。

○担当課（鈴木公伸）

細かい数字は持ち合わせていないんですけども、アンケート調査の結果でまいりますと、約2割の方が一般就労されております。

残り8割の方がそれ以外ということになりますので、お願いいたします。

○仕分け人（亀井善太郎）

それ以外というのはどういうことですか。

○担当課（鈴木公伸）

サービスを使ってみえる方、在宅にみえる方ということになります。

○仕分け人（亀井善太郎）

だから、その数字を教えてください。

○担当課（鈴木公伸）

先ほど言いました436名が……

○仕分け人（亀井善太郎）

施設利用はわかりました。施設利用ですね。それから……

○担当課（鈴木公伸）

一般就労の方が2割。それ以外の部分については数字を持ち合わせておりません。

○コーディネーター（上久保明治）

どういう状況かわからないということですね。

○担当課（鈴木公伸）

そうですね。障害手帳をお持ちでも、軽度の方ですと、通常に社会生活を送られておりますので、その数字をしっかりと把握できて……

○仕分け人（亀井善太郎）

逆に2割の人はいいです。それは一般で2割、社会参加していますからいいですよ。逆に残り8割だから、大体5,000人弱の人、5,000人弱の人が施設利用をしている人は430人、わかりました。じゃ、残りの4,500人強の人たちというのは何しているんですか。

○担当課（鈴木公伸）

例えばという話になりますが、学校に通われている方が相当数含まれております。18歳未満の方ですと、学校という可能性が非常に高い。

○仕分け人（亀井善太郎）

何が言いたいかという、この目的というのは障害者が障害をたとえ伴っていたとしても、社会参加する機会をきちんとつくっていきましようというのが目的ですよ、大目的は。その中で、会社に勤めるというやり方もあります。それから、あるいは今お話があったとおり、学校に学びに行くという社会参加もあります。それから、ここにお話があったような施設を利用する方もいらっしゃいます。ほかにも多分いろんな社会参加があるんでしょうけれども、障害を伴っていたといえども、社会参加をすることができるまでである。もともとはこれは大きな話でいけば国である、それからそれはその事務が市へ任されていて、安城市であるということ、多分この話の中でまずそこを理解しないと、次に進めないように思っているんで、しつこく聞いているんですが、6,492人の2割が働いているのはわかりました。じゃ、学校にはどのぐらい行っていて、436人が施設利用をしているということで、障害者の皆さんは社会参加されているというふうに、まだ私は理解ができないんですけれども、この点についてもう少し具体的な御説明をいただきたいんですが。

○担当課（鈴木公伸）

あと考えられることといたしましては、居宅、在宅でホームヘルパーを利用してみえる方ですとか、そういう居宅系のサービスを使ってみえる方もございます。その数ですけども、訪問介護のほうが116名の方、あと重度介護とかもございますが、約130名の方がホームヘルパーを使われている方です。

そのほかに、短期入所の方が、利用者が113名、児童の方でデイサービスを使ってみえる方が94名。施設入所者が396名ございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

まだ全然足りないと思うんですけど。要は市としては障害者の社会参加という大目的をどう皆さんは位置づけて、安城は社会参加がみんなできているという話になっているのかどうかという、まずその一番根本のところをお伺いしたいんです。

○担当課（鈴木公伸）

あとの方につきましては、在宅で生活してみえる方ということで、福祉センターを利用されたりとか、あと社会福祉協議会が行っております身障の講座がございまして、そういったものに参加したり、そういった社会参加のほうをしていただいております。

○仕分け人（小森義史）

すみません。要はこの事業の対象者って6,492人じゃないんですよ。そういうことですよね。それによって議論が全然……。6,492人を対象とするのであれば、それなりの話

だし、そうじゃなくて、この通所事業を利用している436人を対象としているか、まずそこですよ。

○仕分け人（亀井善太郎）

もっと言うと、この436人が本当に436なのかというのを知りたいんです。

○担当課（鈴木公伸）

通所事業のほうが、非常に幅の広い事業になっておりまして、就労移行ですと、一般就労に移行する方も対象にしておりますので、手帳を持っておれば対象になるということで、この総数を上げさせていただきました。

重度の方がどれぐらいみえるかといいますと、サービスを利用するために障害程度区分の認定を受けておる方がみえます。その数字を把握しておりますので少々お待ちください。

○コーディネーター（上久保明治）

全体像の把握がまだできていないようなのであれなんですけど、ちょっと入り口変えられませんか。

○仕分け人（亀井善太郎）

じゃ、ちょっと入り口変えましょう。この中で、障害者が通所する施設というのは、これ全部で社協がやっている虹の家、ぶなの木福祉会、それからポテト福祉会、この3つだけだという理解でよろしいんですか。ほかに民間の施設等々はないのですか。

○担当課（鈴木公伸）

生活介護の事業所が8事業所ございます。それと就労移行が3事業所、就労継続支援A型が4事業所、就労継続支援のB型が4事業所というふうになっております。

○仕分け人（亀井善太郎）

これは全部重複していないのか、それとも重複しているのか。

○担当課（早藤正樹）

施設によっては、生活介護をやって、それとプラスして就労移行をやっているという形がありますので……

○仕分け人（亀井善太郎）

それもありますから、全部で実数として見ると、いわゆるこういう通所支援事業の対象になっている事業所さんは幾つあるんですか。

○担当課（早藤正樹）

16事業所。

○仕分け人（亀井善太郎）

その中で、この社協とぶなの木福祉会とポテト福祉会だけ市からお金が入っているというのは、これは理由はなぜですか。

○担当課（早藤正樹）

ぶなの木とポテトさんにつきましては、社会福祉法人の法人格を持っております。それから、安城市の補助をする要綱としまして、社会福祉法人格を有することというきまりがあります。その2つの事業所は社会福祉法人ですので、補助の対象となります。あとの事

業所につきましては、株式会社ですとかNPO法人という形の体系になっておりますので、補助の対象からは外れております。

○仕分け人（亀井善太郎）

もう1点伺いたいのは、安城市の虹の家が委託料、指定管理料が2,000万入っていますと。これに対して補助金がほかは200万入っていたり、300万入っていたりしますと。この金額の違いというのはなぜでしょうか。

○担当課（鈴木公伸）

社会福祉法人につきましては、介護報酬をそのまま法人格のほうで受け取っておりますので、その違いとしましては虹の家の介護報酬につきましては市の収入として入れておりますので、その差が出ております。

○仕分け人（亀井善太郎）

皆さんにわかるように御説明いただきたいんですけど、市に入ったお金をもう一回戻しているということですか。この2,000万で何ですかというお話です。

○担当課（鈴木公伸）

そうですね。委託料として2,000万を出しておりますが、介護報酬としてそれに同等のものが国から入ってきておるという形で。

○仕分け人（亀井善太郎）

そうじゃなくて、利用者の方、障害者さんが来られますよね。障害者さんはもちろん家計の状況によるけれども1割、あるいは負担しない方もいらっしゃるけれども1割負担されますよね、サービスを受けて。その分の介護報酬はだれに入るんですか。

○担当課（鈴木公伸）

虹の家については安城市に入ります。

○仕分け人（亀井善太郎）

安城市に入る。その入った部分もあなたたち社協がやったから、2,000万そのまま渡すよと。その2,000万になっている、そういうことですか。

○担当課（鈴木公伸）

そうですね。若干額は違いますが、そういう考え方です。

○仕分け人（亀井善太郎）

ということは、この扶助費そのものは虹の家には一銭も入っていないという理解ですか。

○担当課（鈴木公伸）

入っておりません。

○仕分け人（亀井善太郎）

じゃ、これは虹の家だけはちょっと別枠で、ここは安城市になっているから、扶助費の一部として委託料を渡していると、そういう理解ですか。

○担当課（鈴木公伸）

はい。

○仕分け人（亀井善太郎）

では、もう一つ、ごめんなさい。補助金の根拠というのは先ほどあったんですけど、金額が施設によって違うのはなぜですか。それから、また社会福祉法人の法人をとっていないと、ほかにもたくさんの事業主にある中で、払われていない理由というのはなぜでしょうか。

○担当課（鈴木公伸）

まず金額の違いですけども、家賃及び土地の賃借料を補てんするという形になっておりますので、施設によってその額が変わりますので、金額が変わっております。それと、社会福祉法人に限定している理由としましては、NPO法人との差がやっぱりどうしてもございますので、福祉のためにという設立趣旨がございます社会福祉法人を限定させていただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

差があるというのは具体的にどういうことですか。

○担当課（鈴木公伸）

本来この補助金の出発の時点で、非常に市内に福祉事業所が少ないということで、少しでもどこか立ち上がってほしいということで設立、準備された補助金ということになっております。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、NPOさんたちも立ち上がるのは大変ですよ。例えば私が安城にあるか、すみません、承知しておらんのですけれども、よくあるのは障害を伴っているお子さんのためにお母さんたちが立ち上げたNPOとかって全国各地にあります。こういうところは財政基盤が大変苦しい中で、でも手づくりでやらざるを得ないからやっていて、でもお金は市等の補助金は入ってこないから、なかなかいいサービスというものを障害者の皆さんに継続できないというような悩みを抱えていらっしゃる場所もあります。

一方で、確かに本当にこの人たちが的確なのかなという問題があるというようなことも伺いしておりますけれども、そういう中で、それぞれ一つ一つきちんと見て、サポートすべきもの、サポートしなくていいものというものを、外形的な社会福祉法人であるとかないとかということで判断されるのはいかがなものかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○担当課（鈴木公伸）

そのあたりの話になりますと、非常に1件1件の審査が可能かどうかという問題も出てくるかと思うんですけども、お母さん方が小規模の作業所を立ち上げるといった場合ですと、また別の補助金がございますので、そういった設立の応援のほうはまた別の補助金でさせていただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

これ設立じゃないですよ。これは運営ですよ。

○担当課（鈴木公伸）

すみません。運営の補助……

○仕分け人（亀井善太郎）

もあるんですか。

○担当課（鈴木公伸）

別のものがございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、障害者が通う施設について、この通所支援事業ではこういうふうには社会福祉法人までしかないんですけども、それ以外の拠点等々についても、補助が入っていると、こういう理解でよろしいですか。

○担当課（鈴木公伸）

入っている施設もございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

そこら辺の審査はどういうふうに分けていらっしゃるのですか。要は社会福祉法人だから入れるというような、先ほど説明があったんですけども、要は障害者の皆さんにとって役に立っているか、立っていないかだと私は理解するんですけども、そこら辺の審査というものは、制度が違う中で、公平に行われているのでしょうか。

○担当課（鈴木公伸）

ちょっと難しい質問なんですけども、現状でどのように審査しておるかと言われると、非常に答弁に困るんですが……

○コーディネーター（上久保明治）

審査もそうなんだろうけど、事業のとらえ方として、同じような事業、同じ事業を展開しているところの内容を市の都合で分けているわけですね。恐らくそれも通所支援の事業なんですよ。そしたら、くくりとしてやっぱりここに一つにして判断をするべきじゃないかなと、私は考えるんですが、その辺の何か説明があれば。

○担当課（鈴木公伸）

立ち上がりからの小規模作業所の運営費というのがちょっと……。役所的な話ですが、予算の枠には入っていないものですから、今回ここには入っていないということでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、事業が分かれているのは、それは市の御都合で結構なんですけれども、受益者である障害者や障害者の御家族から見たときに、その、私はここが一番近いからここに通いたいんだというのはありますよね。そのときに、こっちで受けているサービスとあっちで受けているサービスがそれぞれ特質として違うんらいんですけれども、結果として市の補助が違うことによって、もしサービスに違いがあるんだとしたら、これは問題ですよ。問題ですよ。これはいかがですか。

○コーディネーター（上久保明治）

先ほどの社会福祉法人に対する補助も一緒なんですよ。これ借地するなら補助出しますでしょう。要は自分が努力して自前で用意した社会福祉法人は、この補助は受けられないん

ですね。そうすると、じゃ借りたほうが得じゃないかというようになってっちゃうんですね。その辺の観点を説明していただけたらと思うんです。

同じサービスに対して、要は違う支援をするんだという解釈ですか。

○担当課（鈴木公伸）

そうです。法人さんによっても規模の違いとか、いろんな条件がございますので、やはり小規模の法人さんというのが、やはり財政力が小さいものですから、その辺を補助して少しでも立ち上がってくるようにということで、社会福祉法人に限定はしておりますが、そういう形で補助のほうをしております。

○コーディネーター（上久保明治）

じゃ、社会福祉法人の施設運営補助が平成19年ですね、廃止されているのが。

○担当課（鈴木公伸）

はい。

○コーディネーター（上久保明治）

それから始まって2件なんですね、まだ。そうすると、この補助というのは有効なんですか。もう十分施設もこれで足りているから、立ち上がれそうもないよということなんですかね。

○担当課（鈴木公伸）

施設につきましてはまだ不足しております、今年度から実施ですので、まだここには計上されておきませんが、施設整備に対しまして国県の補助金に市が上乗せするという形のを準備して、施設整備のほうは進めていきたいと思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ちょっとわからないんですけども、今、通所できた割合が100%で、なぜそういう新しい施設をつくらなければいけないんですか。

○担当課（鈴木公伸）

障害者福祉の特性なんですけども、まず学校に行かれます、最初。学校卒業時に次のところというのが通所施設であったり、入所施設であったり、在宅であったり。毎年毎年、学校からは卒業生が出てまいります。制度自体がまだ完全にでき上がってきていないというか、まだ浅い制度ですので、充足というものをまだ迎えておりません。ですから、毎年毎年卒業生が出てくると、そういった施設が必要になってくるということで拡充の方針で今進めております。

○仕分け人（亀井善太郎）

では、そこを予防的にやっ払いこうということですね。

○担当課（鈴木公伸）

そうですね。不足しないように。

○仕分け人（亀井善太郎）

不足しないように。今、逆にいうと定員に対して実際の稼働率はどのぐらいなんですか。

○担当課（鈴木公伸）

今というのは24年でよろしいですかね。24年ですと、ほぼ100に近い稼働率になります。今年度、整備中の施設が1カ所ございますので、そこが20名定員で動き出して、またあと2年が確保されるという形になります。

○仕分け人（谷口 功）

そもそもを言い出すと、障害者自立支援法になって、措置から契約に変わって、まさにサービスを受ける側の立場が変わってしまった。その是非はあるかと思うんですが、新しい制度のもとで改善をしていくということはよくわかりました。この事業の意味はよくわかるんですけども、本当に素朴な質問で申しわけないんですけども、なぜこの事業が仕分けの対象になったのかということをごどのように自覚されているのかということをご少しだけ確認させてください。

○担当課（鈴木公伸）

この事業につきましては、市民投票で上がってきておりました、御意見としましては拡充ということで上がってきております。安城市がつくっております障害福祉計画でも、この部分につきましては拡充という方針を持っておりますので、そのままきょうはお答えしようと思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

きょうの仕分けのときにこれぜひコーディネーター、御検討いただきたいのは、扶助費の部分については国の制度丸ごとですから、これ仕分けのしようが僕はないんだと正直思っています。かつ、もう主体性がないんだと。それはそれで、これがけしからんのではなくて、事実そうですという話です。むしろきょう議論すべきは、そういう市民の皆さんの御判断なので、拡充していくというところについても基本的に今そういう形でここにあってやっていかれるということですから、そうなんだと思うんですけども、それよりも多分、施設に対する補助だとか、そういったところのあり方に多分集中して議論したほうが、あるいは先ほど来お話があった障害者全体の社会参加に対する市の取り組み等々について議論したほうがいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○コーディネーター（上久保明治）

今、亀井さんの御意見あったとおりのので、先ほどずっと出ているんですけど、補助金のあり方もちょっと議論されてますよね。当初は6億7,000万ということで、もともとあったわけですし、例えばことし新たに施設の整備の補助をつくっていくということですよ。それは当然そういう需要があつてという把握をされていると思うんですけども、今までなかったものを新設していく理由というのは、要は施設が足りなくなったからということなんですけども、じゃそれ以前にできた施設は、それはもらえないわけですよ。その辺の不公平感とかというのは出てこないでしょうか。

○担当課（鈴木公伸）

それ以前にできた施設に対しましても、市で建設に対します単独の補助ですとか、そういったものを渡しておりますので、それまでは個別のものに対して出すような形で施設整備の数が非常に少なかったものから。今後ふえてまいりますので、施設整備に対する

統一した要綱というのをことし設けました。

○コーディネーター（上久保明治）

そうすると、今までは個別具体というか、1件ごとに基準はなくて、こういう精査があったぐらいで、補助してきたと、そういうことですか。

○担当課（鈴木公伸）

国、県の補助率というのは決まっておりますので、その一定の部分を補助するという形は変わりません。ただ、どこが今度つくるのかという形で数が非常に少なかったものから、その都度ということやってきておりました。

○コーディネーター（上久保明治）

国、県補助だけ。

○担当課（鈴木公伸）

国・県に市の上乗せという部分もございます。

○コーディネーター（上久保明治）

その基準というのはなかったんですか。

○担当課（鈴木公伸）

はい。

○仕分け人（亀井善太郎）

角度を変えて1つお伺いしたいのは、障害を伴っている方だとか、あるいはその御家族の満足度というか、そこはいかがなんでしょうか。把握をされていらっしゃいますか。

○担当課（鈴木公伸）

障害福祉計画のほうは3年に1回の策定になっておりますので、そのときのアンケート調査ですね。アンケート調査をとってございまして、事業が幾つかに分かれておりますので、ちょっとわかりにくいんですが、生活介護につきましては、「満足」が32.5%、「どちらとも言えない」「普通」という方が40%ですので、合わせまして……、合わせてだめですか。

○仕分け人（亀井善太郎）

合わせちゃだめですよ、それは。

○担当課（鈴木公伸）

それでは、「満足」が32.5%、「どちらとも言えない」が40%、それと就労継続のA型は……

○仕分け人（亀井善太郎）

満足していないのは何%なんですか。

○担当課（鈴木公伸）

「満足していない」は8.6%になります。就労継続のA型ですと、満足してみえる方が75%、「どちらともいえない」が25%、就労継続B型ですと、「満足」が33.3%、「どちらともいえない」が53.3%、回答なしが13.3%です。

○仕分け人（亀井善太郎）

これを改善されるために市としてはどういうことに具体的に取り組んでいらっしゃるんですか。

○担当課（鈴木公伸）

この事業の中身の指導ということですか。

○仕分け人（亀井善太郎）

取り組んでいる……、事業も指導されているんですか。

○担当課（鈴木公伸）

指導のほうは県になりますので、運営は県の指導を受けて行われます。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、アンケートをとって、皆さんは次のアクションは何をとられるんですか。

○担当課（鈴木公伸）

あとその施設のサービス料にもついて聞いておりますので、今後どういうサービスがふえてくるかとか、希望されているか、そういったものを把握しております。

○仕分け人（亀井善太郎）

把握されてどうされるんですか。

○担当課（鈴木公伸）

拡充方向にある施設につきましては、自立支援協議会というのが各市町村にあるんですけども、その中で事業者の方と話し合いもしておりますし、どういったサービスが今不足しておるのか、今後、どの法人さんがどういった計画を持って整備を進めていかれるのかという話し合いをしております。

○仕分け人（亀井善太郎）

市としては何をされているのですか。会議を持っています、それから法人さんの移行計画を聞きました。市としては何をされるんですか。

○担当課（鈴木公伸）

先ほど言いました24年度から建設に対する補助のほうを考えております。

○コーディネーター（上久保明治）

今の説明だったんですけど、私が考える中では、例えば今やっている事業の中でも虹の家というのは直営といいますか、直接市が設置しているわけですね、指定管理はありますけども。その中でだんだん100%に近い状況になってきて、今後まだまだ施設が必要だよという中で、補助事業だけの展開で果たしていいのかということだと思っんです。

そもそもなかったとはいえ、虹の家というのは市がつくったかもしれませんが、もし足りないならば、自立支援をするために、市が直接つくっていくというのは、手段としてはありますよね。その辺の考えというのはいかがですか。

○担当課（鈴木公伸）

その辺につきまして、自立支援協議会の中でかなり市と事業者、腹を割って話し合う場がございますので、そこでいろんな意見を聞かせていただいております。少なくとも25年度、26年度につきましては、事業者のほうに整備計画がございますので、今の障害福

祉計画の中では市が直接ということは考えておりません。

○仕分け人（谷口 功）

やはりそこが障害福祉行政のスタンスだと思うんですけども、やはり国の制度で非常に一律化されている中で、でも障害用といった場合には、今、一くくりで障害と言ってますけれども、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由もあればいろんな障害があつて、まさに436人とか436通りのいろんなサービスの仕方があるといったときに、恐らく通所支援事業を展開していくに当たっていろんな可能性を、社会参加の可能性をやはりメニューとして用意しなきゃ、多分僕はいけないだろうなと思ったときに、実際に今、担い手が少ないのであるならば、担い手を育てるような仕組みも行政は考えなきゃいけないし、まだそこに至っていないならば、行政が考えるということがあってもいいと思うんです。やはりそういったところで、制度としては国の一律だけれども、本当に障害者に向き合わなきゃいけない、フロントは地元の自治体であり、福祉サービスセンターであるといったようなことを肝に銘じないと、上辺だけの制度になってしまうというおそれがあるのは少し検討されたほうがいいと思うんです。

だから、その意味でもう1点だけ、少し指摘といいますか、よしあしではないんですが、各自治体で障害の「がい」という言葉を、これもいろんな議論がある中で、漢字を使ったほうがいいのか、そうではない、カインのガイを使ったほうがいいのかとか、平仮名かとか。そういったところで行政も非常に悩まれているし、本当に障害者の第一世代というのは60代、70代、自分たちが権利を獲得されてきた方たちの思いや、さらに今、介助者の問題といったようなことも非常に多様になっている中で、やはりもう少し敏感になったほうがいいのではというのが率直な感想です。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございます。

では、シートのほうを書きながらお願いしたいと思います。何か御意見等あれば。

○仕分け人（稲垣礼子）

補助金の支出の仕方なんですけれども、今、基準が借地料とか借家料が基準になっているんですけれども、それというのは何か見直す余地というのはないんでしょうか。施設の規模、運営の仕方とか、サービスの充実度に応じた補助金を出すというような形にはならないんですか。

○担当課（鈴木公伸）

今、内部でのまだ検討の段階です。自立支援協議会の中でも今、こういうことを市が考えていますよということはお知らせしておりますが、まだ確定していませんよというふうにお断りがつくんですけども、市内で不足しているサービスというのはやっぱりどうしても出てまいります。重度の身体障害を持った方を扱っていただける場所が少ない、精神障害を持っている方の日中の居場所が少ない、そういった問題がございますので、それを個別に何とか解消できないかなという補助金を、今検討はしておりますが、まだ確定はしておりません。

○仕分け人（亀井善太郎）

今の御指摘はすごく大事な話で、大体こういう施設ってやっぱり運営費が大変なんですよね。特に人件費が大変なんですよね。これは福祉に携わる人全体の問題でもあるんだと思うんですけども、本当に土地とか、借地とか、むしろ本質である人は人によってしか私は救われないんだと思っているんですけども、だとするならば、なぜ人に出すという話にならないのかということが多分おっしゃっているんだと私は理解したんですが、いかがでしょうか。

○担当課（鈴木公伸）

今検討を始めました重度身体障害者の受け入れ改善というのは、まさしくその部分ですので、施設側、看護師があと1人置ければ受けれるとか、そういった話も聞いておりますので、そういったものを何とか解消できないかということで、今検討のほうを始めさせていただきます。

○仕分け人（小森義史）

すみません。いまだに対象者がだれなのかというのがよくわからないんですよ。すみません、戻っちゃいますけど、扶助費の対象者が6,492人でいいんですか。

○担当課（鈴木公伸）

利用する可能性のある方というのが、障害の手帳を持っていれば利用できるということで……

○仕分け人（小森義史）

潜在、可能性のある人が6,492人。

○担当課（鈴木公伸）

そういうことです。

○仕分け人（小森義史）

実際に、じゃ先ほど12か何かあれがありますよね、一般も含めて。そこに通っている方が、それを利用している方が463人ということですか。

○担当課（鈴木公伸）

そうです。はい。

○仕分け人（小森義史）

多分それがいっぱいになるよというのは、卒業生が出てくるからということなんですね。

○担当課（鈴木公伸）

そういうことです。

○仕分け人（小森義史）

そうすると、今、潜在的に、通っていないけども、本当は行きたいんだけども、潜在的にいるという人がどれだけいるかというのは把握されていないということでもいいんですか。そこがよくわからない。把握している人に対しては100%できていますよと、そういうふうに聞こえるんですけど。

○担当課（鈴木公伸）

アンケートから見えてくるものとしまして、在宅でやっていきたいという方も相当数みえます。ただ、それを見てみえる親御さんが年をとって、最後老後が心配だとか……

○仕分け人（小森義史）

要するに安城市役所としてそこをきちっと把握していますと言い切ってもらえば何もないんですよ。

○担当課（鈴木公伸）

アンケート調査でその部分は把握できておりますので……

○仕分け人（小森義史）

例えばアンケート出した人があるけど、戻ってこない人がいるとかというのではなくて、そこへまた最初の地域福祉の関係があって、要するに相対的な話しだと思うんですよ。そのところが、であれば安城市なり、社協がやりますよというのはよくわかるんです。民間には任せられないけども。その辺の、要するに役所の役割が何なのかなというところがきちっと民間の役割と社協の役割というのがきちっとできていますかねということでございます。

○担当課（鈴木公伸）

サービスの利用の移行のあり方については把握できるんですけども、それ以外、やっぱり心配なのは、本当に在宅で十分な介護が受けれていない方がいたりとか、そういったこともやっぱり心配になってまいります。そこで、社協さんが動いていただいております、今地元の見守り活動、あの中でことしから障害者も取り組むようにしまして、地元で問題のある方、介護の不足している方があったら、情報を上げてきてほしいということで、今そういう形での把握を始めております。

○仕分け人（小森義史）

個人的には、役所だけではやり切れないので、地域の市民というか、地域協働が進まないとなかなかフォローできないんじゃないかと。そのところをどうお考えかなということです。

○担当課（鈴木公伸）

まさしく地域ケアという部分になってくるかと思えますけども、安城市のやり方としては地元福祉委員会を、民生委員さんだけではとても把握できる数じゃないと思えますので、高齢者も含めますと。地元の福祉委員会で御近所で確認し合ってくださいと。ただ、御近所さんが直接動かれると、やっぱりプロじゃないものですから、逆に嫌がられる場合もありますので、そういったケースを見つけた場合には、在宅介護支援センターのプロが行ったり、地区社協の職員が訪問したりという形で、そこでもしサービスが不足しておったりという場合には市のほうに上げていただくという形で、こういう形の今動きをしております。

○仕分け人（亀井善太郎）

地域によっては民生委員さんがちゃんとやっていらっしゃいますよ。要は何が言いたいかというところ、市として把握する姿勢があるのかないのかというところが、多分ずっと最初

からきょう問われていて、何かやっているんだかやっていないんだかわからないなという印象を、僕は持ちました。判定人さんや傍聴者の方がどう持たれたかわからないですが。要は市として障害者が社会参加するということについて、国の制度そのものはどうあれど、先ほど谷口さんがおっしゃったとおり、我が安城市はどうするんだということが、ずっと聞いていてよくわからなかったというのが率直な感想です。

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございます。

では、時間も来ていますので、ここで仕分け人の皆さんの御意見を伺いたいと思います。それでは、事業番号3番、障害者通所支援事業、これについて判定をお伺いします。

この事業について、不要だと思われる方。

ゼロベースでの見直し。

実施主体の見直し。

安城市が行う業務も改善が必要。

現行どおり拡充が必要だと。

それでは、仕分け人の結果が分かれましたので、ここは私が意見を述べさせていただきます。私の意見としましては、やはり市民ニーズの充実が必要ということで、要改善という意見ですので、仕分け人の意見としては4番の要改善となります。

それでは、市民判定人さんの集計結果をいただいておりますので、こちらを紹介したいと思います。

事業番号3番、障害者通所支援事業について発表いたします。

不要と言われる方はありませんでした。ゼロベースでの見直しが2名、実施主体の見直しが2名、要改善が10名、現行どおり拡充が6名ということで、判定人の結果としましては要改善となります。

それで、判定人の方々に御意見のある方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、いただいた御意見の中から幾つか紹介したいと思います。内容的に不要も含めてお聞きしたので、このようなものを含めて行ってほしい。それから、助成の仕方はこれだけでいいのか、このような問題がございます。やはり市が事業の全体像を把握できていないんじゃないかとか、そういう御意見もいただいておりますので、今までの議論、それから判定人の御意見を踏まえて、よりよい事業となっていくようにまた見直しをしていただければと思います。

それでは、事業番号3番、障害者通所支援事業につきましてはこれをもって終了します。どうもありがとうございました。

それでは、午後の部は1時から再開したいと思いますのでよろしくお願いたします。1時から再開いたします。

(事業番号4 プラネタリウム投映事業)

○コーディネーター(上久保明治)

それでは、午後の作業に入りたいと思います。

それでは、事業番号4番、プラネタリウム投映事業について作業に入らせていただきます。

事業につきまして、5分ぐらいで簡潔に説明をお願いいたします。では、よろしく願いします。

○担当課(岩月隆夫)

失礼いたします。私、生涯学習部次長兼生涯学習課長の岩月と申します。そして施設管理を担当しております課長補佐の大岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私のほうから概要について御説明申し上げたいというふうに思います。

事業シートの37ページを御覧いただけますでしょうか。

プラネタリウムにつきましては、この施設内、文化センターの2階でございます。文化センターにつきましては、本市の生涯学習の拠点としまして昭和56年11月に開館をいたしております。その建設に当たりましては、子どもたちへの天文教育及び地域への天文普及活動を担う市内唯一の科学教育施設として位置づけられ、そして市民の皆さんに広く愛される施設とすることを目的に、プラネタリウムが併設をされています。

プラネタリウムの大きさにつきましては、直径15mの傾斜のない水平ドーム、中規模クラスのものでございます。座席数につきましては、185席ということでございます。

投映の頻度につきましては、一般投映としまして毎週土曜、日曜日と、それから祝日、それぞれ各3回行っております。1回の投映時間につきましては、約50分ほどございまして、前半に星空を映し出しての生解説、そして後半にオート番組の上映を行っておりますというのが現状でございます。そのほかに平日につきましては、20人以上の予約によります団体投映、小学校4年生を対象に学習投映を行っております。また、特別イベントとしまして、天文研究家などを招いての講演会や、音楽演奏やダンスと星空のコラボレーション、アロマの香りを利用した大人のための癒しのプログラムなども随時開催しております。

星空解説を含む投映業務全般は、現在、NPO法人のアイ・プラネッツという団体をお願いしております。この団体は、もともと市が主催しましたプラネタリウム解説員養成講座の受講生が中心となりまして設立されております。当初は安城プラネの仲間たちという市民団体でございましたが、この市民団体を育て、星空解説を任せるという運営形態をとるプラネタリウムにつきましては、全国ではこの安城市だけというふうに思います。本市が重要政策の一つとして位置づけております市民との協働にも一つ貢献しておるのかなというふうに思っております。

次に、コスト面でございますが、38ページを御覧いただきたいと思っております。

平成23年度の総事業費が1,824万円ほどとなっております。また、ここ数年は、総事業費が徐々に減少してきております。これにつきましては、先ほどお話ししましたとおり、

アイ・プラネットに投映業務を任せただけによりまして、職員が投映作業をすることがなくなってきたという現状がございますので、その人件費分で比率を下げてくることができたということ、そしてまた、番組制作委託料を圧縮してきたことが大きな要因とっております。

次に、事業実績でございますけれども、平成23年度は一般投映が436回、団体投映が92回と、前年度に比べましてふえてきております。一般投映がふえた要因としましては、平日や土曜日の夜間帯を利用した癒しのプラネタリウムなどの新たな試みに挑戦したことによるものと思っております。団体投映がふえたのは、地道な宣伝活動と折からの天文ブームも影響していると思っております。事業費を圧縮しつつ投映回数をふやすことができましたので、その結果、1回の上映にかかるコストも、平成23年度につきましては3万4,000円ほどとなっております。

次に、事業成果でございますが、より多くの皆さんにプラネタリウムを楽しんでいただき、天文普及を図るという観点から、観覧者数を成果指標として設定いたしております。平成23年度の総観覧者数は1万8,643人ということで、ここ数年間では最も多くの方に見ていただくことができしております。昨今の天文ブームを追い風にして、さらに訴求力のあつるプログラムを提供し、うまくPRしていく必要があると考えております。

今後の事業の方向性としては、市内唯一の科学教育施設として、郷土の次世代を担う子どもたちの天文への興味、さらには探究心を育てるために、このプラネタリウムは必要不可欠な施設であると考えております。

さらに、最近では、プラネタリウムは子どもたちの学習の場としてだけではなく、投映機の進化、デジタルの映像技術の発展等々により、大人も楽しめる空間に変わりつつあるというのが現状だと思います。本市のプラネタリウムは、機器導入から実は30年が既に経過しているという状況で、老朽化が進んでおります。よりすぐれた映像表現が可能な新しい機器への更新も検討して、新しい要素を加えたエンターテインメント施設としての活用も視野に入れながら、施設運営を継続していきたいというふうに考えております。

また、七夕まつりで知られます本市におきましては、星にかかわる施設を所有しているということは、今後のまちづくりの上でもプラスに働くのではないかなというふうに思っております。

最後に、委託対象団体シートということで、39ページでございますが、ここにありますように、番組制作と施設点検、これを株式会社五藤光学研究所に委託しております。両業務とも、プラネタリウム機器を製作した業者ということで、この業者しかできない業務となっておりますので、随意契約となっております。

以上で概要説明とさせていただきます。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございました。

では、質問に入りますけれども、この事業の中でNPO法人の方が投映作業をされているということで、その方々を育てるために市が養成講座のようなものを開催されてきたと。

これは平成18年からなんですけど、今でもこれは続けて開催されているということですか。

○担当課（岩月隆夫）

はい、そうでございます。18年にこの講座を開催しまして、実際にこの団体に投映をお願いするようになってきたのが平成20年、20年度から徐々にふえてきておりまして、今年度は全部の投映をこの団体をお願いしておると、そういう状況でございます。

○コーディネーター（上久保明治）

その経費はこれの中に入ってないんですよね、養成講座の経費は。

○担当課（大岡久芳）

養成講座自体は単発の講座でございまして、今はやっておりません。

○コーディネーター（上久保明治）

やってない。ああ、そうですか。そうすると、将来的にこのNPO法人に委託をしていくというような方針だったと思うんですけど、その人材は育てていかななくても確保はできるということなんでしょうか。

○担当課（大岡久芳）

ええ。今現在、NPO法人さんのお人材で今のとおりの形態でしたら、十分に人数は確保できております。ただ、ずっと同じ人材に続けてやっていただけないという保証はございませんので、NPO法人さんとも協力し合って、今後、新たな人材を育てていきたいとは考えております。

○コーディネーター（上久保明治）

わかりました。

では、御質問のほうをお願いしたいと思います。

○仕分け人（亀井善太郎）

事実の確認だけ。御存じの方もいらっしゃるし、私は承知しておるんですけども、知らない方もいらっしゃるかもしれないので。一般投映の場合は、1人入場料幾らかかるんでしょうか。

○担当課（大岡久芳）

大人が50円で中学生以下は無料でやっております。

○仕分け人（亀井善太郎）

もう一点、団体向け投映をする場合は、これは学校とかに負担金等というのは求めているんでしょうか。

○生涯学習課施設管理係（大岡久芳）

いわゆる学校さんの場合は生徒さんになりますので、やはり中学生以下無料という形…

○仕分け人（亀井善太郎）

そういう方も無料だと、そういう理解ですね。わかりました。ありがとうございます。

○コーディネーター（上久保明治）

ほか、いかがですか。

○仕分け人（河合宏人）

市民仕分け人の河合です。お願いします。

私自身は、NPO法人アイ・プラネッツさんに対してもすごく肯定的にとらえていました、この事業に対しても応援したいなと思ってるんですけど、まず最初に確認させていただきたいということで、周りに刈谷市であったり豊田市であったりにもプラネタリウムは存在してるのに対して、安城市がそれを行わないといけない理由というのを教えていただきたいです。

○担当課（大岡久芳）

2つ、私のほうからは言わせていただけることがあるかなと思っております。

まず1つは、大人のためのプラネタリウムという視点が大きくなってきた今でも、やはり中心となるのは、小学校、中学校の生徒さんたちに見ていただけるようないわゆる天文学習施設としてのプラネタリウムの役割が今でも大きいと思っております。そういったときに、やはり自転車で来れるような距離、近い距離にないと気軽に来ていただけないと思うんです。その気軽に来ていただける距離にあることこそが、安城市でやる目的の一つにもなっておるのかなと思っております。

それから、先ほどから申し上げていますように、アイ・プラネッツさんという団体さんが私どもの講座に端を発して、今、御活躍をさせていただいております。せっかく全国でも例を見ない安城市ならではの、私どもが言うのもなんですが、すばらしい運営の形態だと思っておりますので、その団体さんを育てていって、さらに市民の皆さんに天文を普及していきたいという、その点も含めて安城市でやる価値はあるかなと思っております。

○仕分け人（小森義史）

関連ですけど、これって多分、そもそも論が非常に重要じゃないかなというふうに思うんですけども、そもそも何で安城市にプラネタリウムが必要なのかというところで、恐らく皆さんから見ると、今もありましたように、刈谷市にもある、豊田市にもある、名古屋市にも立派なものがあるじゃないかと、なぜ安城市でやらなきゃいけないのか。特に設備の更新という問題が出てきていると思いますので、新たな設備をつけてまでやらなきゃいけないかというところを、そこをちょっと、今の御説明だけだとちょっと弱いかと思うんですね。今までやってきたことを継続だけではなかなか難しいんじゃないかなと個人的には思ってるんですけど、どうでしょうか。

○担当課（岩月隆夫）

お話しのとおりでもありますが、1つは、先ほどもお話ししましたように、安城市が七夕まつりをこれまで何十年も続けてきているというのも現状でございまして、こういった七夕まつりというのは、やっぱり星座、天の川、そういったものが中心となっておりますので、子どもたちに少しでも夢を与えていきたい、それをもとに子どもたちが一つでもきっかけとなって夢が実現できたらということが考えられる。

例えで言いますと、ちょっと部門も変わりますが、柔道の谷本歩実選手が当初、柔道を始めたきっかけというのは、たまたま柔道教室の誘いのチラシを見て、自分でやりました。

いといって決めた。それが発端で頑張った成果がオリンピックで2度連続金メダル受賞というような、このことにつながってるというのが、ちょっと別の話かもしれませんが、こういったきっかけづくり、そういったものをすることによって、もしかすると一部の子ども、出てこないかもしれないんですけども、宇宙飛行士になったとか、そういった可能性も含めてあるんじゃないかというふうに思っています。

ちょっとかけ離れ過ぎの話もありますけども、やっぱり子どもに対して夢が与えてやれる、そういった事業も絶対必要じゃないかなというふうに思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ありがとうございます。柔道の話はかけ離れてると私は思います。

そういう中で、プラネタリウムについてもう一回伺いたいんですけども、要は子どもたちのこういう星空とか、宇宙とか、あるいは地球そのものとか、そういうことへの関心というのは結果的に高まったんですか。そこは検証されていますか。

○担当課（大岡久芳）

正直申し上げて、正式な検証というのはしてないということが言えると思います。

○仕分け人（亀井善太郎）

結構な金額がかかって、別に僕は子どもたちにいろんな関心を、きっかけを与えるというのは、私も2人の親として必要なことだと思います。それは一義的には親がやり、親ができないことも含めてそれを社会がやっていくというのは必要なことだというのはよくわかります。ただ、その目的でやってるのであれば、その目的に照らしてこの施設が本当に役に立っているのかどうかということは行政の責任として検証しないと、先ほど小森さんも御指摘があったとおり、次に進むことは私はできないんだと思うんですけども、その件についていかがでしょうか。

○担当課（岩月隆夫）

確かに検証が不十分というのは私も思います。したがって、今後進めるに当たっては、この検証をしながら進めていくべきだというふうに思っております。

○仕分け人（小森義史）

ここに目的と書かれたことがあると思うんですね。ここの目的のところはやっぱり重要だと思うんです。今やってることをただ継続すればいいよというんだったら、恐らく後ろ向きの判定になってしまうんじゃないかなと思うんですね。あれもこれもできればいいと思いますけども、やっぱり重点執行しなきゃいけない。理科離れが進んでるとか、そういうことで、やっぱり必要だとは思うんですね。でも、それはプラネタリウムだけじゃなくてもいろんな施策があるので、そのいろんな施策の中でプラネタリウムはぜひ安城市に必要だよというところをぜひ検証を含めてやっていただくと、更新しても市民の方に応援していただけるかどうかということが出てくるんだろうというふうに思います。

○担当課（岩月隆夫）

言われますとおり、現在のところは、どちらかというと科学面については、このプラネタリウムがほとんどを占めてるというところがございます。しかしながら、本年から市内

の企業さんの協力を得て運営されております少年少女発明クラブ、こういった団体が拠点施設としてこの中に入ってきたと、入ってきたというよりも、入ってこれから来るわけですが、それも科学であります。

○コーディネーター（上久保明治）

そういう説明、確かに心理的にはいいかと思うんですけど、今の議論の中でちょっと道がそれちゃうんで、もう少しプラネタリウムの必要性について絞って議論しましょう。

小森さんがおっしゃられてるのは、あくまでも安城市内に必然的にこの施設を置く必要性というのをもう少し突き詰めたいということだと思っんです。ほかの事業とはちょっと関係ないかもしれません。

○仕分け人（亀井善太郎）

もう少し申し上げれば、これ、1人当たり、今、50円取ってますと。例えば一般投映が、これ、多分お子さんも入っていらっしゃるでしょうから、全部が全部取れてるかどうか分かりません。ただ、少なくとも1回の投映に対して3万5,000円かかっていますと。これに対して、全員お金を取れたとしても、大体1回当たり25人だから1,250円が受益者の負担になっています。これの3万3,000円ちょっとというのは、要は市民の皆さんの税金を使っている形になっているんだと思っんですね。もちろんこれは過去の建設費等々も含めれば、もっと大きな金額になるかもしれない。

だとするならば、それだけのお金を使っているのであれば、やっぱり子どもさんに対してどんな意味があったのかという検証は、今までされてないからもうこれ以上は責めませんけれども、多分不可欠だし、さらに新しい施設に更新されることを検討されるのであれば、これはやらなければいけないことですし、今、生涯学習課でやられてますけれども、これは教育委員会全体として、安城市の教育そのものを、子どもたちをどう育てていくのかという話の中で、小森さんがお話しされたのはまさにそこで、そこを総合的に学校の現場の先生たちも含めて、あるいは親御さんたちも含めて議論をしていかないと、プラネタリウムをつくりたいから七夕の話をつくりましたというふうな話になってしまうのではないかなという懸念を感じています。

ちょっともうこの話は多分これ以上進みそうもないので、ほかのことでお伺いしたいんですけど、この五藤光学への委託料の1,200万円強のお金、この金額というのは、五藤光学さんがこのプラネタリウムをつくられたから、機器補修、番組制作等々で支払われているということなんですけれども、この金額の検証というのはどういう形でされているのでしょうか。

○担当課（大岡久芳）

まず、番組制作で1,050万円という予算がかかっております。これは検証というまではいってないのかもしれませんが、大体買ったりつくったりするプログラムのいわゆる定価的なものがございます。その定価がほかの業者さん、例えばコニカミノルタさんですとか、そういったところの価格と比べて妥当であるということは感じてはおります。

○仕分け人（亀井善太郎）

市民の皆さんがいるので、もうちょっと具体的にお話をいただきたいと思うんですけども、番組をつくるのに1,050万円、それから残りの150万円ぐらいが恐らく機器補修の費用だと思うんですが、その1,050万円についても、あるいは機器補修の金額についても、もう1つのところでやり続けなければいけないからということだというのはわかるんですが、ほかとの価格で見て、これ、定価ですよ、例えば今のお話だとすると。定価で見て比較するなんて、今どき定価で買う人、どこにもいないですよ。今、定価で買うのは、多分本だけですよ。今、日本じゅういろんな消費者、自分自身が消費者として考えてみたときに、これ、古本屋さんに行ったらまた違う金額になりますよね。定価で見て判断するというのは、もし自分の財布から出すんだったらそういう御判断ってされますか。

○担当課（大岡久芳）

確かにおっしゃるとおりだと思います。なかなか判断材料が提示されたものしかないというのはあるんですが、あと、いわゆる制作でも、オリジナルの番組ですとかをつくったりすることがあるんですね、安城市の場合は。そういった場合はまさに定価のない金額ということになりますので、そこら辺の検証はできていないのかもしれない。

○仕分け人（亀井善太郎）

これ、できてないというのはもう、だとすると、新しいのをつくるなんていうのは、もう大前提として多分ちょっと難しい話になってきて、このお金の使い方って、要はこれ、まさに市民の皆さんの税金なわけですよ。その税金の使い方を、1,050万円といたら大きな金額ですよ。ここの部分について検証できてないというのは、もうこれは甚だ残念だとは私は言いようがないんですけども、もう少し説明はないんですか。

○担当課（大岡久芳）

先ほどの定価ベースで大変申しわけないんですが、いわゆる通常の買える作品を買った場合は大体200万円から300万円程度です。あとオリジナルの番組をつくるとその倍ぐらいがかかっております。大体年間3番組から4番組を買ったりつくったりしておりますので、この金額になっておるといってございませう。

○仕分け人（小森義史）

一度かえてみるということは不可能なんですか。

○担当課（大岡久芳）

今の現状の機器構成だと不可能です。五藤さんからでないと、もう無理です。

○仕分け人（谷口 功）

恐らくそのプラネタリウムの事業が必要だという話になってくると、多分名古屋市との比較が必ず出てくると思うんですね。本当に必要であるならば、これは例えば最近、いろんなところで報道されてますが、名古屋市は市の学芸員が相当にプロフェッショナル、専門性を高め、自分たちでプログラムをつくり、さらに相当行政もそこに資本を投下してやるという覚悟を持って、行政が責任を持ってやって、そういった姿勢との比較の中で、外注に出してるといったようなことと市が本当に必要だと思うということとの兼ね合いをどう理解、説明されるのかということをもっと聞きたい。

そしてもう一つ、2つあるんですけども……

○コーディネーター（上久保明治）

ああ、ちょっと待って、1問ずつ。終わりませんから。

じゃ、今のお答えを。

○担当課（大岡久芳）

まず、今、名古屋市さんのお話が出ましたが、確かに名古屋市さんは天文学芸員さんを6人ほど持ってみえまして、専門的な見地からも番組をつくっていらっしゃる。確かにそのとおりではあります。

ただ、そういう形でやるのももちろんすばらしいと思うんですが、安城市の場合は、今までは星空解説を職員がやっておったわけです。そこで、やはり職員の場合は学芸員と違いまして異動もありますので、なかなか専門性のある職員が育ちません。そういったところで、先ほど申し上げたとおり、養成講座を開きまして、星空の解説を専門にやっていただくような団体さんを、今、アイ・プラネッツという形で運営させていただいております。

○仕分け人（谷口 功）

当然、安城には安城の規模があってやらなければいけないというのは、もう重々承知です。先ほど出ている安城の物語として、七夕というのがあるというのもよくわかりました。

じゃ、そこで少し確認なんですけども、具体的に安城七夕まつりの子細はあすまた仕分けの対象ですけども、商工部が多分担当するかと思います。生涯学習部と商工部で、安城七夕をテーマにしてどれだけプラネタリウムの事業で研究ができてるのか、またこのNPOが、七夕まつりを商店街が実施するに当たってどんな形で七夕といったものをすごく意識化し、子どもたちに教育プログラムとして提供しようとしているのか、そういったところが具体的に見えるような形で何かあれば説明ください。

○担当課（大岡久芳）

今、現状で行っておるのは、まず七夕まつりの行われている3日間、七夕の特別プログラムを上映しております。そこでは織り姫、彦星ですとか天の川の話を中心に、生解説を含めて、そこら辺はアイ・プラネッツさんにプランをつくってやっていただいております。そのお祭りの中に例えばNPOさんが飛び込んで何かをやるということまでは、まだ今、いっておりません。

○コーディネーター（上久保明治）

ほかにいかがですか。

○仕分け人（亀井善太郎）

この50円という自己負担はこれでいいんですか。つまり、先ほど申し上げたとおり、1回の投映に3万5,000円ぐらいかかってます。これに対して、子どもたちは、そういう教育上の効果が検証されてないということですけども、まあいいでしょう。大人たちは、アロマを使った癒しのプラネタリウムとかフラダンスと星空の解説の融合とか、娯楽ですよ、いわば。そこに対して50円という費用が果たして正しいのかどうか。そのために、要はそれ以上の金額を市民の皆さんが負担されてるんですよ。市民の皆さんが負担され

てるわけですね。娯楽に対して50円というのが果たして適切な金額なのか、ここら辺の御検討というのはされたことはあるんですか。

○担当課（大岡久芳）

今の御意見は本当におっしゃるとおりで、50円というのは条例上で定められました入場料が50円ですので、今まで安城市は基本的に何をやる場合もその条例をもとにして50円でやっておりましたが、それはあくまでやっぱり入場料ですので、いわゆる娯楽性の高いものですかは、入場料プラスその付加価値に関してはお金をいただくべきではないかということで、ここ本当に数年ではありますけれども、検討はさせていただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

検討をしてるはいいんですけれども、でも実際にもう既にやってるわけですね。恐らく50円じゃアロマのお金にもなりゃしないぐらいの話になるかもしれない。そこがまさに私、行政の姿勢が問われてるんだと思っていて、条例は書いてあってそれが決まってるんだったら、この部分については明らかに娯楽なので、この部分を分けますというようなことを皆さん自身が議会にかけるとか、あるいは皆さん自身で決められるとかということ、そこは条例との関係がどうなのか詳細は承知しませんが、まさに皆さん自身が動かないと、行政用語で、よくインターネットで検索すると、行政が言う「検討します」というのはやりませんということですよというふうに言われているというような話もあります。今話を聞いてると、そういうふう理解する市民の皆さんもいらっしゃるかもしれませんが、このところはどうしようとされてるのか、もうちょっと具体的にお話しただけませんか。

○担当課（大岡久芳）

どの事業を幾らにしようとはまでは、正直、まだここで申し上げる段階ではございませんが、先ほどのあるもの、ああいうプログラムに関しては他市の例もやっぱりございますので、例えば300円なり500円なり取っていてもいいのかなと考えております。でも、まだ決定した事項ではございませんので。

○コーディネーター（上久保明治）

ちょっと今、コストの話になったので、あわせて話をしたいと思います。今、1,800万円ぐらいかかったと言いましたね、入場者1万8,000人。そうしたときに、ここで施設を持たずに、見たい人が1万8,000人ぐらいいるので、そういう人たちの費用、例えば名古屋市でプラネタリウムを見る費用を負担しても充分余ると思うんですけど、で、ここにある必要性というのをもう一遍検証したいんですけど、例えばその費用を負担してよその施設で見ってもらうほうが正直言って安いんですけども、どうしてもこれだけの費用をかけて、なおかつ更新まで考えてここに置いときたいというのをもう一遍説明してもらえます。

○生涯学習課施設管理係（大岡久芳）

何度も同じようなことを言うことになって申しわけないんですが、確かに名古屋市さんのプラネタリウムの施設はすばらしいので、あれも見たいという気持ちはありますが、やはり子どもたちが自転車で行ける距離でないとなかなか行かないと思

うんです、費用の面だけではなく。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、やっぱりこれ、教育委員会として安城市の子どもたちをどう育てていくのかという検討はぜひ、今までされてないまま幾ら理屈を言われても、多分そこは非常に理解しづらいお話だと思います。それは皆さんの姿勢が問われてるので、ぜひお願いをしたいと思います。

プロセスとしてちょっとぜひ1つ聞いとかなきゃいけないのは、さっき五藤光学さんのほうを聞いたんでアイ・プラネッツのほうも聞いときたいんですけども、この139万5,000円のアイ・プラネッツへのリーフレットの企画製作謝礼の根拠というのはどういうふうになってるんでしょうか。

○担当課（大岡久芳）

すみません。今、ちょっと積算の細かいものを持ってきてないので申しわけないんですが、1回の投映当たり単価が幾らというような形で積算の積み上げはしております。すみません、ここでちょっと細かいことは申し上げられません。

○仕分け人（谷口 功）

ちょっとまた話、僕も知りたいんですけども、なぜ安城市でというところなんですが、少しちょっと話が大きくなります。

去年も事業仕分けの対象になったこの安城市の行政の方針として、例えば保養施設を持つときに安城市は持たなかったと。持たずにそこに行く人に支援をするという大きな安城市の方針があるわけですね。そういったときに、一方ではそういう形でやりながら、やりながらというのは、他のところに行くのに支援を出しながら、こちら側ではここで持つというところの整合性をやっぱりきちんとつけたほうがいいなということの意見と、もう一つ、やはり全国的にこういう文化施設、余暇時間や娯楽をとというのは、右肩上がりの経済の中で行政も余裕があったときにつくってきた施設であり、果たしてそれを今、維持し続ける必然性といえますか、この時代的に許されるのかということやはりもう一度整理しておかないと、このまさに昭和56年11月ですか、このときの時代背景と今といったものをもう少し整理するということは何とか、なぜ安城市で持たなきゃいけないかというところの兼ね合いで御検討していただければと思います。これはもう意見です。

○コーディネーター（上久保明治）

わかればで。こだわっちゃうんですけど、安城市民の方がほかのプラネタリウムを見に行ってるというようなことはないですか。必ず自転車で行けるからここに行くんだということで、ほかには行きませんよということはありませんか。

○担当課（大岡久芳）

そこまではないと思います。やはりほかの市のプラネタリウムも見に行かれてると思います。

○コーディネーター（上久保明治）

それは当然、内容が違うからということでしょうかね。

○担当課（大岡久芳）

規模も違いますし内容も違いますので、それはやっぱりほかも見に行かれてると思っております。

○仕分け人（稲垣礼子）

すみません。今、逆に私、30年ぐらい安城市民だったんですけども、実は一回もプラネタリウムに行ったことないんですよ。今、小学校の4年生を対象に学習投映を行ってるということなんですけれども、以前はやられてなかったのを今やられてるのかもしれないんですけども、本当に市民の子どもたちがこのプラネタリウムの存在をきちんと知っていて、中心部にあるとしても自転車で来れるとは限らない人もたくさんいるじゃないですか。そういう子たちのために何か方策みたいなものをとられたりはしてるんでしょうか。

○担当課（大岡久芳）

今、現状は、小4の子どもさんには全員見ていただいておりますので、少なくとも小学校4年生になれば、こちらのプラネタリウムの存在を把握はしていただいているというのは間違いないと思います。

それから、確かに全員が全員、自転車で来れるかということ、やっぱり来れない方もたくさんいらっしゃると思います。これはまだ今、実際に実現できてはいないんですが、アイ・プラネッツさんとも話をし、小さな道具を用意して、例えば出張プラネタリウムのようなことも今からやっていきたいというふうなことを考えております。

○仕分け人（稲垣礼子）

そうすると、逆に出張プラネタリウムができるということであれば、この本体は要らなくなるというふうな考え方もできるような気がするんですけど、その辺はどうですかね。

○担当課（大岡久芳）

当然、出張プラネタリウムは非常に簡易的なものですし、こちらの本体にある大きなプラネタリウムを見ていただくのとは、やはりまだ大分規模としてはかけ離れておりますので、こちらが要らないというところには直接結びつかないかなと私どもは思っております。

○仕分け人（河合宏人）

私も実は小学校のときに、4年生ぐらいにここ、授業の一環で見に来て、その後、ちょっと中学校ぐらいになってから、安城市にそもそもプラネタリウムがあるということがどうも頭の片隅に行ってしまうというか、そういう状況が続いてたんですけど、やっぱり小学校で終わりじゃなくて、きっかけづくりというからには、ただただ門戸を開放してるだけじゃなくて、自ら何かしらのイベントであったりでどんどん継続的に来てもらうようにしていかないといけないと思うんですよ。

実際、七夕の3日間のプログラムについても、私もきょう実は初めて知ったような内容でして、一体どういうふうに市民の方に認知されるような広報をしてるかということをもう少し教えてください。

○担当課（大岡久芳）

今、現状やっておりますPR方法としましては、いわゆる市の広報紙に付随してきます

生涯学習情報ばかりが書いてある冊子があるんですけども、その冊子でのPR、あとはこういったようなプラネタリウムの情報がありますチラシですとか、あとホームページ、それぐらいになります。

○仕分け人（河合宏人）

広報「あんじょう」とかですか。

○担当課（大岡久芳）

そうですね。広報「あんじょう」とセットになってくる冊子があるんですけども。

○仕分け人（河合宏人）

多分、あんまり子ども、読まないですよ。あと七夕という市外の方たちも来るのに、それだとちょっと何かおかしいなという気がします。

○コーディネーター（上久保明治）

じゃ、シートを書きながらお願いします。

○仕分け人（小森義史）

やっぱりそもそも論だと思っんです。どうしてもこの事業は安城市の教育として欠かせないものだよという、先にソフトがあると思っんです。ソフトがあって、そのソフトを実現するためにこれぐらいの設備がやっぱり必要だなということで、考え方のそれによっては、先ほど言われたような簡易のやつでもいいと思っんです。その辺の、まずそこをはっきりさせていただくということが非常に重要じゃないかなということと、もしこれが廃止ということになれば、平成18年に養成講座をやって、私たちはどうなるのかという、別にその人たちがあるから設備が必要ということじゃなくて、やっぱり長期的にどうしたいかということを決めて、ソフトとそれに伴ったハードとソフトを、人を育てるということも含めて、やっぱり総合的に考えていっていただきたいなというふうに思っんですが。

○コーディネーター（上久保明治）

どうですか。その辺、あれば。

○担当課（岩月隆夫）

そうですね。今おっしゃられたとおりで私も思っます。今後、私ども、このプラネタリウムを継続的にやっていくのか、いかないかということについても十分検討の上、やっていかなければならないというふうに思っっております。

ただ、今、私がおります教育委員会の立場としまして、今まで実際にプラネタリウムを運営してきて、それで子どもたちに見てもらっているというのも現実でございます。これがなくなるということであれば、我慢してちょうだいよということも言わざるを得ないときが来るのかもしれないですけども、我々の立場としては、何とかして子どもたちにこれを続けて見させてやりたい、少なくとも今のこの施設を少しでも延命させていきたい、それも頭の中に一つ残っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

だから、そうされるのであれば、住民の皆さん、特に大半の方が納税者なんですよ。これ、受益してる方というのはない。かつ、やっぱり安城市の子ども、子育てというのが、

教育というのがある中で、こういう意味があるんだということをきちんと説明していただかないと、納税者の方々が、結局、あの人たちがやってるんだけど、その意味もわからないじゃないかと。うちの孫だとかうちの子どもたちにとって、あるいはうちには子どもはいないけれども、ああ、これなら安城市にとっていい子育てができるから大事だろうねということを行政から住民に説明する機会がないと、そこは、今の現状については、大変厳しい言い方をすると、単にプラネタリウムを運営してるだけでそれ以外何も考えていませんとしか、きょうのお話を聞いてると、私は実感としては受けなかったもので、これでもし続けたら、それはアイ・プラネッツの方が気の毒だし、子どもたちも気の毒だし、むしろ被害者はその方々で、私は行政としての不作為なんだと思います。これはあえて厳しい言葉を言いますけれども、行政としてやっぱりやるべきことをきちんとやっていただくということが私は必要なんだと思います。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

今のような御意見もありますけれども、もう少し所管課としての考えと伺いますか、きちんとこの施設が必要なんだというのがうまくやっぱりまだ伝わってきてないなと私は思うんですが、その辺、何か補足できるようなこと、まだございますか。

要は、このプラネタリウムを市として所有し続ける、維持し続ける理由がやっぱり明確に要るんだと思うんです。それはこんなに費用もかかっているし、例えば更新を迎えれば恐らく何十万円の費用がかかる可能性があるんですね。そういう中でも、やっぱり安城市の生涯学習の位置づけとしてプラネタリウムという施設を維持管理していく必要があるんだというのをもう一遍ここでアピールをしていただければ、多少なりとも答えが変わるかもしれません。

○担当課（岩月隆夫）

先ほどちょっとお話ししましたが、今まではこの科学的施設であるプラネタリウムオンリーのような形の施設であったということですが、今後、少年少女発明クラブという一つの団体が入ってきて、それも科学の分野であります。それから、毎年、小中学生の科学賞「かがくのひろば」という展示もここで開催しておりますので、一つのプラネタリウムだけでなく、全体の科学の拠点に少しでもなったらいいのかなというふうには思います。

○仕分け人（小森義史）

考え方によっては、今までプラネタリウムに使ってたお金をそちらに重点投資するという考え方もあると思うんですね。プラネタリウムは一つの手段であって、子どもたちをどうしたいのか、それによって限られた資金を何に重点投資するかというのを教育委員会で考えていただけるとありがたいかなというふうに思います。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

そろそろ時間も来ておりますので、ここで仕分け人の皆さんの御意見をちょっと伺って

いきたいと思います。

それでは、事業番号4番、プラネタリウム投映事業について御意見をお伺いします。

この事業について、不要だと思われる方。

ゼロベースで見直し。

はい、ありがとうございます。仕分け人の意見としては、ゼロベースで見直しということになります。

それでは、御意見を伺いたいと思います。河合さん。

○仕分け人（河合 宏 人）

そうですね。きょうの話し合いの中だと、やっぱり、先ほども言わせていただいたんですけど、安城市でプラネタリウムを持っていることというのが、つまり、イコールで子どもたちの学習するきっかけをつくっているという認識はちょっと甘いんじゃないかなという。先ほど小森さんがおっしゃっていたように、やり方はたくさんあるんだよというようなことだと思いました。やはり本当にきっかけをつくるつもりであれば、もうちょっとやり方も検討する余地がたくさんあると思いますし、アイ・プラネッツさんに関しては、やはり個人的にも応援したいんですけど、もうちょっと別の支援の仕方も考えるべきになってくるのかなというふうに思いました。

○コーディネーター（上久保 明 治）

ありがとうございました。

じゃ、谷口さん、ちょっといかがですか。

○仕分け人（谷口 功）

のっけから矛盾を突くようなんですけども、生涯学習は決して子どもだけではないんですね。子ども、子どもと言えば言うほど生涯学習というものが非常に矮小化されてしまう可能性も出てくるので、そこはもう少し生涯学習部にある意味というものを厳密に考えたほうがいいんじゃないかなというのを感じております。

○コーディネーター（上久保 明 治）

はい、ありがとうございます。

それでは、市民判定人の皆さんの結果が集計できましたので、発表していきたいと思えます。

事業番号4番、プラネタリウム投映事業について、結果を発表いたします。

不要という御意見の方が2名、ゼロベースで見直しが10名、実施主体の見直しが2名、要改善が5名、現行どおりが2名ということで、判定人の皆様の御意見としましては、ゼロベースで見直しということになってまいりました。

判定人の皆様の中で御意見のある方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思うんですが。

じゃ、いただいた御意見の中でちょっと御紹介をいたしていきます。

子どもたちに夢を与えることはよいことだけれども、プラネタリウムである必要性というのがやっぱり十分伝わってこない、この辺が一つの判断材料だったと思っています。

それから、プラネタリウムだけじゃなくて科学館のようなものというような御意見もありますけれども、市の運営でこういうこともきちんと考え直してほしいということ。それから、やっぱり入場料50円、これが信じられないと。各費用を見れば、当然、受益者負担の再考をすべきというような御意見、このようなものをいただいております。

いろいろな御意見があったかと思えます。私どももいろいろ申し上げましたけども、確かにこの安城市にある施設ではあるんですけども、本当にここにある必要があるというのが伝わってこなかった、それが今回の判定結果だと思います。ちょっと厳しい判定結果になっておりますので、またよく事業の内容、それから規模等を見直す中で、このような御意見を参考に、よい事業になるように見直しをかけていただければと思います。

それでは、事業番号4番、プラネタリウム投映事業については、これをもって終了したいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、次の開催を55分からお願いいたします。

(事業番号5 体育館施設管理事業)

○コーディネーター（上久保明治）

それでは、作業を再開します。

○コーディネーター（上久保明治）

それでは、事業番号5番、体育館施設管理事業について、作業に入らせていただきます。では、概要について、簡単に5分程度で御説明をお願いいたします。

○担当課（早川雅己）

それでは、座ったままで失礼いたします。

私は、スポーツ課長の早川と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、施設管理係の係長の安藤と担当の岩井も同席をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、まず配布資料の訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。資料の43ページでございますが、委託・指定管理・補助対象団体シートでございますが、右から2つ目の委託金額、これ、単位が（千円）というふうになっておりますけども、すみません、記載のほうは円単位になっておりますので、御訂正をいただきたいと思えます。

それでは、資料の41ページから御覧をいただきたいと思えます。

安城市体育館につきましては、昭和54年の1月に開館をいたしまして、現在で33年が経過をいたしております。

体育館の施設といたしましては、バスケットボールが同時に3面できる広さのアリーナのほかに、2階に卓球台16台を常設した卓球場、3階には公式会場が2面とれる剣道場、同じく4階には公式会場2面がとれる柔道場と、アーチェリーと和弓のできる弓道場の各施設が併設をされております。

体育館は安城市総合運動公園内に設置をされておまして、この公園内には、体育館のほかに野球場、陸上競技場、ソフトボール場、スポーツセンター、テニスコート、多目的

グラウンドなどのスポーツ施設がございまして、市民の日常的なスポーツ活動の拠点として利用されるほか、市内はもとより、西三河や県、全国大会の大会会場としても利用されておりまして、昭和58年のインターハイ、平成6年のわかしゃち国体におきましては、バスケットボールの会場にもなっております。

次に、安城市では、安城市スポーツ振興計画を策定しておりまして、平成17年から26年度までの10年間で成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%にするための具体的な施策の目標として、その中にスポーツ施設の利用者数を140万人と、実現に向けた取り組みを行っております。

その具体的な取り組みの一つとして、体育館施設管理事業がございまして。体育館の施設設備につきましては、開館以来33年が経過をしております。老朽化が進行しております。これまで施設の改修工事を平成16年から17年、最近では21年から22年にかけて修繕や設備機器の更新などを行いまして、快適で安全なスポーツ環境を提供できるように努めてまいりました。また、スポーツ技術の進歩に伴うルール改正によりまして、コートラインの修正でありますとか、用具・器具の更新などにも対応しております。

安城市体育館の年間利用者数につきましては、平成23年度は24万7,709人でありまして、大規模改修工事を行いました平成21、22年度には休館により利用者数が減少しているものの、この5年間ににつきましては、おおむね23万人から24万人の利用者で推移をしております。

事業シートの42ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、事業実績を掲載しております。

平成23年度の施設を管理運営するための経費では、照明や空調のための電気料が1,294万円余、また主に空調熱源となるガス料が233万円余など光熱水費のほか、施設の修繕料が153万円余、卓球台やルール改正による柔道畳の更新など備品購入費が516万円余のほか、施設の受付業務のほか、駐車場の警備や空調設備の保守点検業務などの委託料が2,851万円余など、平成23年度決算では総額7,225万7,000円となっております。

中段の事業成果、成果指標にあるように、平成23年度の体育館利用人数につきましては24万7,709人でしたので、23年度決算額の7,225万7,000円を年間利用者数24万7,709人で割った1人当たりの事業費、単位当たりコストにつきましては、292円となっております。平成21年、22年度は大規模な改修工事がありまして、総事業費が増加した反面、施設の休館もあったことから、利用者数も15万544人と減少したために、21年度の単位当たりのコストは2,227円と高くなっておりますが、平成19、20年度を同様に算出したところ、19年度が368円、20年度が311円であり、おおむね300円前後で推移をしております。

以上で、体育館施設管理事業についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

じゃ、ちょっと事業の構成を確認したいんですけど、体育館施設管理事業ということで、総合公園の中にある体育館の施設だけの事業ということでよろしいんですね。

○担当課（早川雅己）

そのとおりです。

○コーディネーター（上久保明治）

総合公園の利用受付というのが1つあるんですけど、これは体育館だけの受付だということではないんですか。

○担当課（早川雅己）

体育館のほうで総合運動公園内にあるスポーツ施設のほか、市内の南部にあります、和泉公園というところにも運動広場がございまして、その利用受付等も行っております。

○コーディネーター（上久保明治）

そうすると利用受付だけはほかの施設も含めて一括してここで行ってると、そういうような構成なんですかね。

事業の内容としては、ほとんど業務委託という形が出てるんですけども、それは業務内容によってそれぞればらばらにいろんなところに業務委託をしてますよというのが43ページの表ということでしょうか。

○担当課（早川雅己）

そのとおりでございます。特に業務委託につきましては、専門的な技術者等が必要な部分につきまして委託をさせていただいております。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、承知しました。

では、そういう事業展開だそうですので、御質問の方はお願いします。はい、どうぞ。

○仕分け人（河合宏人）

市民仕分け人の河合と申します。お願いします。

私のこの議論での役割が市民仕分け人ということで、市民の視点からこういうところがいけないんじゃないかという文句を言ったりすることもありますので、ちょっと言わせていただきたいんですけども、少し私の身近な妹の例で、私の妹が岡崎市の高校に通ってるんですけども、陸上部でよく陸上競技場を利用したりすることもあるんですね、安城市の。ただその中で、ちょっと言葉が悪いんですけど、ほかの学生が、安城市はちょっとサービスが悪いから余り使いたくないということの声も結構聞こえるという話でして、ほかの市は全くそういったことはないんですけども、安城市の陸上競技場に関してのみ、競技場全体を借りるお金を払ってるのにコースは2コースしか使っちゃいけないとか、せっかくいい設備があるのに内側は使っちゃいけない、きたなくなるといけないからというようなことを言われたり、幅跳びの砂場は貸すけど飛ぶ台は貸さないというような、言ってしまうと、正直、僕はその話を聞いたとき、すごく安城市民として恥ずかしかったんですけど、テニスコートは貸すけどネットは貸さないような、一種ちょっとだましてるんじゃないかというような運営をされてるといふふう聞いてたものですから、恐らくそれっ

てこの窓口業務で、うちの妹が安城市民で親は税金を払ってるんだけど、高校は違うけどそれでもだめなのかということについても、そういうふうなルールだから貸すことはできないというふうに言われてて、それが恐らくこの安城市施設管理協会になるかと思うんですけども、そもそもなぜここは随契でやってるのかということであつたり、なぜそんな運営になってしまうかということも含めて教えていただきたいです。

○担当課（早川雅己）

じゃ、まず陸上競技場の使用の仕方については、担当のほうからちょっと説明をさせていただきます。

○担当課（岩井政喜）

担当の岩井と申します。よろしく申し上げます。

今、御質問のありました陸上競技場の利用についてということですが、少し誤解があるのかもしれないということですので、細かく説明させていただくんですが、まず専用利用というのは、会場全体を借り切っていてということと理解させて説明をさせていただくんですが、陸上競技場全体を貸し出しさせていただく場合には、トラックコースの全体のみを貸し出し方法と、それに付随する備品ということで、競技の物品を貸し出すための別料金の体系があります。ですので、専用利用で借りていただく場合に限り、道具のほうの料金をいただくことで、当然ながら全体的な、ハードルだとか、そういったような道具というのも貸し出しのほうはしております。

ただ、こちらのほうにつきましては、安城市の陸上競技場というのは、常駐の職員が陸上競技場のほうに詰めているわけではありませんので、事前の申し込みを受けることによって職員のほうを当日派遣しまして、道具の貸し出しといったようなものの対応をさせていただいておりますので、他市さんのようなちょっと常駐の職員がいないという点での若干の違いがあるのではないかと思います。

内側のほうのコースは使えないというようなお話がありましたけれども、これに関しましては、専用利用ではなく個人利用ということで、だれでも空き時間については、一定のお金、高校生以上であれば100円、子どもさんであれば50円というお金をいただくことで、トラックコースのみを開放させていただいております。この中で、内側のコースをスパイクを使って走るというのは、ちょっと傷みのほうが内側のみ集中されるということがありますので、大きな大会があるときに内側が傷んでしまっていると出だしの記録のほうで影響が出るということもありますので、個人利用については、ランニングシューズを履いていただければ内側も走ることは可能としております。スパイクシューズであれば外側のみということで、今のところはやらせていただいている状況です。

○仕分け人（河合宏人）

私も陸上をやりましたが、陸上でスパイクを履いて走っちゃいけないっておかしくないですか。それ以前に、せつかく言い設備があつて、それが悪くなるから使っちゃいけないというのもおかしいと思います。もっと言うと、7・8レーンしか走っちゃいけないと言われて、走っていいと言われてたところを走った結果、7・8レーンが傷んだからとい

う苦情が来たということです。

すみません。個人的な話……

○仕分け人（亀井善太郎）

個人的な話じゃなくて、これは、こういう苦情を皆さんはどう受けとめて業務の改善に役立てていらっしゃるかとのお話なんです。これはいかがでしょうか。あるいは苦情というか、やっぱり市民の皆さん、そこまでわからないですよ。今のお話聞いても、何かちょっとわからないんです、正直申し上げて。もうこの会場を借りたんだからきつとこういうものもあるんだろうと思って来てみたらなかった。じゃあその人がいるのかなと思ったら人もいなかった。さて、どうしよう、結局これじゃ使えないじゃんという話になってしまう。

多分こういう例は、きょうたまたま市民の中からこの4人の方に来ていただいて、この確率で起きてるんだとすると、多分、結構あるような気がするんです。そういう市民の声みたいなものをどう受けとめてどう改善されてるのか、そこを教えていただきたいと思います。

○担当課（早川雅己）

安城市の陸上競技場は昭和41年にできておりまして、既に50年近くの年月がたっております。現在のように全天候の競技場に生まれ変わったのは約10年ぐらいになります。多くの市民の皆様は、その以前の陸上競技場、シンダー舗装といって炭殻をつぶした土の層で使っておっていただいた時代が非常に長くございまして、そのころは全く施設もオープンで、だれがいつ来て入っても、どういうふうに使ってもそんなに、今と同じように管理する人間が常駐してるわけでもございませんでしたので、どちらかというと比較的自由奔放に使っていただいたというのが現状でございます。

ただ、全天候のタータンといいますか、その舗装にかえてから、今回、22年度に陸上競技場の更新のためにトラックを全面舗装、タータンを張りかえたということで、10年間使って張りかえをいたしましたけども、10年たったときの状況としては、ほとんど舗装の部分はスパイク等の利用によってわだちのようになっておったというのが現状でございます。その費用としては約1億5,000万円近くかかっておりまして、私どもとしては、なるべく施設として延命処置じゃないんですけども、使っていただいて……

○コーディネーター（上久保明治）

こういう市民の意見を聞いてどのように対応していきますかという質問で、そういう対応はいいですよ。

○担当課（早川雅己）

ですので、私どもとしては、なるべくその辺は御理解をいただきながら施設の延命を図っていきたいということで、そういうスパイクの利用については御理解いただきたいということをお願いをしております。

○仕分け人（亀井善太郎）

いやいや、そういう話じゃなくて、これはごめんなさい、1つの声なんです。そういう

1つの声があればいろんな声がある中で、多分、市民の皆さんも、いや、これ、あんまり使い過ぎちゃうと全体で1億円かかるんだといったら、ああ、それはそうかと、じゃあもう少し違った使い方するかなというふうにわかっていただけなんだと思うんですけども、そういうところの周知だとか、あるいは、じゃ、ここは改めましょうとか、そういったところの工夫というのはどういう体制で、かつどういうふうな情報の共有等も含めてされているのかということをお伺いしてるんです。

○担当課（早川雅己）

実際には、先ほどのお話のように常駐の管理の職員がおりませんので、スパイクの利用についても御理解をいただいている中で、特に陸上の場合は、全天候と、先ほど言った土のスパイクのものとは違うもんですから、その辺で……

○コーディネーター（上久保明治）

いいです、いいです。答えがずれてますので、多分かみ合わないトーンのものがあるということで、ちょっと……（聞き取れず）。

○仕分け人（小森義史）

同じような質問になってしまうんですけども、要は市民の声をどうやって聞いているんですかという話であります。聞いてるとしたら、どういう市民の方に聞いてますか、どういう手段でということ。

○担当課（早川雅己）

御意見ボックスでありますとか、そういうもので、インターネットのメールでもいろんな問い合わせだとか御意見をいただいておりますし、その都度、それについては御回答もさせていただいておりますし、利用についての改善もさせていただいております。

例えば利用時間帯のものについても、他市では午前、午後、夜間という3区分で使っていただいとるものを、使用料の改定をいたしまして、2時間単位でなるべく多くの方に合理的に使っていただけるようにということで、他市と違った形ではありますけども、使用料の区分も変えたりだとか、そういう形での改善はさせていただいております。

○仕分け人（小森義史）

そうしますと、常設的なというか、市民を聞くものは何もないよということですね。今言われたのは、別に体育館の施設の利用とかということじゃなくて、ごく一般的な市としての全体のヘルプであって、スポーツ人口をふやそう、施設をいろんな人に使ってもらおうとしたときに、やっぱり市民の意見を聞いて改善していくということが必要だと思うんですけども、それはどういう仕組みがありますかということを知りたいと思うんですけども、皆さんが。

○担当課（早川雅己）

それにつきましては、スポーツ推進審議会、かつてはスポーツ振興審議会とっておりましたけども、市民の中でのいろんな各代表の方に御出席をいただいて、スポーツ推進審議会というのを条例でも制定をしておりますが、その中で御意見をいただきながら、前

年等の実績もあわせて御報告をいただき、それから先ほどお話をいたしましたスポーツ振興計画の中間の見直しも含めて、この推進審議会で御審議をいただきながら御意見をいただいております。

○仕分け人（小森義史）

それは大きな方針を決めるような会議ですよ。要するに、細かいユーザーの利用の、底辺レベルの利用者の声を聞く場所ではないと思うんですけども。

○担当課（早川雅己）

直接の個人の方ということになりますと、先ほどお話ししました御意見ボックスであったり、スポーツ課直接のメールということになります。

○仕分け人（亀井善太郎）

ちょっと話変わって、さっき河合さんがもう一つ大事な御指摘をされていて、安城市施設管理協会に随契で1者で決めてらっしゃいます。ここはあえて2つ聞きたいんですが、随意契約で1者になってるのはなぜですかというのが1つ。もう一点は、だとするならば、この1,113万4,911円の根拠は何ですか。この2つについて教えてください。

○担当課（早川雅己）

施設管理協会については、設立自体が政策目的で設立された団体でございますので、私もスポーツ課の一単位でお答えできる問題ではございませんので、申しわけございませんが、それについてはお答えをちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○仕分け人（小森義史）

それは全くおかしいと思うんですけども、ほかのところであれば、これだけの費用をやっているところであれば、委託先の対象団体シートという形で、その内訳、それをすべて出していただいていると思うんですね。ほかの課はすべて出していただいていると思うんです。それから見るとすごい何か違和感を感じるんですね。それ、出せないものなののでしょうか。

○担当課（早川雅己）

そのシート自体は提出をさせていただいておりますけども、その頭も提出はしておるんですが、今御指摘のように、もう一枚、43ページのものを出させていただいたときに、特にこの施設管理協会その他全部を1枚ずつ全部出せというような指示は特にございませんでしたので、これにまとめて出させていただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

いやいや、そうではなくて、例えば施設管理協会というのは、きょうの話でいけば、31ページに安城市社会福祉協議会について、全体での収入は市から7億3,000万円出てるんですけども、そのうちの2,000万円の話なんです、例えばそういうのが書いてあります。恐らく施設管理協会についても、この体育館だけではないですよ。当然、その全体の中の事業の位置づけというのはどうなんですとかという多分資料が出てきてしかりなんだと思うんですが、それがないんだとすると、そこをもう今さら責めても仕方がないので、施設管理協会というのはそもそも幾らぐらいの仕事を何人でして、そのうち市からの出向やOBの、言い方は悪いですけども、天下り等々は全体の人数のうちの何%ぐらいを占め

ているんですかということをお教えいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○担当課（早川雅己）

すみません。その点についての具体的なところを私どもでは把握をしておりません。ただ、私どもの体育館の管理業務につきましては、この委託金をお願いをしてる窓口業務は2名の職員の方をいただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、ごめんなさい、さっきの私のもう一つの質問、まだ答えていただけていないんですが、1,113万4,911円の根拠は何でしょう。

○担当課（早川雅己）

こちらのほうについても、私どもは指示をいただいた金額で予算要求をさせていただいておるだけですので、それ以上のことは、申しわけございませんがお答えできません。

○仕分け人（亀井善太郎）

あなた、だれから指示を受けてるんですか。

○担当課（早川雅己）

これは経営管理のほうからということでございます。経営管理、予算関係ですね。こういう形をお願いしますということですが。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。これ、全体を通じてよくわからないのが、こういう1つ箱があって、この箱を市民のために使っていきたいと思いますということをしていったときに、費用面の話を中心にさせていただくと、費用を下げる工夫というのがどこにあるのかなというのが、多分、すごく大事なお話なんだと思うんです。今、少なくとも一番大きい金額については、言われたとおりに払ってるということはわかりました。それ以外のところについては、どういったことをすることによって費用を下げる工夫というのを皆さんはされていらっしゃるでしょうか。

○担当課（早川雅己）

これがお答えになってるかどうかわからないんですけど、ちょっとはっきりと確信がとれるわけではないですが、こちらの42ページのところで先ほど御説明をさせていただきました単位当たりコスト、総事業費に対する体育館の利用者数で割ったものが292円という結果が出ております。これをちなみに近隣市の同様の都市ということで調べさせていただいたところ、これは単純に比較が難しい部分がございますが、隣の碧南市でいきますと、碧南市は体育館の管理費の合計としては1億1,442万1,000円の費用を平成23年度、使っております。ただ、この中には工事費として6,800万円余が入っておりますので、それを単純に比較するというのはなかなか難しいものがありますが……

○仕分け人（稲垣礼子）

すみません。今、単位当たりのコストの話をされてたと思うんですけど、突然総事業費のことを言われても全くわからないんですけど。

○担当課（早川雅己）

結論から言いますと、碧南市の場合、安城市と同じように市が直営で運営をしておる施

設でございますので……

○仕分け人（亀井善太郎）

答えてほしかったのは、例えば費用を削るというのは、単位当たりコストだと、これ、多分、今まさに稲垣さんがおっしゃったとおりで、当然、その年によっていろんな修繕があつたりとか、そこによって変動がありますから、これは多分、あんまりその比較にならない、結果として出てきたものにすぎなくて、むしろ皆さんが例えば入札をどう奨励されてるのかとか、あるいはこの中でも大きい電気料等々の縮減をどう図ってらっしゃるのかとか、ガスとか水道だとか、そういったところについて皆さんがどういう工夫をされてるのかというところをぜひ市民の皆さんの前でお話いただきたいということなんです。

○担当課（岩井政喜）

まず、電気料の話ですけれども、近年の節電というような話も受けまして、現在、体育館の中におきましては、どこでもやれるものと言われてしまうのかもしれませんが、電球のほうの間引きをまずロビー中心に行いまして、室内につきましては、利用者のほうに迷惑のかからない範囲での削減というような形のほうを実施しております。

また、空調の設定温度といったようなものも、一定の決めさせていただいた水準の中でやっておるだとか、あと細かい話になりますけれども、利用者の方にも御協力をいただくという意味で、エレベーターの利用のほうのちょっと自粛みたいな形のものの張り出し、あと自動ドアの内側の扉のほうを、冷房や暖房の関係ない時期に関しましては、内側をあけっ放しにするなどして、細かい積み重ねで電気料のほうの縮減というようなものをしてきております。

○コーディネーター（上久保明治）

利用側の制限はそれでいいかと思うんですけど、管理者としてどんな工夫をして減らしたかと多分聞いてるんです。今言ってることわかりますか。

○仕分け人（亀井善太郎）

今の話は、いや、市民、我慢してくださいとしか聞こえないです。それはそれで我慢をすればいいです。じゃ、皆さんは何をされてますかということを知ってるわけです。

○担当課（岩井政喜）

職員のほうにつきましては……

○仕分け人（亀井善太郎）

職員じゃなくて、この施設を運営する側としてどうされてますかということを知りたいんです。

○コーディネーター（上久保明治）

例えば契約方法の変更だとか、入札方法の変更だとか、例えば契約するにしても、今まで同じような業務が5本ぐらい出てたら、それを1つにまとめてスケールメリットで縮減しましたとか、そういうのは何かありますか。

○担当課（岩井政喜）

今回の契約のシートの中に空調設備の保守点検業務というものがあるんですけども、

これは平成23年のときに3本に分かれておった業務のものを1本にまとめて発注のほうをさせていただいております。一応、まとめたのはその1つです。ただ、平成23年度ではないんですけれども、それ以前の業務の部分で、夜間の照明の設置だとかかざあけといったような管理業務という部分をまとめて1つに変えさせていただいたりしてます。

○仕分け人（小森義史）

すみません。それで具体的にどれだけ減ったんですか。

○担当課（岩井政喜）

金額的にちょっと具体的にどれだけ減ったかというのは、実は空調設備につきましては、平成22年度、大規模改修ということで空調設備自体の更新をしてしまったものですから、単純に比較でどれだけ下がったということはちょっと言いにくいんですけれども、それまでばらばらになっていたものを一括で発注させていただいたということにはなります。

○仕分け人（小森義史）

民間企業であれば毎年毎年コスト目標があって、それに対してどれだけ達成したかということがあるんですけども、そもそもそういう目標とか実績とかというのは把握されてないんですか。

○担当課（早川雅己）

具体的には、当初予算の要求の中で、全体としてのマイナスシーリングというような中で工夫をさせていただいてるところでやっております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。例えば、じゃ、入札について1つ伺いたい。43ページをちょっと見ながらお話をさせていただきたいんですが、一番大きい安城市施設管理協会は随契1者だというのはわかりました。それから下に条件つき一般競争入札が幾つかあるんですけれども、これについては、何者が応札されているのかについて教えていただくことはできますか。それぞれ順番に上からお願いをいたします。

○担当課（岩井政喜）

ちょっとすべての資料を持ってきているわけではありませんので、お答えできる範囲での回答になってしまいますので申しわけありませんが、まず2番目の自家用電気工作物、こちらのほうの委託については、応札が2者ありました。続きまして、3つ目、こちらの分についても同じく2者なんですけど、ちょうど昨年度に年度途中で切りかえを行ったものですから、2番目と3番目の業務は一応同じ業者になります、ただ、どちらとも2者という形になります。

上から5番目の清掃業務、ちょっとこちらについては数のほうが、今、手元に資料がありませんが、5者以上の応札があったと記憶しております。その下も同じく年度途中の切りかえということですので、同様の内容になっております。

続いて駐車場業務、こちらのほうですけれども、これもその下の段と同じように年度途中の切りかえということになるんですけれども、こちらもちょうと細かい内容は失念してしまいますけれども、やはり5者以上のものがある形です。

その下は、5者、3者、5者とちょっと記入がありますので割愛させていただきます。

続いて空調保守点検、こちらのほうにつきましては、こちらもちょっと資料を残念ながらきょう持ってきておりませんが、5者以上と記憶しております。

続いて消防設備、こちらのほうも5者以上ですね。

放送設備、こちらのほうにつきましては、ごめんなさい、資料のほうが完全にありませんので、ちょっとお答えができない状態です。

○仕分け人（亀井善太郎）

わかりました。じゃ、そこは入札をされてるということで、その中身までは問いませんけれども、随契、先ほど施設管理協会が1者だとありました。セコムの中本部にお願いしてる夜間警備業務委託は、多分ほかにもこういうことができる事業者さんはたくさんある中で、なぜ随契1者になってるんですか。

○担当課（岩井政喜）

セコムのほうにつきましては、一番当初には、当然、多数の業者で設定のほう、入札競争というのをさせていただいたわけですが、その際に各業者のほうが管内に設置します警備システムそのものの設置というのも込みになっておりまして、こちらのほうを設置した後については、当然、他の業者のほうについては新たに設置というような部分がありますので、やはりそれを加味すると、1つの業者でやることで随時、間髪を入れずに警備のほうを継続して行うことが可能と考えております。

また、内容のほうについても、建物の広さだとか設置されてるセンサーの数、あるいは設置の機械の種類によって金額のほうが変わるということを知っておりまして、同じようなシステムのほうを入れております他の館と比べましても、センサーの数とか、そういったものを比較しますと、必ずしも割高のシステムをつけているのではないというの確認しております。

○仕分け人（亀井善太郎）

これ、当初入れたときには、将来的な費用の見積もりまで含めて入札をされたんですか。

○担当課（岩井政喜）

申しわけありません。ちょっとこちらからいつから契約というのが、資料のほうを、ごめんなさい、持ってきておりませんもんですから、ちょっとその辺はお答えができないので、申しわけありません。

○コーディネーター（上久保明治）

普通、こういうことをやるときに、今、亀井さんが言ったように、将来費用まで見込んだ入札とかというのがメーカーとしてはあるんですね。そういう工夫はしてるかなと思うんですけど、そもそもこの事業自体をいまだに業務委託でやっていく必要性というのはどこにあるんでしょうか。いわゆる指定管理者制度の導入とか、そういう検討というのはされていかないんでしょうか。

○担当課（早川雅己）

現在、指定管理者に向けて、たまたま安城市の体育協会が、今、市民の約1割、1万

4,000人の会員を持つ自治体のスポーツ愛好者の団体の統括団体というような位置づけで活動をいただいておりますが、それが平成20年にNPO法人格を取得されて、現在、市のスポーツ行事でありますとか指導者養成講習会、スポーツ教室等の事業を受託されておりますので、そこが今年度から指定管理者の受託に向けて準備委員会を設けて準備を進めておられるということもありまして、私どもも今のスポーツ施設について、指定管理者、どういう形がいいのかということ、今、検討を盛んにやっております。

○コーディネーター（上久保明治）

それは、体育協会がここの指定管理を受けるための準備が整うまでは、ここにはそういう制度は入れませんねという話なんですね。

○担当課（早川雅己）

まずは体育協会という組織を御理解いただきたいと思うんですけども、先ほどお話ししたように、市民の多くの方も……

○仕分け人（上久保明治）

NPO法人なんでしょう。

○担当課（早川雅己）

そもそもは任意団体として活動をされて、1万4,000人の市民の参加を得ながら活動を始めた団体でございます。そこが活動を充実させるためにということで平成20年にNPO法人格を取得されて、自主的な、主体的な活動を始められたということでありますので……

○仕分け人（上久保明治）

そこは施設管理について専門的な知識を持ってたりするところなんじゃないかな。

○担当課（早川雅己）

いや、まだそこまではいっておりません。組織力としてまだ充実はしておりませんので、それに向けて、今、準備を進めておるとい、始めたところということでございます。

○仕分け人（亀井善太郎）

これ、いわゆる一番簡単な箱物なんですよね、体育館というのは。いわゆるドンカラですから。もちろん体育、いろんな運動のことをよくわかってらっしゃる方がやられたほうがよりよいのはわかりますけれども、そういう機能として付加するべきものと、こういう箱物の施設をコストをできるだけ安く運営していくというのは多分別で、体育協会の方がどういう形で入られるのか、それは多分すごく大事なことなんだと思うんですけども、施設管理そのものというのは、もはやこの安城市施設管理協会丸抱えでやる必要というのは、先ほどからの説明でいうとそもそも費用も余り認識されてないようですし、ないのではないかなと思うんですけども、ここら辺の御説明はいかがでしょうか。

○担当課（早川雅己）

コスト面でいけば、恐らく今おっしゃられるように、民間の企業が指定管理者として受けていかれるというのは、コストの問題を見ればそれはあるのかなとは思いますが、私どもスポーツ課としては、先ほどお話ししたように、自主的な団体として活動されてる体育

協会に活動を充実させていただいて、NPO法人格を取ってさらなる活動の視野を広げていこうという中で、私どもとしては、その自主的な活動、主体的な活動を支援していくためには、そういう指定管理者に向けた準備に対して支援をしていきたいという気持ちでございます。

○仕分け人（谷口 功）

そもそも指定管理をすることによってコストカットできるという発想自体が間違ってると思ってるんですけども、仮に指定管理によってそういった団体が管理をするといったときに、先ほどから、この今の体育館施設は常駐職員がいない、スタッフはいないと。

○担当課（早川雅己）

いや、体育館はいます。

○仕分け人（谷口 功）

どこにいないんですか。

○担当課（早川雅己）

陸上競技場です。

○仕分け人（谷口 功）

それはいなくても大丈夫なんですか。まして安全にといったときに、それこそスポーツ施設にはある程度常駐のスタッフをつけながら市民の利用を得るといようなことが必要になってくるんだと思うんですけども、それはなくても今のところ大丈夫なんですか。

○担当課（早川雅己）

ちょっと誤解があるようですので、その辺は正しく理解していただきたいと思いますが、体育館の中には、当然、職員はおりますが、総合運動公園全体でスポーツセンターにも常駐の職員がおります。それから、屋外施設、野球場、テニスコート、陸上競技場、ソフトボール場、多目的グラウンド、たくさんの屋外施設がございます。ここについては5名の職員で管理をしております。ただ、たくさんの施設がございますので、野球場に1人、ソフトボール場に1人という配置はできませんので、先ほどお話ししたように、陸上競技場もすべて含んだ屋外の管理ということで5名がおるということですので、そういう意味での常駐がいないということでございます。

○仕分け人（谷口 功）

ただ、その管理をしていく上で、当然、人件費等かかってきますよね。より専門性を持った団体が管理をしていく上で、当然、コストが上がるということも想定できると思うんですけども、そういった点も含めて、今聞いているだけだと非常に雑に扱ってるようなイメージがあるものですから、より丁寧に管理をしていくという指定をしていただければなというふうに思います。

○担当課（早川雅己）

言われるように、先ほどもちょっと途中になってしまったんですけども、他市の例で先ほどの単位当たりのコストということで比較をしていきますと、近隣市でも、民間企業に指定管理をお願いしてやっておっても、先ほど、私、途中になってしまいましたけども、

私ども、利用人数で総事業費を割ったときの292円を大きく民間の事業者に指定管理を出しても上回ってるところもございますので、おっしゃるとおり、民間企業だから安くなる、NPO法人だから高くなるということではないと思います。

○コーディネーター（上久保明治）

そのとおりなんで、指定管理者のメリットというのは、管理する側に戦略が生まれてくるという仕組みがありますよね。要は、利用料制なんかを取ってその料金をきちんと事業収入とすることになるんで、自分たちが運営する工夫をすると、そういう手段になりますよね。そういうことも考える中で管理のほうってやっぱり考えていくものだと思うんです。それが多分、谷口さんがおっしゃったようなところだと思うんですね。

ですので、体育協会が最終的な管理者であるということがまだ私はよくわからないけど、管理者の問題では、今、ないので、管理の問題なんで、そこはあえて申しますけど、やっぱりこの施設を管理していく上で、どういう手段が一番いいのかというのをきちっと検証すべきだと思うんです。5人の職員じゃ屋外の管理ができないんで置いてませんとかって話だったらば、きちっと置ける形にしていくにはどうやってコストを下げていくかということだと思うんですよ。そういうのが例えば指定管理であるだろうし、例えばこの総合公園という全体を一括の業務委託、いろんな業務があるでしょうから、中に、それを一括して業務委託に出すという方法もあると思うんです。そういう努力というのは何かしていただけるのかなとか、そういうお考えはあるかというのを聞きたいんです。

○担当課（早川雅己）

同じような答えになってしまうんですけども、現在、先ほどお話をしたように、指定管理に向けて、近隣も指定管理としての動きに入って、指定管理を既に実施してる市というのは、民間企業に指定管理を出すか、体育協会、財団法人だったり、いろいろありますが、そういう市民の団体に出される場合、それからほかにも施設管理協会に出される場合もございますので、いろんな方法があるとは思いますが。ただ、市が直営でやらなければいけないという施設ではないというふうに思っておりますので、指定管理をしていく場合にどういふふうにしていくかということについては、今現在、検討させていただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ちょっと別の、コストの話は多分ずっと平行線だと思うので、1つ教えていただきたいんですが、これ、体育館の利用人数の目標というのは140万人という理解でよろしいんですか。それともほかの施設も含めて140万人なのか。

○担当課（早川雅己）

140万人というのは、スポーツ振興計画の中では、市のスポーツ施設全体として年間の利用者を140万人という目標にしております。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、体育館は大体何人ぐらいが目標達成、この140万人ということの一つの目標としたときに、これの是か非かという議論はまた別途あるんですが、これを是だとして、だとすると、体育館そのものというのはどのぐらいの人数が利用するようになれば、ああ、

利用されてるなということになるのでしょうか。

○担当課（早川雅己）

一概に目標値を決めておりませんが、現在の体育館の例えばバスケットボールが3面できるアリーナの稼働率、年間でいきますと、カウントの仕方としては、先ほどお話ししましたけども、1日2時間単位で使えます。それでバスケットであれば3面、バドミントンであると12面が使えます。それから考えていくと、年間を通して、体育館の月曜日休館でありますとか休館日、それから施設の修繕、メンテナンスに必要な休館日といえますか、それを除いた稼働率でいきますと、平成23年度が77.9%、それから22年度が82.4%。これは工事が終わった後でございましたので、利用できる日にちが限られておったということで、利用率が高まっていると思います。それから、平成21年度も同じように工事で利用できる日にちが少なくなっておりましたので、稼働率としては82.3%と高くなっておりますが、平均しますと約7割から8割ぐらいの稼働率となっております。

ですので、23万から24万と先ほども推移をお話ししましたが、おおむねこれから大きく伸びていくというのはなかなか難しいのかなと。特に平日の午後、この前も市民判定人の方にも施設見学をいただきましたが、今は3時以降については、利用促進をするために、中学校、高校の部活動を奨励するために利用料を半額にして使っていただいたりということで利用率を上げておりますが、なかなかこれ以上の利用率というのは向上が難しいのかなと考えております。

○仕分け人（亀井善太郎）

逆に聞くと、せっかく利用したいんだけど利用できなかった方というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○担当課（早川雅己）

一番利用の希望が多いのは、平日の夜間と土曜日、日曜日です。平日の夜間につきましては、仕事を終わられた後の勤労者の方ですので、ネット予約も含めて申し込みがもう本当に、開始のネット予約の朝の9時のときにほぼ埋まってしまうような状況であります。体育館だとか、それからテニスコートなんかはそういう非常に利用率が高い施設です。

土曜、日曜日については、先ほども、この総合運動公園内の施設が市内の中心的なスポーツ施設となっておりますので、平日は一般の方の活動拠点ではありますが、土曜、日曜日については、いろんなスポーツ大会の大会会場ということで使われますので、本当に私どもも心苦しいんですけども、主に年間計画で調整をさせていただいたスポーツ大会が中心になってしまって、一般の方からは、なかなか個人で使えないよという苦情はいただいております。

○仕分け人（亀井善太郎）

だとすると、こういう人たちのために、皆さんはどういう施設整備をされていこうという考えなんですか。

○担当課（早川雅己）

新たに施設整備をするというのは、なかなか今の経済情勢の中では難しいもんですから、

今考えておりますのは、先ほどお話をしました平日の午後、なかなか利用の少ない部分で、例えば高齢者の方々がやってみえるグラウンドゴルフでありますとかゲートボールの大会は、土日ではなくて平日に開催するようにお願いをしたりもして、比較的利用の少ないところの時間帯をいかに多くの方に利用していただけるような機会をつくっていくかと、そういう形で今は取り組んでおります。

○コーディネーター（上久保明治）

シートを書きながら、お願いします。

○仕分け人（谷口 功）

意見なんですけども、いろんな予算的な制約もある中で、いろんな事業と連携していく方法が、今後求められると思うんですね。他の自治体もそうなんですけども、体育館利用者をそこだけで終わらせないと。例えば観光であるとか、商店街の利用であるとか、特に人を誘導していくような仕組みをもう少し部署を超えて連携できるような仕組みをつくれればいいのではなんていう発想が出てくる中で、恐らく行政には限界があると。縦の壁、制約があってできない中で、1つはやはり民間が入る中で、民間のネットワークの中で、そして自分たちで自主事業を展開していきたいというインセンティブが働く中で連携していくと、そういった、ここだけで完結しようという発想は、そろそろ少しもう卒業されてもいかもしれないなというふうには、個人的には思います。

○コーディネーター（上久保明治）

ほかにはいかがですか。

ちょっと、じゃ、関連で聞きますけども、これ、昭和54年の建物ですよ。そろそろ更新時期を迎えとるんですか。まだまだ早いんでしょうか。

○担当課（早川雅己）

実は市で言われているのは、コンクリートの建物はたしか耐用年数65年と言われておりますので、まだまだ改修なり、そういうものをして維持していく必要があるのかなというふうに考えております。

○コーディネーター（上久保明治）

これ、耐震基準はクリアできてますか。

○担当課（早川雅己）

平成16年、17年の改修の折に耐震改修はしておりますので、クリアはしています。

○コーディネーター（上久保明治）

そうすると、もう少しそのまま使用することはできるということですね。

○担当課（早川雅己）

建物自体はまあまあ何とかあったんですけど、今、体育館の一番生命体である床の部分が建設当時から一度も張りかえをしておりませんので、もうそろそろ老朽化の限界で、こども一部ひび割れのひどいところについては修繕をさせていただきますけども、もうそろそろ全面張りかえをしないとこれ以上の延命はできないのかなというふうに考えております。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

それでは、仕分け人の皆さんの御意見をここでお伺いしたいと思います。

事業番号5番、体育館施設管理事業について御意見をお伺いします。

この事業について不要だと思われる方。

ゼロベースで見直しが必要。

実施主体の見直し。

安城市の要改善。

それでは、仕分け人の結論としましては、ゼロベースで見直しということになります。

じゃ、ちょっと御意見を伺いたいと思います。河合さんから。

○仕分け人（河合宏人）

そうですね、ちょっと個人的なクレームを言わせていただいたんですけども、ただ、やっぱりちょっと議論の内容としては、きょうの中ではちょっとひどい議論だったのかなということは、すみませんが、思いました。

もちろん競技場側の理由もただ悪くなるとかはあると思うんですけど、でもやっぱりそれに対してちょっと違うんじゃないかと不満を抱える市民がいる以上は、それに対して何らかの形で納得していただく何かをしなければいけないと思いますし、私個人としては、やっぱり市民の意見としては、もちろん市のほうの何か事情もあるとは思いますが、使ったら悪くなるから使わないほうがいいのかというのはいよいよ本末転倒であって、市外の施設はもうどこでも同様にスパイクで走っていいよということで提示してるわけだから、ちょっとだめなんじゃないかなと思ったことと、あと市民の声を聞き入れる体制が、正直、お話の中で余り整っていないなというふうに感じました。

また、このコストの面でも、もう少し数字に対して敏感になるべきではないかな、そこまで、言っちゃ悪いですけど、余り考えてないことは民間だったらあり得ないんじゃないかなというふうに感じました。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

じゃ、少数で要改善ですけども、稲垣さん。

○仕分け人（稲垣礼子）

すみません。私が話を聞いてて思ったのは、全体的にもう予算ありきで、自分のところで何か改善してこれを確保しようとか、市民の方に対するサービスをもっと向上しようとか、普通、民間だったら考えられるような当然のことをほとんど考えてないんじゃないかなというような印象を受けるような御回答が多かったのかなと思ったんですね。

そのあたり、事業主体の問題もあるかとは思いますが、今後、民間への委託とか含めて、民間への委託をするにしてもそのやり方がどうかということも含めて、きちんと検討されていかれたほうがいいのかないかなというふうに思いました。

○仕分け人（谷口 功）

民間がすべて事業を運営することと民間が管理をすることはやっぱり分けて考えたほうが個人的にはいいと思っています。ですので、すべて民間が運営をし、事業もやるとなると、これはやっぱり利用者に制限が出てくると思うんです。公共施設であるがゆえにみんなが利用できるというところでは、民間企業がすべてやると利益を出さなきゃいけないので、金払えない者は使うなという話になりかねないので、その意味で行政が運営をするという、事業費を捻出するというのはあってもいいと思うんですけど、そこにやはり民間のアイデアは、運営の仕方は必要じゃないかなというふう感じました。そこは分けて考えるということです。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

それでは、市民判定人の皆さんの集計が出ましたので、ここで御報告いたしたいと思います。

事業番号5番、体育館施設管理事業について御報告します。

この事業を不要と思われた方はありません。ゼロベースもありません。実施主体の見直しが2名、要改善が18名、現行どおり・拡充が1名ということで、この結論としましては、要改善となります。

市民判定人の皆様で御意見ある方ありましたらお願いしたいと思いますが、どうぞ。

○市民判定人

私もテニスとか、いろいろやっとなんですけど、お願いなんですけど、テニスコート、あそこの使用頻度は高いと思うんですよね。今はみんな、家族の方と言ったら失礼だと思うんですけど、卓球とかテニス、その場へ行ったらすぐやりたいという人は中にはおると思うんですよ、いろいろと。なので、そういった意味で、2週間とか何か、インターネットで申し込むとか、そういうこともできていいと思うんですけど、現地でもこのコートがあいとるとか、そういったことをちょっと明示していただくと、ああ、使っとなのかとか、野球場でもいろんな施設があると思うんですけど、そういったところがあいとる時間に何かしたいなとか、そういったものをちょっと配慮していただけるといいんじゃないかなと個人的には思いますけど。

以上ですけど。

○担当課（早川雅己）

すみません。私どものPRが不足しておると思いますが、今お話になりました空き情報については、市のホームページのスポーツというところから見ていただきますと、施設予約システムというのがございまして、そこで空き情報については御覧をいただけますので、また見ていただけたらと思います。

○仕分け人（亀井善太郎）

今の話はその場だという話だから、そのときにホームページ、うちに帰ってそこを見たら終わっちゃいますよね。多分そういう話なんです。

○担当課（早川雅己）

ああ、そういうことですか。すみません、じゃ、ちょっと勘違いでした。

○コーディネーター（上久保明治）

ほかに何か。よろしいですかね。ああ、どうぞ。

○市民判定人

すみません、時間押してるところ。

先日、施設見学に行かせてもらったんですけど、その中で、体育館の中は非常に暑かったんですね。理由を聞いてみたら、どうも市民の方が別途空調を払わないかんということで、恐らく空調の値段が高いんだろうなと思いました。窓はあけないんですかというのがどなたかから出まして、そんな中でカーテンも閉め切っておりまして、どうも理由は床等が傷む、その老朽化を気にされてたんですね。

どうも体育館の中で、やはり年配の方とか、お子さんとか利用してる方が多くて、スポーツをやってない私たちでも非常に暑かったんですけど、その人たちは熱中症とか大丈夫なのかなと本当に心配になりまして、老朽化等を気にしてコストの削減を考えるのは悪くはないと思うんですけど、そもそもそれ自体がサービスの低下につながってて、本来の目的であるこの50%ですかね、普及率か何か、それ自体のここが妨げになっているのではないかなと感じましたので、本当に市民のための体育館のサービスは、するところはする、しないところは徹底的に削減するという考え方のもとで進めたほうがいいんじゃないかなと感じました。

以上です。

○コーディネーター（上久保明治）

本当に使用者の視点といいますか、いい御意見だったと思います。

それでは、いただいた意見を少し紹介していきます。

相対的に見て、やはり契約に関する御意見が非常に多かったです。やっぱり競争性を持ってやるべきだというような御意見、それから、いわゆる施設管理協会への随意契約、ここはきちんとやっぱり改めるべきじゃないか、競争させることによってサービスも向上できるんで、その辺をきちんとしていっていただきたいというような御意見が出てます。

もう一つ、ちょっと議論は出なかったんですけども、利用料金、これについてもやっぱり見直すべきじゃないのという、こういった御意見も寄せられてますので、今までの議論、それからこれらの御意見を参考にさせていただいて、この事業をまた見直していただければと思います。

それでは、事業番号5番の体育館施設管理については、これをもって終了いたします。どうもありがとうございました。

じゃ、再開、55分からでお願いいたします。

（事業番号6 図書館資料貸出事業）

○コーディネーター（上久保明治）

では、再開いたします。

事業番号6番、図書館資料貸出事業について作業に入ります。

それでは、事業概要につきまして、5分程度で簡単に説明をお願いいたします。では、よろしく申し上げます。

○担当課（加藤喜久）

皆様、こんにちは。大変お疲れさまでございます。

中央図書館長の加藤と申します。私の左が館長補佐の岡田、図書係長のカミヤと申します。2人とも司書ですけれども、また後ほど説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、資料の45ページ、46ページでございますけれども、それで、申しわけありませんでしたが、別紙で事業番号6の追加資料といたしまして、委託関係と三河公立図書館活動係数表をつけさせていただいております。ページ数も47となっておりますけれども、それをまた逐次説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、図書館資料貸出事業につきましては、図書館法に基づきまして実施しておりますが、まず押さえておいていただきたいことは、図書館法第3条がございまして、そこに図書館奉仕ということで細かく明記されています。それと第17条のところで、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」ということになっております。

それらを踏まえまして、事業概要のほうに実施の背景、目的を記載させていただきましたけれども、市民ニーズを的確に把握した資料収集、保存、提供でございます。

対象といたしましては、全市民でございますけれども、近隣市等も貸し出し可能としております。

実施方法につきましては、直営で行っております。

事業内容につきましては、資料収集、配架・保存、貸出、予約・リクエスト及び資料相談で、市民の課題解決や調べたい事柄の相談に乗りまして、資料提供をさせていただいております。

右のほうの46ページのコストでございますけれども、平成23年度決算で申し上げますと、総事業費が1億2,222万円であります。平成22年度、21年度につきましては、総事業費が多くなっております。これらにつきましては、財源内訳のほうにも記載させていただいておりますけれども、金額がここに496万4,000円と6,430万とあります。これは住民生活に光をそそぐ交付金と緊急雇用創出事業費の補助金に関するもので、100%国の補助で実施したものでございます。

事業実績としまして、蔵書数、総貸出冊数、資料費を計上しまして、成果指標としましては、市民に利用される図書館かどうか見させていただくために、①として市民1人あたりの貸出数、2つ目にWEBの予約率、3つ目としまして市民実利用者数を上げさせてい

いただきました。

さらに、詳細資料といたしまして、それでは冊子と比較してはどうかというようなことで、先ほどお願いしました別紙で平成23年度の三河公立図書館活動係数表をつけさせていただきます。表を開いていただきますと、表のちょうど中のところの住民1人当たり蔵書冊数ですが、3.52冊で第8位ですけれども、貸出冊数につきましては、田原市さんに次ぎまして11.1冊で第2位、それと資料費につきましては、田原市さん、幸田町さんに次ぎ、3位になっております。それから、一番右のほうから2列目にあります蔵書回転率で見ますと3.16回で、15市町中1位となります。

また、表にはございませんが、市民1人当たりの貸出冊数で県下の最新データがありますが、平成22年度実績で、県内37市ございますけれども、今のところ第4位、それと全国人口15万から20万人の同規模自治体53市ございますけれども、その中で、現在、4位の状況でございます。

46ページに再度戻っていただきたいと思っております。

最後に、今後の課題としまして、市民の全体の利用状況から見ますと、まだまだ利用していただけるものと思っております。一番下の特記事項で書かせていただきましたけれども、現中央図書館につきましては、蔵書収容能力35万冊に44万冊以上の所蔵となっております。開架書架も閉架書架も、現在、飽和状態になっております。また、雑誌、大活字本、CD・DVD、外国語の資料等の書架、これをふやしたくてもふやせない状況、それとビジネス支援、健康医療情報支援、新たなサービスになりますけれども、こういったことも展開できない状況となっております。

皆様方御存じのことと思っておりますけれども、更生病院の移転の跡地、官民複合施設というようなことで、現在、中心市街地拠点施設というようなことで、公共部分の核としまして、数年後になってまいりますけれども、中央図書館機能の移転を計画しております。現図書館では実施が困難なサービスを含めまして、ICT社会にふさわしい情報拠点として新図書館の整備を目指したいというふうに考えております。

説明は以上でございますけれども、御質問によります詳細回答につきましては、司書2人も来ております。そちらのほうからも回答させていただきますので、よろしく御指導をお願いいたします。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございました。

質問をお願いしますけれども、この事業は、まず図書館の貸出事業ということで、当然、いわゆる建物の管理とかはこの中に入っていないという認識でいいんですね。

○担当課（加藤喜久）

はい。建物の管理は、45ページのほうを見てくださいと、関連事業ですね、図書館の施設管理事業、あと地域電子図書館構築事業、あとウエートを結構占めます読書活動推進事業、こういったことになりますので、施設管理は入ってございません。

以上です。

○コーディネーター（上久保明治）

この事業は、本の貸し出しについて係ってる内容が明示されてます、そういうことでよろしいんですか。

○担当課（加藤喜久）

はい、そういうことで結構でございます。

○コーディネーター（上久保明治）

じゃ、それについての質問をお願いします。はい、どうぞ。

○仕分け人（亀井善太郎）

今の話に関連してなんですけれども、中央図書館ですよ。この貸し出しというのは4人でやってらっしゃるんですか。それとも、またどんな人がやってらっしゃるのか。何人でやっていて、その費用というのはどこで見てるのか教えていただきたいんですけれども。

○担当課（岡田知之）

課長補佐の岡田と申します。

ここの貸出事業の中には、人件費が4.25、今年度、昨年度までは4人ということですが、これは先ほどの貸出事業を含めて4つの事業で職員を案分しておりますので、まず正規職員については4人が案分されて、ここで人件費で含まれてるということなんですけど、とりあえずは1名……

○仕分け人（亀井善太郎）

実態ベースで見ると何人、こういう貸出事業をされてるということですか。

○担当課（岡田知之）

あと、すみません、実は事業にはなりませんけど、総務事務というところで臨時職員の賃金を予算化しております、そこが実は先ほどの読書活動推進事業との、臨時職員さんはそういうふうな事業にも携わってもらってるもんですから、総務事務で一括賃金を計上しております、平成23年度で申し上げますと、臨時職員は全部で28人雇用しております、職員の賃金は2,800万円ほどです。それは平日は15人、土日が13人というシフトですので、28人が毎日来てるわけじゃなくて、1日置きの方もあれば土日だけの方もいる、週5日の方もいるという形で雇用しております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい、事実だけ。この15人から13人が臨時職員で、正規職員の方は何人ぐらいいるんですか。

○担当課（岡田知之）

正規職員は23年度で10人。

○仕分け人（亀井善太郎）

10人ですね。ああ、なるほど、なるほど。その人たちで、それぞれこれは多分事業ごとの案分の話があるから、それはルールに従ってやってるんだけれども、図書館そのものを回していくという意味では、特に貸し出しということについていえば、この10人と、それから大体15人から13人、いろいろとあるけれども、大体25人ぐらいで、土日お休み

もそれぞれあるけれども、回してらっしゃると、こういう理解でよろしいんですね。わかりました。ありがとうございます。

それから、もう一点、ごめんなさい、僕、言葉の意味がわからなくて教えていただきたい。蔵書回転率というのは、このA3のほうの紙なんですけれども、ほかは比較的大体わかるんですけど、蔵書回転率の3.16というのはどう理解したらいいんでしょうか。

○担当課（岡田知之）

すみません。これは、要は左側のほうの蔵書冊数とその隣の貸出冊数ですね。そして、その貸出冊数を蔵書冊数で割った、要は1年間でどれだけ回転したかと、そういう平均になります。

○仕分け人（亀井善太郎）

1年間で1冊の本が何回出てきましたよという。もちろん人気ある本はずっと出続けているかもしれないけれども、控えてる子もいるかもしれないけれども、基本的には1冊当たりで割り振りをしたときに、この64万冊が3.2回出てきましたと、こういう話ですね。ああ、わかりました。ありがとうございます。

そこで、ちょっと少し教えていただいてもいいですか。このA3の見方、A3の紙を皆さんどう見てらっしゃるのか、ぜひ教えていただきたいんですが、安城市の特徴としては、結構資料費は住民1人当たり使って貸出冊数も多いのはわかるんですが、残念ながら登録率は結構低いのかなという感じがいたしました。この登録率が低いのは、結果として登録率が低いから、登録者1人当たりで見るとすごく貸出冊数の資料費も高い形になるんですけれども、この登録率の低さと、一方で蔵書回転率の高さというのは、どう皆さんは見てらっしゃるんでしょうか。

○担当課（岡田知之）

まず、登録率、市民18万に対して登録者が6万3,000人、その率が34%ということなんですが、実は真ん中あたりに登録者カードが15市町で無制限、いわば利用者カードの有効期限が安城市も無期限ですね。有効期限が例えば3年とか5年という形になるところもあれば、安城市のように無期限というところもあるんですけど、実は平成21年にシステムを更新したときに、今まで登録してみえた方、カードをすべて切りかえたものですから、それ以前は50%、60%の登録率だったんですけど、一度カードを昔の古いカードからライトカードという書き消しができる最新式のカードに置きかえたときに、すべての登録者にもう一度登録をし直してもらったものですから、それで以前、実際の市民の半分ぐらい、8万人、9万人という登録者あったのが一たん御破算になって、また四、五年で6万3,000人まで来たということなんですけど、もう一つ言えば、無期限にしているから、要は、例えば幸田町さんを見ていただきますと、人口よりも登録者のほうが倍以上多いという、そういう変な現象も起きてますので、そういうことでいきますと、有効期限を設けて常に登録者イコール実際の利用者というふうにしたほうが、本当は管理上はいいのかなということは思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ごめんなさい。その何かそれぞれのカードの事情はいいんですけれども、34.7という数字は、でも現に使ってる人はそれしかないということですよ、最近。

○担当課（岡田知之）

最近といいますか、要は安城市民でカードを持ってみえる方といいますか、現実には市民以外でもカードはつくれるもんですから、カードを持ってみえる方は、多分、市民の3分の1ほどしかないんですけど、事業シートの46ページの指標のところ、成果指標③、実利用者というのを記載させていただきましたけど、市民1人当たりで、この実利用者というのは1年間で1回でも利用したことのある方の実数ですので、実際、リピーターとして扱っていただいている市民の方は登録者よりももっと少なく、3万人から3万2,000人と、そういう状況です。

○仕分け人（亀井善太郎）

そういう中で、それを司書でいらっしゃり、まさに図書の専門家でいらっしゃる皆さん方としては、これは高いと理解されてるのか、低いと考えているのか、まあまあこんなものだろうなのか、もっと頑張らなきゃいけないと思ってるのか、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○担当課（岡田知之）

一言で言えば、もっともっと利用していただける余地があるというふうに思っておりますので、今までも、ここには記載はされておられませんけど、いろんな改善事項を行ってまいりまして、今は実際に年間の貸出冊数が200万冊になってきておりますけど、五、六年前と比較しますと、七、八年前は年間で120万冊ぐらいの貸し出しだったもんですから、それがここ数年で1.5倍以上に伸びたということで、まだまだ改善の余地はありますけど、ほかの自治体と比べれば、それなりに市民の利用はあるのかなという理解はしております。

○仕分け人（亀井善太郎）

それは具体的にいうとどういうことをされたんですか。2つ要因があって、1つは実数としての利用者数がふえてるかということ、ここ3年はほぼ横ばいですよ、率直に申し上げます。そういう中で、回転数が上がっているというのはどういうことなんでしょうか。

例えば、よくある図書館で利用ランキングの高いところって、上から順番に言うと、村上春樹さんの「1Q84」だったりとか、あるいは有名なミステリー作家だとか、何かいろんなそういうのが並んだりするんですけど、そういうことで見た目上、上げていくことというのは可能なんだと思うんですが、でも本来、本を読んでもらうというのはそこだけじゃ、ベストセラーを買わずに読むだけでは多分ないですよ。そういうところで考えると、この実際の貸出冊数がふえてきているというのは、皆さんは具体的なことはどういうことをされてきたんですか。

○担当課（岡田知之）

おっしゃるとおりで、ただ単に市民が本を読むだけでしたら、本当にそういうベストセラーをたくさん用意したり、絵本をたくさん用意すれば済むことなんですけど、ちょっと数字を申し上げますと、例えば200万冊の大ざっぱな内訳を申し上げますと、一般書が全

体で約100万冊、あと子どもの本が80万冊、あとそれ以外がCD・DVDですとか雑誌で2万冊ずつぐらいというような内訳になるんですけど、いわゆる趣味で読むような小説はその200万冊のうちで30万冊ぐらいですので、あと子どもの本、特に安城市の場合、子ども読書活動推進という事業で、出前おはなし会ですとか学校等の連携をとりまして、子どもの読書の推進はかなり行っておりまして、子どもの本の貸し出しは年間に80万冊になります。ですので、文学の30万冊よりも倍以上、子どもの本の利用があるということ。

あと、最近利用の伸びてきた大きな要因としましては、CD・DVDに特に力を入れております。本だけではなくて、いわゆる視聴覚資料ということで、CD・DVDの蔵書をふやして力を入れているということ。

それから、逆に、実はコミック、漫画の本も図書館に、安城市の場合、置いてあるんですけど、それは以前、ちょっと利用が伸びなかったときにコミックを入れて、要は貸し出しを伸ばしましょうというちょっと安易な考え方がありまして、それは実際、今現在でも10万冊以上の利用があるんですけど、回転率が一番高くて、それはどんどん実は減らしております。

ですので、雑誌だとかAV資料をふやして、あと例えば文学以外の、自分たちの課題解決といいますけど、趣味も含めて、例えば社会科学的な本だとか、医療の関係だとか、そういう文学以外の分野のものも、市民の皆さんが自分でいろいろ問題を解決していただけるような蔵書構成をしていくということに努めてきた結果、ざっくり言えば、いろんな司書だとか職員を含めて努力して、利用も1.5倍に伸びてきておるのかなということを考えております。

○仕分け人（稲垣礼子）

稲垣です。よろしくお願いします。

貸し出し資料ということなので、もしかして把握するのは難しいのかもしれないんですけども、図書館の役割として、市民の娯楽的な意味というのもあると思うんですけども、生涯学習ということで、いろいろ調べ物をしたり、直接借りたりはしないんですけども、読みたい資料とか、大きい百科事典みたいなものとか、そういうものについての資料の充実を図るとか、そういう方向性というのは全く持っていらっしゃらないということなんでしょうか。

○担当課（神谷美恵子）

図書係の神谷と申します。よろしくお願いします。

資料の収集につきましては、資料収集方針というものがございますので、そちらに基づいて収集をしております。もちろん、今おっしゃっていただきました参考、レファレンスの資料なんですけれども、そちらも大変充実するように心がけております。

○仕分け人（稲垣礼子）

それについての利用者のニーズを把握したりとか、実際の利用率を把握したりとか、そういうことはやっておりますでしょうか。

○担当課（神谷美恵子）

それは貸し出しのできない資料についてということですか。

○仕分け人（稲垣礼子）

そうです、はい。

○担当課（神谷美恵子）

それはちょっと残念ながら統計がとれませんので、こちらで受付に入っていたときに利用者さんの流れを見ながらの判断になります。統計は出ておりません。

○仕分け人（亀井善太郎）

多分、これに関連してなんですけど、きょうもずっと実は1日のテーマで、別に、すみません、図書館には何の罪もないんですけれども、市民の皆さんの声をどう受けとめてるのか、そのやり方、多分今のもそういう話なんだと思うんですけれども、本、貸したやつはデータとしてわかりますよね。だけど閲覧したのはわかりませんと。読んで返しちゃったらわからない。でも来てる人、市民から見ると、ああ、来たけどあの本なかったなとか、インターネットで調べたけど、あの本、ああ、うちはまだそろえてないんだとか、多分そういう話というのがある中で、利用者の具体的な声を受けとめる、ここにも「利用統計や市民ニーズを分析し」とありますけれども、具体的にこの市民ニーズを分析しということについては、図書館の皆さんとしてはどういうことをされてらっしゃるんでしょうか。

○担当課（神谷美恵子）

それは資料の収集についてというふうなことでよろしいでしょうか。

○仕分け人（亀井善太郎）

収集や、あるいは今後の運営についてということですね。

○担当課（神谷美恵子）

まず、収集につきましては、2つ大きな基本方針があります。1つは、市民の生涯学習の施設として役立つ資料を幅広く多様なレベルで収集をするということ。もう一つは、市民の現在の要求、それから潜在的な要求、それから将来想定される要求を考慮して収集するという2つの大きな基本目標と方針があります。

具体的な選び方なんですけれども、さまざまな出版情報ですとか、それから安城市の地域の状況を考えてふさわしい本を収集しています。

もっと具体的に申し上げたほうがよければ。

○仕分け人（亀井善太郎）

お願いします。

○担当課（神谷美恵子）

非常に具体的に申し上げますと、新しい本に関しましては、毎週届く本そのもの、250冊ぐらい届きますので、その中から半分以上は買っております。それから、図書のカatalog雑誌みたいなものがあるんですね、毎週新刊が載る。それから、図書係が5人おりますので、そこでみんなで選びます。それから、新聞とか、雑誌とか、週刊誌なども全部参考にしております。それから、テレビの情報なんかも参考にしております。それから、新しい本を買うばかりじゃありませんので、買いかえの本なんかは、利用者の利用の回数を調べ

て、児童書とか、文芸書とか、そういったものを買いかえております。それから、基本図書だとかロングセラーとか、そういった目録もありますので、そちらのほうから買っております。

いずれにしましても、偏らないように幾つもの方法で、いろいろな人の目で、職員で買うということが必要ですけど、論点がずれてますか。

○仕分け人（小森義史）

ええ。その中に市民という言葉が一つも出てこないで……

○担当課（神谷美恵子）

はい、わかりました。じゃ、今から言います。

○仕分け人（小森義史）

ちょっと待ってください。要は、市民参加をどうやってますかという話をしたいんです。

○担当課（神谷美恵子）

はい。2つ目の、先ほど申し上げました基本方針のもう一つのほうの市民の参加という、市民の要求をどういうふうにとらえるかということですのでけれども、直接その選定には携わっていただいております。個人的に、私、この本が読みたいけど図書館にないわという場合は、リクエストという形で書名を書いていただいて、そこで要求を、御要望を出していただいて対応しています。その対応の大体9割方は、それにおこたえしております。あとの1割のお断りについては、図書館には余りふさわしくなかったりとか、いろんな附属物がついてるような本だとか、そういったもので、もうやむなくお断りをするということが1割あります。そして、貸し出し結果を参考にして収集してますので、直接選定にはかかわっていただいておりますが、間接的なかわりというふうにとらえております。

○仕分け人（亀井善太郎）

多分これ、本というのは、本のおもしろさは僕なんかより、あるいは一般的な市民よりも皆さんのほうがよく御存じだから、それを教えてくださるという意味で、皆さんが選んでいくということについてはすごく大事なことだと思います。それこそが皆さんの価値だと思います。だけれども、一方で、多分、広く市民の皆さんが今どんなことを見てらっしゃるかという機会は、私は設けたほうがいいんじゃないかなと思います。

つまりどういうことかということ、個別にこの本を買ってほしいとかあの本を買ってほしいと言うと、言ったもん勝ちなんです。それは9割ぐらいかなえてます。多分そういう話ではなくて、今、市民がどんな関心を持ってるのか。皆さんがいろんなアンテナを高くしてるのはわかります。わかるけれども、今、市民の皆さんが、あるいはこの図書館にいらっしゃる皆さんがどんな関心を持っていらっしゃるのか。同じ組織の中にいると、これは行政だからとか、そういうことではなくて、一般企業でもそうなんですけど、やっぱり独善的になります。皆さん自身が我々よりも本について詳しいのはよくわかるから、皆さんが、多分、先々こういう本が必要だし、こういうことによって本のおもしろさを伝えようという気持ちがあるのはよくわかるし、そのプロとしてやってらっしゃるのはよくわかるんですけど、それと同時に、だからこそ今の市民がどんなことでこの図書館に対し

て満足してるのか、あるいはちょっとがっかりしてるのか、もうちょっとこういうところがあつたらいいじゃないかとか、あるいは、実はこういう分野がおもしろいと思ってるんだ、今、こういう実は新サイトができてきてるんだけどみたいなお話というのにアンテナを立てていただく材料をどうつくっていくのかというのを皆さんがどう考えてるのか知りたいんです。

○担当課（岡田知之）

まず、市民の声ということで、先ほど選定の話をしましたけど、まず市民の方のいろんな要望を一々把握は、要望をお聞きすることはできないんですけど、例えば満足度というのを実は定期的にとっておまして、その中で、平成16年からとってるんですけど、以前は図書館独自でとっていたのが、実は最近は経営管理課さんで全庁的に施設の満足度というのをみんな一括にやってるんですが、その中で、満足、まあまあ満足というその2つ、5段階評価5と4の数字を申し上げますと、以前、平成16年のときは78%、それがその次にとったときは82%、最近87%という、図書館サービス全体の満足度は伸びてきてはいるんですけど、その中で、やっぱり市民の方の生の声を直接お聞きする機会は、図書館では御意見箱ということで、常にもう図書館の1階と2階に置いてあって、はっきり言ってそう建設的な意見は出てこないんですけど、この満足度アンケートのときにも自由記入でいろいろ御意見をいただいておりますので、先ほどのいろんな利用を伸ばしてきた中にも、市民の御意見を取り入れて、予算もかからないものはすぐ取り入れて、かかるものは要求をして一つずつ詰めてきたと、そういうふうに御理解いただければと思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

これは皆さんに限らなくて、きょう、ずっと、これ6事業目なんですけども、非常に大きな特徴は、1つはいいほうの数字だけ皆さんおっしゃるんです。多分、僕は2割とか、もしこれが営利目的の企業だとすると、じゃあうちの製品に満足してくれてない人はどんな人があるんだろうとって、そこから改善の種を見つけていきます。

それから、今の話も、箱に入れてくれた人の意見は聞くけれどもというのだと、多分もったいないんじゃないかなという気がします。きょうここにおいでの方は、上久保さんと私以外は、皆さんこの安城市の市民でいらっしゃいます。長く暮らしてられる方、それからいろんな経緯はあるけれども、この安城市の市民でいらっしゃいます。その安城市の方々からいろんな意見が、今、出てくるわけですよ。こういうものを図書館の場合にどうつくっていくのかというのがすごく私は大事なんじゃないかなというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○担当課（岡田知之）

まず、本当にそのように考えておまして、実は先ほど、実利用者が3万人、18万市民のうちで常に本を借りてみえる方は2割弱しかないという現実があります。自治体によってはその実利用者が少ないところだと5%というところもあります。多いところでも日本の場合は30%いけばいいところなんですけど、安城市はそれが2割弱ということな

んですが、まず常に図書館を利用してみえない方でも、いつか、例えば何か困ったときに、じゃ、図書館へ行こうと、そういうふうな形になっていただけるように先ほどの選書も考えてますし、それから利用者アンケートについても、できるだけ私どもは市民の目線に立つような形で今までも少しずつ改善をしてやるつもりでおります。

○仕分け人（小森義史）

関連して1つだけいいですか。市民をとという意味で、市民参加というものと、それから例えば図書館の場合ですと、図書館友の会とか、それから読み聞かせの会とか、いろいろあると思うんですね。要は図書館が身近なものというのが非常に重要じゃないかなと個人的に思うんです。そういう意味で、選書やなんかもそういう機会があったりとか、あるいは何かそういういろんな、先ほど臨時職員の人々が28人ぐらいみえるという形ですけども、そういうのでも、場所によっては市民ボランティアなんかという形が考えられないものかって、あると思うんですね。要は市民をいかに巻き込んで、市民と図書館がウイン・ウインじゃないけども、いい関係になるということに対してはどういうふうにお考えかなという。

○担当課（岡田知之）

まず、図書館のボランティアさんは、読み聞かせのボランティアさんが15団体ありまして、人数は180人ほどあります。それとあわせて、図書館友の会ということで10人ほどの方が活動しておられますが、やっぱりそういうボランティアさんは、どちらかというと読み聞かせのボランティアさんは子ども向けの定期的なおはなし会ですとか、学校に向向いたりとか、そういうことが中心なんですけど、私の思いとしましては、友の会の方は、ぜひできるだけ市民のそういうボランティアの輪を友の会という形で広げていただいて、いろんな形で図書館の運営にも携わっていただけるような形に、これからは、新しい図書館の話も冒頭申し上げましたけど、持っていきたいなということを思っております。

○仕分け人（亀井善太郎）

ちょっと話題を変えて、一番気になるのは、実は46ページが一番下なんですけど、新しい図書館の移転、移転というか新しい図書館にしますというお話なんですけれども、これは、今、どこまで詰められてるかわからないんですけども、どのぐらいの金額でどのぐらいのものを御用意する予定でいらっしゃるんでしょうか。

○中央図書館長（加藤喜久）

金額関係につきましては、まだ出ておりません。ここの中心市街地の拠点施設ということで、公の部分で図書館部分がもちろんありますけども、それと多目的交流スペースということで、図書館の利用者さん以外にも幅広く交流していただけるように、それをきっかけに図書館も利用していただいたり、図書館利用者の方がいろんな交流も図っていただけるような、そういうスペースもつくっていきますけども、この9月以降に市民の方々に向けてパブリックコメント、事業計画案というのを、今、煮詰めておりますので、それ以後に金額的にはある程度のは出てくるというふうに思っております。

私どもの担当課だけじゃなく、南明治整備課、区画整理の関連もございますので、金額

につきましては、ここではちょっとまだ出ておりません。すみませんです。

○仕分け人（亀井善太郎）

ありがとうございます。わかりました。

これ、大事なことは、確かに35万に44万、大変なんでしょうね。多分詰め詰めで置いていらっしゃるだろうと思います。もしかしたら地震のときとか危険な部分とかもあるのかもしれない。

さはさりながら、これによって市民の皆さんにどういうメリットがプラスとして出てくるのか。そして、それに対して皆さんの税金をどのくらい使うのかという御説明を、かつ、先ほどずっと話としてはちょっと欠けてるかなと感じる市民の声をどう受けとめていくのかというところも含めてきちんと御説明をしていかないと、多分、いきなりパブリックコメントと言われても、ここの中にそれに対して書こうと思っても、なかなか書く材料が見つからないということもあると思いますので、具体的に金額が幾らかかるからけしからんという話ではなくて、市民の皆さんにとってこういうプラスが出てきます、今までに比べるとこういうことができます、そのために市民1人当たり幾らぐらいかかりますというようなことを、今後、情報公開していく上でぜひ丁寧に、なかなか、図書館部分が幾らでほかの底地部分は幾らとか、いろんなことがあるんでしょうから、難しいのかもしれませんが、ぜひ具体的に情報公開していただけるように、そこは、これはきょうの議論ではなかなか多分できないと思いますけれども、お願いとして申し上げたいと思います。

○仕分け人（谷口 功）

そもそもの大きな話をさせていただきたいんですけども、図書館はだれのものかということ、もう市民だというようなことで、恐らくその自治体の文化度を示す非常に重要な財産だと。そういう意味では、図書を充実させていくというのは、この貸出事業も重要な事業だとは認識しております。

ただ一方で、出版事情等を含めたりする中で、ここ10年ぐらいですか、かなり本の出版数も薄利多売な形で売られてきてるなと思います。その中で、出てきたものすべてそろえていくのかといったような選択も出てきますし、さらに電子図書といったようなツールが出てくる中で、まさに図書館、先ほど言いました地域の文化をつくっていくところでフロントに立っている中で、どういうスタンスでそういった図書の貸出事業を今後展開しようとするのか。一生懸命選ばれているというのはわかりますけれども、そういった時代に対してどのように距離を持ちながら対応しようとするのかということを少しだけ教えてください。

○担当課（神谷美恵子）

大変大きな質問で答えになるかどうかわかりませんが、確かにおっしゃるとおり、今、7万から8万ぐらいの本が毎年出版されております。うちは購入は4万3,000点ほどなんですけど、復古本といって同じ本をたくさん、絵本なんかは結構買っておりますので、タイトル数でいいますと2万5,000ぐらいで、出てる本の3割弱を購入していることになりました。

先ほども申し上げましたように、ニーズの先取りみたいなことを具体的に申し上げますと、例えば安城市民の産業別人口、意外と4割強が例えば第2次産業に携わってるよ、という工場があってどんなものをつくってるか。それから、特別支援の学校があるよとか、看護師さんが何人いらっしゃるかとか、保育士さんが何人いらっしゃるって保育科の学校があるとか、農業高校があるとか、そういったことも、状況は全部数字でとらえながらの選定をして、ニーズの先取りみたいなことをしながら、かつ困ったことにすぐ対応できるような、例えば今ですと、原発って本当にどうなのよといったときに、じゃあ今から原発の本を買いましょうと言ってたら、利用者の方はすぐ、迅速というのは物すごく大事だと思っていますので、そういったことですか、いきなり遺産相続が発生してしまっただけで困るといったときには、やっぱり最新の本をそろえておかなければニーズにはこたえられないので、そういったことで、ちょっと答えにならないかもわかりませんが。

○仕分け人（谷口 功）

御苦労されている件、よくわかります。それと、今、ふえていく資料に対してどう整理していくかというあたり、1つ、除籍するというような話もあったと思います。もう毎年7万冊ではますます、4万ふえていく中で、どうそれを整理していくかといったときに、それこそPDF化にするだとか電子化していくなんていうようなことが、今後検討されるのではないのでしょうか。

○担当課（岡田知之）

まず、電子書籍、今かなり普及し始めてきておりますけど、それは図書館向けのもはまだまだ普及が進んでなくて、一般向けはかなり進んできております。ですので、図書館向けの一般的な電子書籍がこれから普及するであろうということは見込んでおりますので、そういうものを見越して、いつでも対応できるような準備は今しております。

それ以外に、安城市といいますか、公共図書館の場合は、地域資料といいますけど、その地域の資料をこの地で提供するというのが、公共の図書館の、まちの図書館の一番大きな使命の一つだと思っておりますので、そういうものは実は計画的に平成18年度からデジタル化をして、もう既にホームページ上で公開してるものもたくさんあります。かなり先んじてやっております。

それから、もう一つ、除籍の話と絡んでくるんですが、新しい器を幾らつくっても、大きなものをつくっても、結局はまたいっぱいになるというようなことも実際あるものから、そういうことを考慮して、実は愛知県の公共図書館全体で蔵書の分担収集といいますか、ラストワンプロジェクトという言い方をしてますけど、最後の1冊は愛知県であればこの図書館が持っているから、ほかのところは除籍してもいいよというような、そういうプロジェクトも実は昨年度から始まっております。まだ軌道には乗っていませんけど、公共図書館で分担し合って保存すると、そういうことも実はもう始めております。

○コーディネーター（上久保明治）

じゃ、評価シートのほうの記入をお願いします。

少しまだ未理解の部分があるのでちょっと聞きたいんですけども、公民館との連携とい

う事業がここにちょっと載ってるんですけども、この中で、地区公民館で、公民館図書室で借りられると思います。これは非常にいい対応だなと思うんですけども、もう少し進めると、例えばその公民館にも行けない人たちがそれでも本が借りたいというときには、何か手段があるわけですか。

○担当課（岡田知之）

今、実は安城市には中学校区が8つあって、そのサービスポイントといいますか、公民館図書室が全部で10カ所あるんですけども、ですので中学校区よりも多い数の公民館図書室の整備はしておりますので、おおむねどこからも2キロ以内で、歩くのはちょっと大変かもしれませんが、2キロですと30分前後で公民館に行けると、そういう整備はして、どこで借りても返してもいいというのを行ってはいますが、あとそれ以上に、例えば家を出るのもなかなか大変だという方のサービス、どちらかというと障害者のサービスにつながってくるのかなと思います。そういうものの宅配ということを実際にほかの自治体の図書館ではやっているとありますが、まだ安城市の場合はやっておりませんので、多少の負担をお願いする形になることもあるかもしれませんが、そういう宅配サービスというの、今後、考えていきたいなということは思っております。

○コーディネーター（上久保明治）

おっしゃるとおり、受益の負担というのが当然発生するという事は十分あるかと思うんです。やはり図書館の利用を伸ばす手法として、この3万人の今の実利用者をいかに伸ばしていくかというのは、やはり図書館として考えるべき仕事だと私は考えております。そういう質問をさせていただきました。

そのほか、何かございますか。

○仕分け人（亀井善太郎）

先ほど谷口さんがおっしゃったとおりというか、もう本当に成果指標って、図書館、すごく難しいんだと思うんです。難しいんだけど、でもやっぱり何かしら、ここにこの図書館があつてよかったなと市民の皆さんに、使ってる人はもちろん、使っていない人も、ああ、そうだねとわかってもらえるような、何かそこのはかり方というのはぜひ皆さんで考えていただきたいなと思います。使ってる人の満足度、まあ、そりゃそうだよね、合った本があれば満足なのかもしれない。だけれども、多分、皆さんの価値は、その時代の先を見て、こういう本があるよ、きっと安城のみんな、こういうのは読んどいたほうがいいよ、あるいは安城の歴史を踏まえたら、こういうのは私たちでとっといたほうがいいよということが多分あるんだと思うんですね。ですから、具体的に言えば、地域に対する誇りだとか、あるいはそういう議論が活発に行われるまちなのかとか、これをなかなかのはかるのは難しいんだけど、図書館があつてよかったと思える、そしてそこを納得していただけるようなものをはかるように、皆さん自身がこれはぜひ、皆さん御専門なので、考えていただけると、私はいろんな意味でいいんじゃないかなという気がいたしました。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

それでは、時間も来てますので、そろそろ仕分け人の皆さんの御意見を伺っていきたいと思います。

それでは事業番号6番、図書館資料の貸出事業について、仕分け人の皆さんの御意見を伺います。

この事業について不要だと思われる方。

ゼロベースで見直しが必要。

実施主体の見直しが必要。

安城市が行うけども、改善が必要だとおっしゃる方。

安城市が現行どおりまたは拡充とおっしゃる方。

ありがとうございます。

はい、じゃ、仕分け人意見としては、現行どおり実施するということになりました。

それでは、仕分け人のどなたかに御意見いただけたら。

○仕分け人（谷口 功）

もう先ほど言いましたように、自治体の文化資源としてより一層の充実を。ただ、そこには、この要改善等も本当に関連しますけども、時代を先取る形で、一つの価値を図書館として示すという社会的な役割は期待したいなというふうに思っています。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

じゃ、少数の要改善で、小森さん、お願いします。

○仕分け人（小森義史）

4番なのか5番なのかはちょっとあれなんですけども、5番を含みつつ、その拡充するときにもうちょっと市民の視点なり、皆さんの専門性は非常に高く評価するんですけども、やっぱり市民の意見なり市民の参加をもう少しあわせてやっていただけるといいかなということで、その部分が改善ということです。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございました。

それでは、判定人の皆様の結果を発表したいと思います。

図書館事業、図書館の貸出事業について発表いたします。本事業について、不要、それからゼロベース、実施主体の見直しについてはありませんでした。要改善が11名、現行どおり・拡充が10名ということで、非常にこうした結果になりましたけども、判定人の結果につきましては、要改善ということになります。

それでは、市民の方で御意見のある方いらっしゃいましたらお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民判定人

私もよく図書館を利用させていただいてるんですけども、今の中央図書館は本当に環境がいいところで、蔵書も多くて、最初に安城市に来たときに本当にびっくりしました。ぜひああいう施設が今のところであればいいんですけども、とにかく遠いんですね。この辺

は車社会ですから車で行かれる方にはいいんですけども、もうちょっと交通の便がいいところであればもっと入館される方は多いと思いますので、今度、更生病院の跡で何かそういう事業があるということをお聞きしまして、期待しておりますので、よろしくお願ひします。

○コーディネーター（上久保明治）

はい、ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

○市民判定人

私の娘も転勤であちこちのまちへ行って、安城市の図書館がとても充実しているということで褒めておりましたけれども、きょうの事業仕分けの中で一番仕分け人の方の質問に割合に的確にいい返答が返ってきたので、実際、きょうの事業仕分けの中で最優秀だったかなと。（拍手）

○コーディネーター（上久保明治）

ありがとうございました、非常に励みになるようなご意見を。

それでは、判定人の皆様からいただいた御意見を少し紹介して終わりたいと思います。

まず、図書館の運営について、やっぱり市民の意見をどうやって吸い上げていくかという、これが課題だよというような意見が出ております。そういうことの中で、ボランティアや市民の協働参画というのがもう少しあってもいいんじゃないか、図書カードの問題もいろいろあるかもしれませんがということでもありますけれども、こういうことがあることと、移転についていろんな意見が出されてます。当然、早く移転してくださいという意見もある中で、移転の見直しというか、移転をすること自体がいいのかどうか、こういう意見も寄せられています。これ、本当に市民のいろんな議論を交える中で決定していくことだとやっぱり私も思います。最終的に蔵書の件については、市民の要望にこたえる蔵書と図書館が主となって備えるべき蔵書というのはやっぱり違うと。そこはきちんと整理する中でバランスのよい運営をしていっていただきたいと、このような意見が出されております。

本当に市民の期待が高い事業だということが今の御意見を見てもわかりましたんで、本当にいい仕分けになったかと、私も今思っております。

それでは、事業番号6番、図書館資料貸出事業については、これをもって終了といたします。どうもありがとうございました。

それでは、これをもって本日のこの会場のすべての事業を終了いたします。仕分け人の皆さん、判定人の方、どうも慎重な議論をありがとうございました。

○事務局（朝岡一秀）

本当にお疲れさまでした。最後、事務局のほうからでございます。

あすでございますが、両会場とも午前9時30分から事業仕分けを開始いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それから、アンケートにつきまして、市民判定人の皆さん、机の上に置いてお帰りにな

られてください。傍聴者の方につきましては、恐れ入りますが、廊下の箱のほうにお願いします。それから、判定人の方、あわせて名札を机の上に置いて帰っていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

では、1日、長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉会)